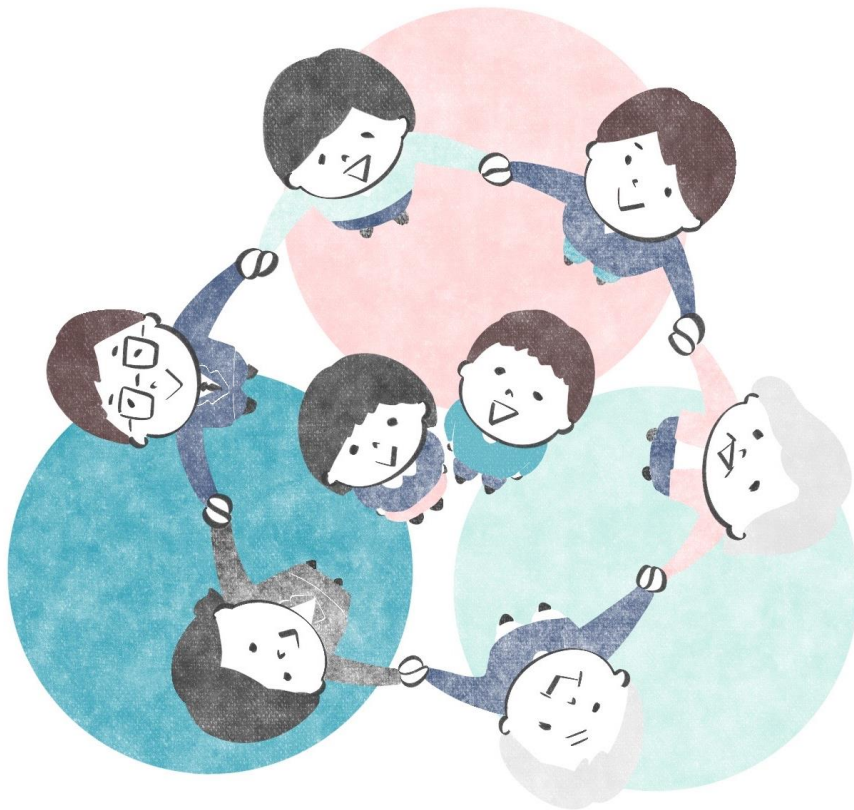


磐梯町 第4期障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

～ 目 次 ～

第1章 総 論

第1節 計画策定の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格・位置付け	3
3. 計画の基本理念と目標	4
4. 計画の期間	5
5. 計画策定の体制	5
6. 計画の推進体制	5
第2節 障がい者を取り巻く現状	6
1. 障がい者数の現状	6
2. 教育施策の現状	8

第2章 各 論

第1節 啓発・広報・ボランティア	10
1. 住民等への啓発・広報活動の推進	10
2. ボランティアの育成と活動の充実	11
第2節 保健・医療	11
1. 保健活動の推進	11
2. 医療サービスの充実・高齢期移行に伴う支援	12
第3節 福 祉	13
1. 在宅福祉サービスの充実	13
2. 施設等入所から地域生活への移行支援	14
3. 相談支援体制の充実	14

第4節	教育・育成	15
1.	教育施策の充実	15
2.	生涯学習施策の充実	16
第5節	雇用・就業	16
1.	雇用の場の確保	16
2.	一般就労・福祉的就労への支援	17
3.	相談・支援の充実	18
第6節	生活環境	18
1.	やさしいまちづくりの推進	18
2.	安全で安心な住環境の整備	19
第7節	スポーツ・文化	19
1.	スポーツ・文化活動の充実	19

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節	計画の概要	22
1.	計画策定の趣旨	22
2.	計画の位置付け	22
3.	計画の基本理念	22
4.	計画の期間	23
5.	計画の評価及び推進体制	24
6.	障がい福祉サービスの体系	25
第2節	第6期障がい福祉計画における成果目標の分析・評価	26

1. 地域生活移行及び一般就労の実績について	26
第3節 令和8年度に向けた成果目標	29
1. 本項目の内容と目的	29
第4節 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込み量	37
1. 障がい福祉サービス及び相談支援の実績と見込み量	37
2. 地域生活支援事業の実績と見込み量	47
資料編	
・ 磐梯町障がい福祉計画アンケート調査結果	54
・ 磐梯町障害者自立支援協議会設置要綱	82
・ 磐梯町障害者自立支援協議会委員名簿	85

第 1 章

総

論

第1節 計 画 策 定 の 概 要

第2節 障 が い 者 を 取 り 卷 く 現 状

第1章 総論

第1節 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

磐梯町では、リハビリテーション※1及びノーマライゼーション※2の理念のもと、「磐梯町総合計画」の基本構想に掲げる「共創・協働のまちづくり」の実現を目指し啓発・広報、保健・医療、福祉、教育・育成、雇用・就業、生活環境、スポーツ・文化の7つの部門を柱として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備に取り組んでおります。

一方、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限に自己表現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

こうした変化に対応するとともに、障がいのある人が地域のなかで人格と個性を尊重され、障がいの有無に関わらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がいのある人やその家族のニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第4期磐梯町障がい者計画・第7期磐梯町障がい福祉計画・第3期磐梯町障がい児福祉計画」を策定するものです。

※1 リハビリテーション ～ 障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージ（乳幼児期、青年期、壮年期、老年期などの人の一生の各段階のこと。）のすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

※2 ノーマライゼーション ～ 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会であるとの考え方。

2. 計画の性格・位置付け

「第4期磐梯町障がい者計画」は、障がい者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「第7期磐梯町障がい福祉計画」は、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者総合支援法に基づき必要な障がい福祉サービスの量や提供体制確保について定める計画です。

「第3期磐梯町障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として定める計画です。

「第4期磐梯町障がい者計画」は、本町における障がい者施策の最上位計画であり、「第7期磐梯町障がい福祉計画」及び「第3期磐梯町障がい児福祉計画」を内包した計画となっています。なお、児童福祉法第33条の20第6項の規定により「市町村障害児福祉計画」は「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるため、本町においては、「第7期磐梯町障がい福祉計画」と「第3期磐梯町障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

第4期磐梯町障がい者計画

（根拠法令：障害者基本法）

障がい者施策全般についての基本的な事項を定める計画

○第7期磐梯町障がい福祉計画

（根拠法令：障害者総合支援法）
障がい福祉サービス等の見込量と
その方策について定める計画

○第3期磐梯町障がい児福祉計画

（根拠法令：児童福祉法）
障がい児通所支援等の見込量と
その方策について定める計画

3. 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

本計画においては、障がいのある人もない人も、社会・経済・文化等の幅広い分野にわたって共に活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方と、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方、この2つの考え方を踏まえ、すべての住民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指すことを基本理念とします。

(2) 基本目標

基本理念に基づき、すべての住民が安全に、安心してお互いに支えあいながら暮らすことができるとともに、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと生活できるよう推進します。

①障がい者の自立と社会参加のための利用者本位の支援

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、障がい者ニーズに適切に対応しながらライフステージに応じた総合的な支援に努めます。

②障がい者の地域生活への移行促進

障がい者の生活の場を施設等から地域に移していくための在宅福祉サービスの充実をはじめ保健医療施策の推進、雇用の場の拡大などに努めます。

③障がい者の暮らしやすい社会づくり

すべての人が自らの意思で、安全・安心・快適に学び・暮らし・働き・活動する社会の実現など、障がい者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

4. 計画期間

障がい者計画は、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、その計画期間を、令和6年度から11年度までの6か年とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から8年度までの3年間を第7期計画、第3期計画とし、令和9年度から11年度までの3年間を第8期計画、第4期計画とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期磐梯町障がい者計画					
第7期磐梯町障がい福祉計画 第3期磐梯町障がい児福祉計画			第8期磐梯町障がい福祉計画 第4期磐梯町障がい児福祉計画		

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がいのある方に「磐梯町障がい福祉計画策定に関するアンケート調査」を実施し、現状の把握、意向確認、課題を整理し「町障害者自立支援協議会」において策定しました。

6. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、次に掲げる体制とします。

(1) 庁内体制

多岐にわたる分野での対応が求められることから、関係課との連絡調整を密にし、障がい福祉の担当課で進行管理を行います。

(2) 庁外体制

計画の目標達成に向けては、諸施策の実施を図るとともに、地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、保健・医療関係者、教育関係者、福祉サービス事業者等の支援体制が不可欠であるため、「町障害者自立支援協議会」の機能を強化し協力を求め、計画の進捗状況と実施状況の点検・評価を行います。

第1章 総論

第2節 障がい者を取り巻く現状

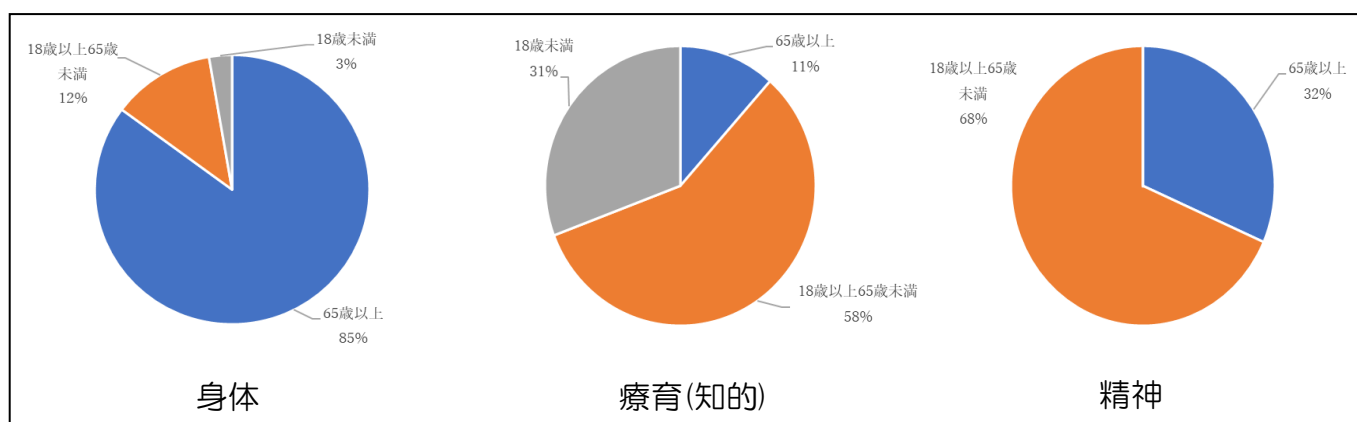
1. 障がい者数の現状

令和5年4月1日現在の本町の身体障がい者は148人（身体障害者手帳交付者数うち23人が65歳未満）で、知的障がい者は29人（療育手帳交付者数うち26人が65歳未満）、精神障がい者は19人（精神保健福祉手帳交付者数うち13人が65歳未満）です。

近年総人口が減少しており、障がい者（各手帳交付者）の数も減少しました。転出や死亡により減少したものと考えられます。

	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	障がい者数計 (人)	総人口 (人)	総人口に占める 障がい者の割合 (%)
平成23年	225	20	15	260	3,867	6.72
平成29年	195	26	15	236	3,579	6.59
令和5年	148	29	19	196	3,251	6.03

※各年4月1日現在の交付者数及び町総人口



(1) 身体障がい者

本町の身体障がい者手帳の所持者は平成29年の195名から令和5年には148名と減少しております。しかし、手帳所持者の125人が65歳以上で、全体の約85%占めており、いわゆる高齢障がい者が増加傾向にあります。（平成29年は約83%）。障がい別では、〔肢体不自由〕が83人で全体の約56%となっており、〔内部障がい〕が40人で全体の約27%を占めています。

程度別では、「1級・2級」の重度障がい者が53人で、全体の約36%を占めています。

身体障がい者数の推移

(単位：人)

	障がい種類別内訳					程度別内訳						
	視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体不自由	内部	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成23年	13	25	2	124	61	60	28	47	52	18	20	225
65歳未満	(1)	(3)	(0)	(25)	(13)	(14)	(11)	(5)	(6)	(3)	(3)	(42)
平成29年	9	27	1	109	49	47	21	39	59	12	17	195
65歳未満	(0)	(4)	(0)	(20)	(10)	(12)	(6)	(5)	(4)	(2)	(5)	(34)
令和5年	7	17	1	83	40	38	15	28	46	7	14	148
65歳未満	(2)	(5)	(0)	(11)	(5)	(10)	(3)	(2)	(2)	(2)	(4)	(23)

※各年4月1日現在の手帳交付者数

(2) 知的障がい者

本町の知的障がい者手帳の所持者は平成29年の26人から令和5年には29人と増加傾向にあります。また、65歳未満が26人で65歳以上が3人と身体障がい者に比べ若年傾向にあります。

知的障がい者数の推移

(単位：人)

	程度別		年齢別			合 計
	A	B	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
平成23年	8	12	6	13	1	20
平成29年	12	14	8	15	3	26
令和5年	11	18	11	15	3	29

※各年4月1日現在の手帳交付者数

(3) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成29年の15人に対して令和5年は19人と増加傾向にあります。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者は30人おり、手帳を取得されていない精神障がい者の方も多数おります。

精神障がい者数の推移

(単位：人)

	程度別			年齢別			合 計
	1	2	3	18歳未満	18歳以上～ 65歳未満	65歳以上	
平成23年	1	11	3	0	13	2	15
平成29年	2	10	3	0	11	4	15
令和5年	2	8	9	0	13	6	19

※各年4月1日現在の手帳交付者数

2. 教育施策の現状

障がい等により、通常の学校において指導を受けることが不可能若しくは著しく困難、又は通常の学校における指導のみによっては十分な教育効果が期待できない児童生徒については、その能力を最大限に引き出し、社会的な自立および参加を可能な限り実現することを目的として、障がいの種類程度等に応じ、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細かな教育を行うこととしています。

①特別支援学校在籍者数

令和5年4月1日現在

(単位：名)

学 校 名	小学部	中学部	高等部	合 計
猪苗代支援学校	2	1	3	6
会津支援学校	1	0	2	3
合 計	3	1	5	9

②特別支援学級在籍者数

令和5年4月1日現在

(単位：名)

学校名	在籍者数
磐梯第二小学校	6
合 計	6

第 2 章

各 論

第 1 節 啓 発 ・ 広 報 ・ ボ ラ ン テ ィ ア

第 2 節 保 健 ・ 医 療

第 3 節 福 祉

第 4 節 教 育 ・ 育 成

第 5 節 雇 用 ・ 就 業

第 6 節 生 活 環 境

第 7 節 ス ポ ー ツ ・ 文 化

第2章 各論

第1節 啓発・広報・ボランティア

1 住民等への啓発・広報活動の推進

[現状と課題]

障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいについての正しい知識の普及を進め、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図る必要があります。また、共生社会実現に向けて本町でもより一層の支援に取り組んでまいります。

[具体的な取り組み]

(1)障がいに対する正しい理解等の普及・啓発

○障がい者が地域社会の中で安心して生活するために、すべての人が障がいや障がい者に対する正しい理解を持ち、ノーマライゼーションの浸透を図ることができるよう、学校や職場、地域において普及・啓発活動を推進します。

(2)「磐梯弘報」・ホームページ等による啓発広報

○障がい者福祉に関する町の取り組みや各種福祉サービスの案内掲載と啓発広報を行います。なお、広報にあたっては、障がい特性に応じた読みやすく、わかりやすい広報活動に努めます。

(3)ヘルプカード普及啓発と利用促進

○障がい者が緊急時に周りの人に支援をお願いする「ヘルプカード」を作成し、住民への周知・啓発に努めてまいります。

(4)啓発イベントの開催

○人権教育・啓発作品の募集・展示や各種行事の開催等により、「障害者週間（障害者基本法）」の周知を図るなど、広く住民意識の高揚を図ります。

2 ボランティアの育成と活動の充実

[現状と課題]

地域福祉の担い手である住民による主体的なボランティア活動が障がい者の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開されるよう環境づくりに努めてまいります。

[具体的な取り組み]

(1) 広報活動による啓発

○各分野におけるボランティア活動について、広報紙やホームページなどを活用して活動のPRや情報提供を行います。また、町内企業に対して、ボランティア活動への参加や支援を働きかけます。

(2) ボランティア学習の充実

○児童・生徒の福祉体験等により、ボランティアの理解や参加を促し、活動の普及啓発に努めます。さらに、学校と地域が連携してボランティア活動を行う機会をつくるなど、ボランティア学習の場の充実を図ります。

(3) ボランティア団体に対する支援

○町内で活動するボランティア団体に対する支援を行い、活動の充実、促進を図ります。

第2節 保健・医療

1 保健活動の推進

[現状と課題]

障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見のためには、乳幼児期、思春期、母性のライフサイクルの各期を通じた健康づくりによる対策が重要であり、先天的障がい及び後天的障がいに対する取り組みが必要です。また、母子保健の知識の普及啓発のため、妊娠中及び出産後並びに乳幼児期においては、個々のケースに応じたきめ細かな保健指導が必要です。このため、妊産婦及び乳幼児等に対し相談・教育を行い、母子保健の充実を図ってまいります。

健康づくりについては、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る。」という認識を持ち、健康増進のための生活慣習を確立することが大切であることから、あらゆる部門において、予防への意識の徹底を実践してまいりました。

[具体的な取り組み]

(1)健康診断体制の充実

○障がいの早期発見・早期支援を目的として、年代に応じた各健康診断等の充実を図ります。また、適正な医療と自己管理による生活習慣の改善が図られるよう、健康診断後の指導の充実を図ってまいります。

特に就学前に子どもの発達面の問題を早期発見するため、医師、保健師、臨床心理士等による乳幼児健診や4歳児健診、発達相談会などで発達の確認を行い、関係機関連携の中、支援が必要な子どもとの関わり方など保護者へ指導してまいります。さらに、必要に応じ、専門医療機関等につなげ、的確な支援の充実を図ります。

(2)相談・指導の充実

○妊娠届の時点から担当の保健師が母親との1対1の信頼関係を築き、子育て期の保護者の育児不安などの軽減や虐待を未然に防ぐために、妊娠初期から相談体制の充実を図り、切れ目のない支援を行います。

○妊娠期及び乳幼児期から将来に向けた生活習慣病の予防及び健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。さらに、機能低下防止と健康の維持・回復を目的とした健康相談、訪問指導など保健指導の充実を図ります。

2 医療サービスの充実・高齢期移行に伴う支援

[現状と課題]

医療機関と保健・福祉サービス提供機関との相互の連携強化が求められ、障がい者の高齢化に伴い、障がい福祉と介護保険の連携強化が求められています。

[具体的な取り組み]

(1)①医療との連携強化

○障がい者の地域での生活を支援するため、医療との連携を強化し、継続的かつ効果的なサービスの充実を図ります。

(2)医療費の助成

○障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

(自立支援医療の給付、重度心身障害者医療費助成、人工透析通院費補助事業)

(3) 高齢期移行に伴う支援

○現行制度では介護保険優先適用となっているため、高齢期を迎えた障がいのある方の多くは介護保険への切り替えが必要となります。障がい福祉から高齢者福祉へ制度が変わっても円滑なサービス利用ができるように支援してまいります。

第3節 福祉

1 在宅福祉サービスの充実

[現状と課題]

地域における障がい者の自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、ニーズに応じたサービス提供体制の整備が必要です。

[具体的な取り組み]

(1) 訪問系サービスの拡充

○在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護等）の質と量を確保します。

(2) 日中活動系サービスの拡充

○障がい者一人ひとりが、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護等の日中の介護サービスや自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。

(3) 移動支援事業の拡充

○地域生活支援事業として、障がいのある人が、社会参加等のために外出を必要とする場合に、ヘルパーの派遣を行います。

(4) 訪問入浴サービス事業

○地域生活支援事業として、入浴が困難な重度の身体障がい児・者の家庭に移動入浴車を派遣し、在宅介護を支援します。

(5) 日中一時支援事業

○地域生活支援事業として、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等に対して日中における活動の場を提供します。

(6) 在宅福祉サービスの周知広報

○サービス対象者等に広く周知広報を図るとともに、障がい特性に応じた読みやすく、わかりやすい広報活動に努めます。

(7) ケアラー支援の充実

○近年、家族の介護等に追われるケアラーや 18 歳未満のヤングケアラーが問題となっており、ケアラーが一人で抱え込むことがないよう、交流やリフレッシュできる場の提供に努めます。

※ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」など、ケアに必要な家族などを無償でケアする人のことです。また、18 歳未満のケアラーのことをヤングケアラーといいます。

2 施設等入所から地域生活への移行支援

[現状と課題]

障がい者本人の意向を尊重した地域での生活を促進するため、地域移行への支援が必要であり、地域生活移行を推進するための地域ぐるみの支援体制の整備が求められています。

[具体的な取り組み]

(1) 安心して生活できる地域生活の基盤づくり

○地域移行を支援するにあたり、公的な福祉サービスの充実はもちろん、地域住民やボランティア団体等による「地域で支え合う仕組み」を構築し、安心して生活できる地域生活の基盤づくりを推進します。

(2) 障がい者福祉施設の充実

○身体障がい者（児）の通所型施設とともに、自宅での生活が困難な知的障がい者や精神障がい者が自宅同様に安心して生活できるグループホーム等の整備を支援します。

3 相談支援体制の充実

[現状と課題]

身近で気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口まで、窓口機能の役割分担を明確にし、各種福祉サービスの紹介や広く生活全般に関わる情報提供に努めます。

[具体的な取り組み]

(1) 相談支援事業

○地域における身体・知的・精神障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、専門的な機関への委託など相談支援事業の充実を図ります。相談支援事業では、生活

相談や必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、ケアマネジメントによる障がい福祉サービス等の利用支援など障がい者の地域生活を支援します。

(2) 磐梯町障害者自立支援協議会

○地域における障がい福祉に関し、関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行ってまいります。

第4節 教育・育成

1 教育施策の充実

[現状と課題]

障がいのある子どもや障がいの傾向がうかがえる子どもに対する早期発見・早期支援については、保育・教育機関が連携し、障がいのある子どもの学ぶ機会を拡充し、早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し一貫した支援ができる体制の整備を図る必要があります。

[具体的な取り組み]

(1) 保健と教育の連携

○保健師が保育士、幼稚園教諭、学校教諭、養護教諭等との連携を図り、子どもの発育・発達を支援する体制を強化します。

保育所・幼稚園・小学校・中学校・児童館・こども館において、特に早期療養が必要な子どもについては、専門職（医師・臨床心理士・作業療法士）の指導を得て、よりよい成長を促すための支援を図るとともに、必要な支援が受けられるよう関係機関との連携を強化します。

(2) 早期発見・早期療育の推進

○医師、保健師、臨床心理士等による乳幼児健診や4歳児健診、発達相談会などにより、発達の確認を行い、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの早期発見を図り、早期療育へつながるよう、医療・保健・福祉の連携を深め、情報の共有化や支援ネットワーク機能の充実に努めます。

(3) 療育支援体制の充実

○一人ひとりの状態や特性、ニーズに応じた専門的で適切な療育指導を受けられるよう療育体制の充実に努めます。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携の強化に努めます。

(4) 保育・幼児教育の充実

○身近な地域において育てることができるよう、保育所・幼稚園での受入体制の充実に努めるとともに保育所・幼稚園への専門機関による助言や連携の強化に努めます。

(5) 福祉教育の推進

○学校教育の段階で児童が障がいを理解し行動できるよう、教育活動全体を通じて行う道徳教育、ボランティア活動や総合的な学習の時間等で思いやりをもつこころの育成と子どもたち一人ひとりの主体性と自立性の向上を推進してまいります。

2 生涯学習施策の充実

[現状と課題]

障がいを持つ人が、その日常生活を豊かなものとするためには、学習・文化活動等をいかに充実させるかが重要であります。そのため、地域の中で多様な形で社会に関わりたいと願う障がい者や家族の思いを支援し、社会参加につなげていくことができるよう、障がい者の参加、環境の整備や活動支援が重要となっています。

[具体的な取り組み]

(1) 参加しやすい環境づくり

○イベントや行事、余暇活動に参加することができるように、移動支援等のサービスを提供し、社会参加が阻害されないよう合理的配慮についての啓発に努めてまいります。

(2) 障がい者を支える活動の支援

○障がい者を支える家族や団体等の活動が、障がい者の社会参加の促進につながるよう活動を積極的に支援します。

第5節 雇用・就業

1 雇用の場の確保

[現状と課題]

就労は自立した生活の基盤となるとともに生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであります。そのため、障がい者がその能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。

[具体的な取り組み]

(1) 事業主への啓発

○障がい者雇用支援月間（9月）等を中心に、町内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。

(2) 公共団体への雇用促進

○町及び町関係団体等における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を促進します。

(3) 障がい者就労施設等からの物品調達

○障がい者就労施設等からの優先的・積極的に、物品やサービスを調達するよう努めます。

2 一般就労・福祉的就労への支援

[現状と課題]

一般就労への移行を希望する障がい者に、雇用機会や訓練指導等の支援充実を図り、就労に伴う生活面の課題等に対し、就労の継続を図る必要があります。しかし、一般就労が困難な障がい者の就労や交流活動等の場として、福祉的就労事業所等の充実を図っていく必要があります。

また、特別支援学校等新卒者においても、早い段階から学校をはじめ関係機関が連携して、就労支援に取り組んでまいります。

[具体的な取り組み]

(1) 就労継続支援事業（A型：雇用型）

○雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行ってまいります。

(2) 職場定着と継続就労への支援

○障がい者の職場への定着（就労定着支援）と就労の継続を支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がい者・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。

(3) 就労継続支援事業（B型）

○年齢や体力面で一般就労が難しい障がい者等を対象に、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する事業であり、小規模作業所等から当該事業へ円滑な移行の促進を図ります。

(4) 就労選択支援

○アセスメントにより、適性や配慮事項などに応じて、一般就労や就労継続支援 A 型、B 型などの選択をし、障がい者が本人にあった就労することができるよう支援を行います。

(5) 特別支援学校新卒者の進路の促進

○特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、早い段階から一般就労や状態にあった事業所での就労訓練に繋がるような支援を努めてまいります。

3 相談・支援の充実

[現状と課題]

就労希望者に適切な求人情報が伝わり、障がい者の雇用が促進されるよう、求職活動への支援が必要です。

[具体的な取り組み]

(1) 求人・求職者情報の提供

○ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労相談に応じます。

(2) 就労関係機関との連携強化

○障がい者の就労や生活支援に携わる各種関係機関との連携強化を図ります。

第6節 生活環境

1 やさしいまちづくりの推進

[現状と課題]

公共施設等については、障がい者用トイレの整備やスロープなどによる段差の解消等に努めていますが、障がい者が地域社会で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後も総合的に福祉の視点を組み入れたまちづくりを進める必要があります。

[具体的な取り組み]

(1) 人にやさしい施設整備の推進

○ユニバーサルデザインや「福島県人にやさしいまちづくり条例」の考え方を踏まえ、高齢者や障がい者が安全で快適に利用することができる施設の整備を推進します。

(2) 安全で快適な道づくり

○歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。
また、看板や駐輪など路上障がい物のない歩道環境や、障がい者用駐車スペース（おもいやり駐車場）の利用マナー等について啓発を図ります。

2 安全で安心な住環境の整備

[現状と課題]

障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防犯・防災体制の整備や災害発生時の避難等に支援を必要とする災害弱者を事前に把握し、主に地域で安否確認などの必要な支援を行える体制の整備が求められています。

[具体的な取り組み]

(1) 住民の避難誘導體制の整備

○障がい者や家族の人権に配慮した非常時の安否確認体制や連絡通報体制の整備に努めるとともに、一般の避難所での共同生活が困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、町老人福祉センターや町保健医療福祉センターを福祉避難所として、受け入れ体制についても万全を期してまいります。また、防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練等を活用し防災意識の普及に努めてまいります。

(2) 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備

○行政や障がい者関係団体等が連携し、地域における障がい者の安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防犯・防災体制づくりを推進します。

(3) 個別避難計画の作成

○災害時等に、自ら避難することが困難な障がい者に対して避難の支援、安否の確認、その他生命 又は身体を災害から保護するために必要なことを行うため、計画を作成し、ひとりひとりの避難支援ができる体制づくりを行います。

第7節 スポーツ・文化

1 スポーツ・文化活動の充実

[現状と課題]

健康で快適な潤いのある日常生活を営むうえで、文化活動は大切なものであり、家庭にこもりがちな障がい者にとって社会参加のきっかけにつながるため障がいの態様に応じた気軽に楽しめるような環境づくりを促進してまいります。

[具体的な取り組み]

(1) スポーツ・レクリエーション交流の促進

○地域で取り組んでいるスポーツ・レクリエーション交流に障がい者も気軽に参加でき

るよう機会の拡充を図るとともに、障がい者スポーツの指導者の育成に努めてまいります。

(2)文化活動参加の支援

○障がい者による絵画、手工芸術品を展示し、障がい者の社会参加と町民の障がい者に対する理解を深めます。

(3)余暇活動事業

○町社会福祉協議会と連携し、余暇活動事業を実施し交流やふれあいの場の創出に努めてまいります。

第 3 章

第 7 期 障 が い 福 祉 計 画 第 3 期 障 が い 児 福 祉 計 画

第 1 節 計 画 の 概 要

第 2 節 第 6 期障がい福祉計画における成果目標の分析・評価

第 3 節 令和 8 年度に向けた成果目標

第 4 節 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込量

—第 1 節 計 画 の 概 要

1 計画策定の趣旨

「第 7 期磐梯町障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の理念を実現するため、国の示す基本指針に則し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 8 年度における各種サービスに関する数値目標及び各年度のサービス提供見込み量を設定し、サービス提供体制の確保や推進のための取組について定めるものです。

また、継続的に策定してきた第 1 期から第 6 期までの磐梯町障がい福祉計画及び第 1 期から第 2 期までの磐梯町障がい児福祉計画の内容及び実績を踏まえ、地域の特性を考慮しながら、これまでの取組を更に推進するものとして策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体的なものとして策定するものであります。

また、町は基本理念でもある、自立と共生の社会実現を目指し、障がい者が地域で暮らせるための社会作りに取り組みます。

3 計画の基本理念

本計画では、障害者基本法の理念や国が示した基本指針における配慮点を踏まえながら、同時に策定した「第 4 期磐梯町障がい者計画」との一体性の観点から、以下を基本理念としました。

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、
人として尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」

障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の一員であることを認め合い、支え合える社会である「共生社会の実現」は、障害基本法にうたわれている、変わらない普遍的な理念です。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間といたします。

また、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていくため、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画									
	第3期障がい者計画			第4期障がい者計画					
障がい児福祉計画・ 障がい福祉計画									
	第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

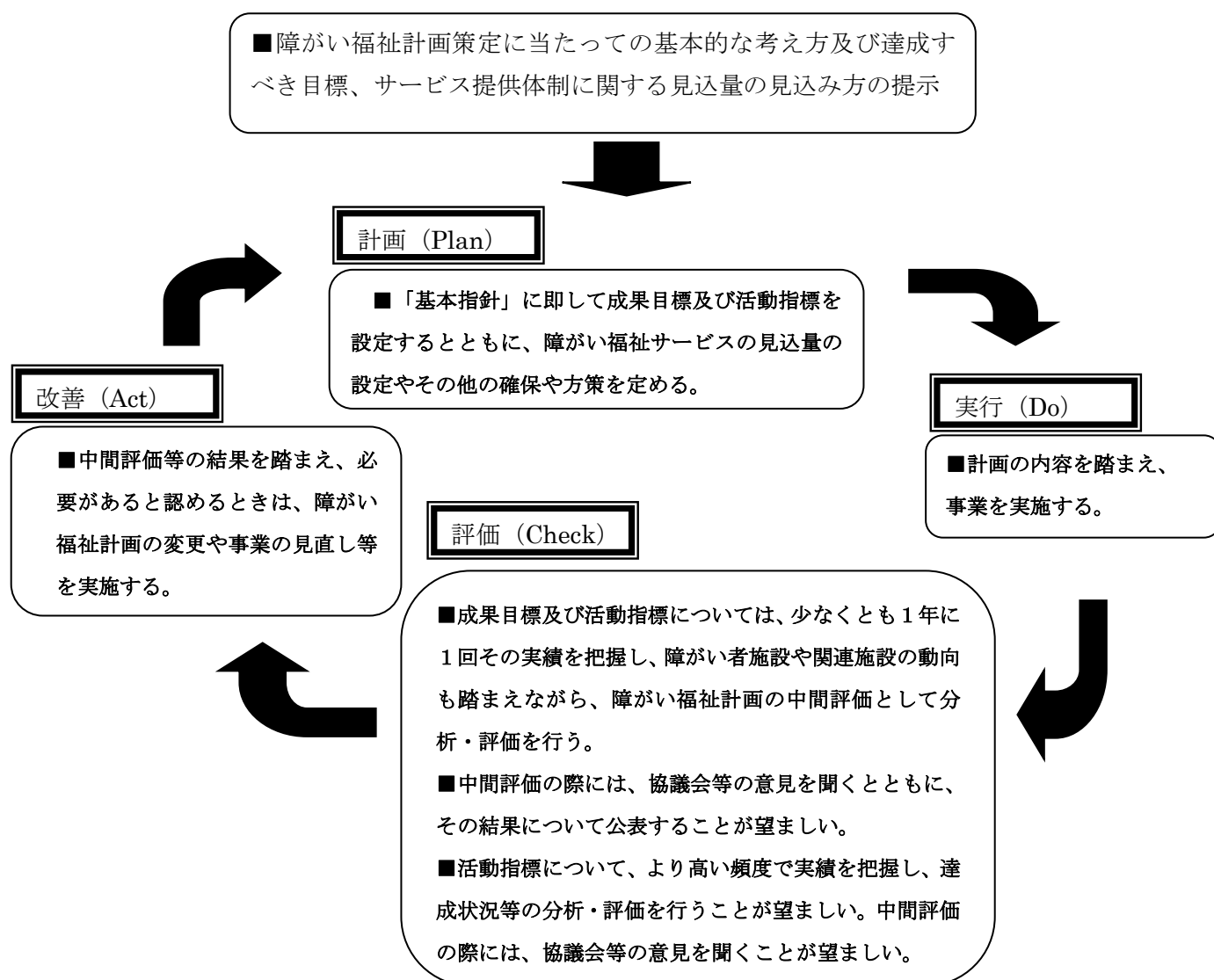
5 計画の点検・評価及び推進体制

障がい福祉計画の推進にあたって、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは計画を変更するとともに、その他必要な措置を講じることが必要となります。

そのため、PDCA サイクルを用いて「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを実施するものとします。

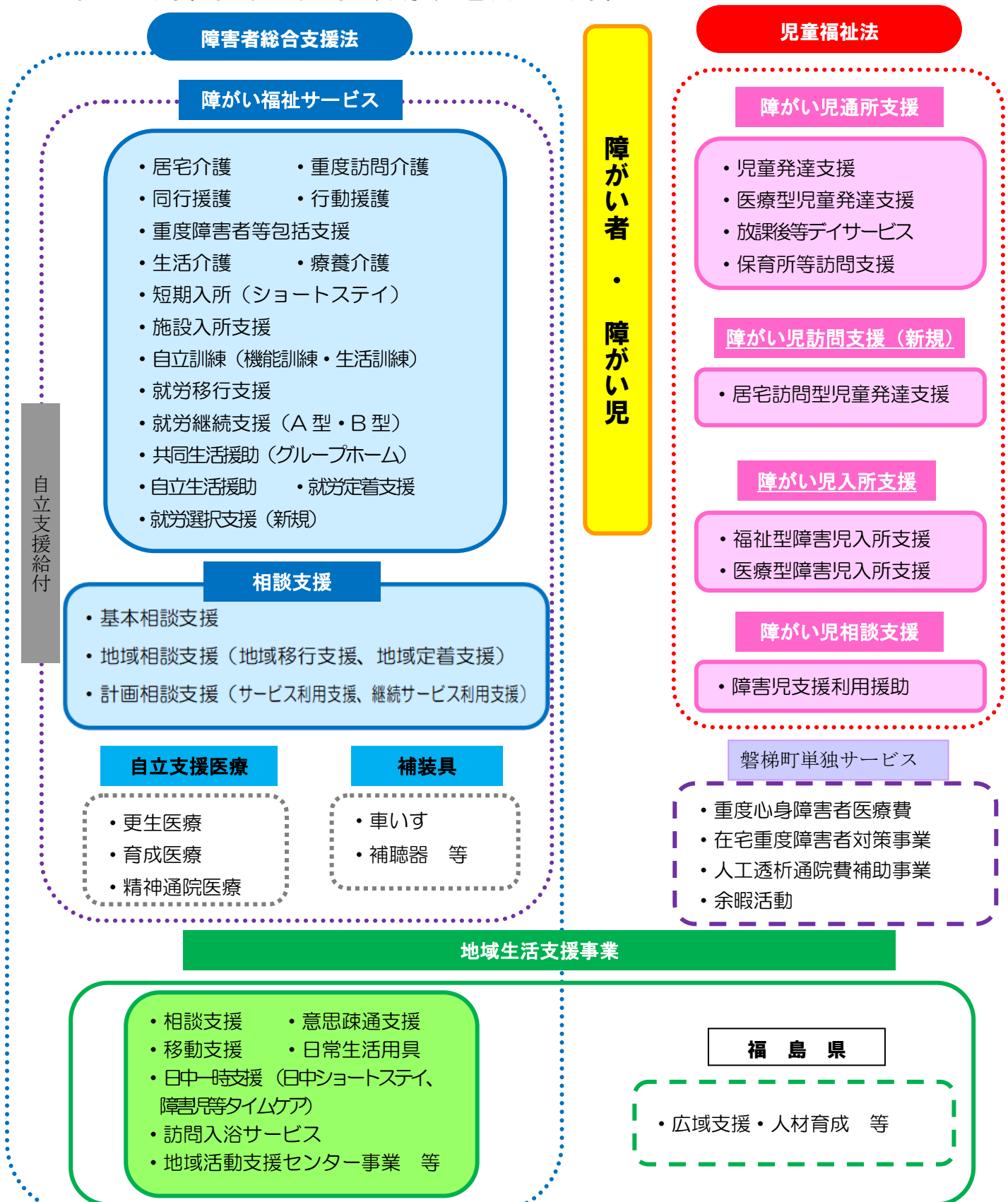
PDCA サイクルのプロセス

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとする。
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聞くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。



6 障がい福祉サービスの体系

障がい者・障がい児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は、以下のようになっています。なお、一部に町の単独事業が含まれています。



第2節 第6期障がい福祉計画における 成果目標の分析・評価

1 地域生活移行及び一般就労の実績について

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画の実績

項 目	令和5年度末
施設入所者数	3人

項 目	目標値	実績値
地域生活への移行者数	0人	0人
入所者削減数	0人	1人

《第6期計画の検証》

施設からの地域生活への移行としては、目標値どおりの結果となりました。1名の方が死亡したため、入所者削減数の上記実績値としましたが、他入所者の現状から地域生活への移行は難しいと考えます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期計画の実績

項 目	目標値	実績値
1年以上長期入院患者の退院者数	0人	0人

《第6期計画の検証》

1年以上長期入院となっている長期入院患者のうち、退院した者はおらず実績値としては0人という結果となりました。今後、長期入院患者から退院者が出た場合は、医療機関や親族等との連携を図り地域への移行を図っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

第6期計画の実績

目標値	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の整備	広域で整備し、定期的な勉強会を開催し、検証及び検討を行います。	広域（当町、猪苗代町、北塩原村、湯川村）で設置し、定期的な勉強会を開催しました。

(4) 福祉施設から一般就労へ

第6期計画の実績

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	目 標 値	実 績 値	備 考
一般就労への移行者数	0人	0人	令和5年度末

(2) 就労定着支援事業の利用者数

項 目	目 標 値	実 績 値	備 考
就労定着支援事業利用者数	0人	0人	令和5年度末

《第6期計画の検証》

一般就労への移行および就労定着支援利用者については、入所者の状況（程度）から判断し、目標値のとおり0人となりました。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

第6期計画の実績

項 目	目 標 値	実 績 値	備 考
児童発達支援センター	1 箇所(圏域)	1 箇所(圏域)	令和5年度末
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制確保	無	無	
保育所等訪問支援利用体制	有	有	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	2 箇所(圏域)	2 箇所(圏域)	
医療的ケア児支援の協議の場	1 箇所(圏域)	1 箇所(圏域)	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1 人	0 人	

《第6期計画の検証》

児童発達支援センターなど圏域での対応となりました。当町単独の設置は難しく、今後も近隣市町村と連携を図っていきます。

また、医療的ケア児の協議の場においては、4町村で広域設置している地域生活支援拠点等において今後検討していきます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画の実績

項 目	設 定 の 考 え 方	実 績
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	委託相談事業所と協働しながら体制整備に努めます。	委託相談事業所と、地域の実情や計画相談に関する情報共有を行うなど連携強化を図りました。

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

第6期計画の実績

項 目	設 定 の 考 え 方	実 績
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	近隣市町村と協働しながら体制整備に努めます。	各事業所及び委託相談事業所と協働しながらサービスの向上に努めました。

(上段：計画値、下段：実績値)

活動指標	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1 人	1 人	1 人
	1 人	1 人	1 人

第3節 令和8年度に向けた成果目標

1 本項目の内容と目的

障がい者の自立支援の観点から、地域への移行や就労支援を進めるため、令和8年度末を目標年度として、次の7項目について目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等について
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等について
- (6) 相談支援体制の充実・強化等について
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

上記7項目の目標値設定にあたっては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

設定した目標値の実現に向けて、すでに在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅などに移行する人数について目標を定めます。

項目	数値	国の指針
【実績】 令和4年度末時点の施設入所者数	4人	令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数。
令和8年度末		令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとする。
【目標値①】 地域生活移行者数	0人 0%	
令和8年度末における施設入所者数	3人	令和8年度末時点での施設入所者見込み人数。
【目標値②】 施設入所者数の削減	0人 0%	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の入所者から5パーセント以上削減することの基本とする。

《目標値策定に当たっての考え方》

地域生活への移行及び入所者削減数については、国の指針では基準が令和4年度末時点の施設入所者数となっているため、令和4年度末時点では4名が基準数値となります。しかし、令和5年中に1名の方が死亡したことから、令和5年度末では3名の方が入所されており、本目標設定に関しては入所され

ている方、3名の方の現状を考慮した結果、地域移行は困難であると判断し、目標数0人で設定しました。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障がい者が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

活動指標

項目	数値			国の指針
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場を一年間の開催回数を見込んで設定する。
【活動指標②】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を設定する。
【活動指標③】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	地域移行支援の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【活動指標④】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	地域定着支援の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【活動指標⑤】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	7人	7人	7人	共同生活援助の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【活動指標⑥】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	自立生活援助の利用者のうち精神障がい者数を設定する。
【活動指標⑦】 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	0人	自立訓練（生活訓練）の利用者のうち精神障がい者数を設定する。

《目標達成のための方策》

町自立支援協議会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、

課題解決のための目標設定や取り組みを行います。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について

障害者の重度化、高齢化や親亡きあとを見据え、障がい者やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点である「地域生活支援拠点」の設置箇所数、運用状況の検証等について目標を定めます。

項目	数値			国の指針
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 地域生活支援拠点等の 設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
【活動指標②】 コーディネーターの 配置人数	1 人	1 人	1 人	
【活動指標③】 検証及び検討の実施回数に ついて、年間の見込み数	1 回	1 回	1 回	
【活動指標④】 強度行動障害を有する障が い者の支援体制の充実	検討	検討	検討	

＜目標値策定に当たっての考え方＞

地域生活支援拠点等を障がい者の生活を地域で支える核として機能させるため、広域設置（当町、猪苗代町、北塩原村、湯川村）しました。課題や情報を共有できるよう、拠点等に関与する機関及び人材の有機的な結びつきを強化します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等について

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障がい者について目標を定めます。

項目	数値	備考
【実績①】 令和 3 年度の一般就労への移行者数	0 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和 3 年度において一般就労した者の数。
【実績②】 令和 3 年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0 人	令和 3 年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和 3 年度の就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数	0 人	令和 3 年度における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和 3 年度の就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数	0 人	令和 3 年度における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数。
【実績⑤】 令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数	0 人	令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数。
令和 8 年度末		令和 8 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1. 28 倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については 1. 31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については概ね 1. 29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1. 28 倍以上を目指すこととする。
【目標①】 令和 8 年度の一般就労移行者数	0 人	
【目標①-2】 令和 8 年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	0 人	
【目標①-3】 令和 8 年度の就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	0 人	
【目標①-4】 令和 8 年度の就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	0 人	
【目標②】 令和 8 年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	0 割	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする
【目標③】 就労定着支援事業の利用者数	0 人	就労定着支援事業所の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1. 41 倍以上とすることを基本とする

【目標④】 就労定着支援事業の就労定着率	0 割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5部以上とすることを基本とする
-------------------------	-----	--

《目標値策定に当たっての考え方》

・目標①から①-4 について

令和3年度の実績として、福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行者はいませんでした。現在の福祉施設利用者の状態を考えると一般就労への移行は難しく上記目標値として設定しました。

また、就労移行支援は1人、就労継続支援は10人が利用していましたが、こちらも一般就労には至りませんでした。現在の利用者の状態やケース会議等を考慮し、上記目標値として設定しました。

・目標②、④

国の指針では、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上としているが、本町においては、事業所が無いいため、上記目標値としました。

目標④についても、本町において事業所が無いことから、上記目標値としました。

・目標③

国の指針では、令和3年度の実績の1.41倍としているが、本町においては実績がなく上記目標値としました。

(5)-1 障がい児支援の提供体制の整備等について

障がい児及びその家族への支援を行うことができるよう、充実した体制の整備を進めます。

項目	数値	国の指針
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1 箇所 (圏域)	令和8年度末までに、少なくとも一か所以上設置することを基本とする。児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	有 (圏域)	令和8年度末までに、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。
【目標③】 障がい児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	有	令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標④-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 箇所 (圏域)	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。
【目標④-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 箇所 (圏域)	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。

【目標⑤-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所 (圏域)	令和 8 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本とする。
【目標⑤-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人 (圏域)	令和 8 年度末までに⑤-1 の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

《目標値策定に当たっての考え方》

事業所や関係機関等との連携により、ひとりひとりの特性に応じて、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援の質の向上に努めていきます。

(5)-1 障がい児支援の提供体制の整備等（発達障がい者等に対する支援）について

発達障がい児者等の家族、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者などの家族に対する支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

項目	数値			備考
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング ※1 やペアレントプログラム※2 等の支援プログラム などの受講者数	2 人	2 人	2 人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの実施状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込を設定する。
【活動指標②】 ペアレントメンター※3 の人数	2 人	4 人	6 人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定する。
【活動指標③】 ピアサポート※4 の活動への参加人数	1 人	1 人	1 人	現状のピアサポートの活動状況及び本町における発達障害者等の人数を勘案し、人数の見込を設定する。

《目標値策定に当たっての考え方》

必要研修やトレーニング等の受講について、県と連携しながら行い、支援体制の充実を図ります。

※1 ペアレントトレーニング：発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

※2 ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

※3 ペアレントメンター：自らも発達障がいなどのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※4 ピアサポート：「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

⑥ 相談支援体制の充実・強化について

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 基幹相談支援センターの設置	無	無	有 (圏域)	
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	0件	0件	1件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	0件	0件	1件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	0回	0回	1回	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化④	0人	0人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
【活動指標⑥】 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	無	無	有	自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

《目標値策定に当たっての考え方》

当町での基幹相談支援センター単独設置は難しく、現在、広域設置(当町、猪苗代町、北塩原村、湯川村)を検討しています。令和8年度設置に向け、引き続き検討をしていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数 の見込みを設定する。
	1回	1回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数 の見込みを設定する。
	1回	1回	1回	

《目標値策定に当たっての考え方》

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修へ積極的に参加し、制度理解に努めます。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保していきます。

第4節 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込み量

1 障がい福祉サービス及び相談支援の実績と見込み量

・訪問系サービス

【居宅介護】

ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅において、入浴、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うものです。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護が必要な障がい者に、居宅において入浴・排泄・食事の介助を行います。また、外出時の移動を助け、移動中の介護も行うものです。

【同行援護】

視覚障がい者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行うものです。

【行動援護】

障がい者等が行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時において必要な補助を行うものです。

【重度障害者包括支援】

重度の障がい者等に対し、上記訪問系サービスのほか自立訓練、就労移行支援等を包括的に提供するものです。

◇第6期計画の実績

重度訪問介護については、令和4年度から1名の方の新規利用がありました。

その他の訪問系サービスについては、計画値と同様に利用ありませんでした。

なお、今後利用者が見込める場合については、事業所が町外となるため、利用回数・利用時間等も含め、各事業所と連携していく必要があります。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居 宅 介 護	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人
重 度 訪 問 介 護	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	1人	1人
同 行 援 護	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人
行 動 援 護	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人

重 度 障 害 者	計 画 値	〇人	〇人	〇人
包 括 支 援	実 績 値	〇人	〇人	〇人

◇第7期計画の見込

支援費に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、サービス利用者数の伸びや、新たにサービスの利用が見込まれる者を踏まえて見込量を算出しました。

<必要量確保のための方策>

訪問系サービスの利用者数は、県内において年々増加してきており、今後も利用者数及び利用時間の伸びが見込まれるため、一層の供給体制の充実が求められます。サービス提供基盤の整備及び重度障がい者に対する支援体制について、対応可能な事業所の増加や質の高いサービスを提供できる人材の確保が必要です。

また、障がいの種別や、生活環境等により必要な支援は様々ですが、多様な事業者のサービス提供体制が図れるように協力を求め、身近な地域における必要なサービス提供の確保に努めます。

項 目		令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
居 宅 介 護	実 利 用 者 数	1人	1人	1人
	うち児童分	〇人	〇人	〇人
	延 べ 利 用 時 間	60時間	60時間	120時間
	うち児童分	0時間	0時間	0時間
重度訪問介護	実 利 用 者 数	2人	2人	2人
	うち児童分	〇人	〇人	〇人
	延 べ 利 用 時 間/月	100時間	100時間	120時間
	うち児童分	0時間	0時間	0時間
同 行 援 護	実 利 用 者 数	1人	1人	1人
	うち児童分	〇人	〇人	〇人
	延 べ 利 用 時 間	50時間	50時間	50時間
	うち児童分	0時間	0時間	0時間
行 動 援 護	実 利 用 者 数	〇人	〇人	〇人
	うち児童分	〇人	〇人	〇人
	延 べ 利 用 時 間	0時間	0時間	0時間
	うち児童分	0時間	0時間	0時間
重 度 障 害 者 包 括 支 援	実 利 用 者 数	〇人	〇人	〇人
	うち児童分	〇人	〇人	〇人
	延 べ 利 用 時 間	0時間	0時間	0時間
	うち児童分	0時間	0時間	0時間

・居住系サービス

【施設入所支援】

生活介護の対象者となる常時介護を要する人、または、自立訓練や就労移行支援を受けている障がい者で、単身の生活が困難または通所が困難な人に、夜間の居住の場などを提供するサービスです。

【共同生活援助（グループホーム）】

介護の必要はないが日常生活の支援が必要な障がい者を対象に、共同生活する住まいを提供するとともに、日常生活に関わる相談や家事支援を行うサービスです。

◇第6期計画の実績

施設入所については、計画値を下回る結果とはなりましたが、実績値としては、令和5年度に死亡により1名減となりました。また、共同生活援助については、令和3年度、4年度は計画値を上回る結果となりましたが、令和5年度には1名減となり、計画値どおりの結果となりました。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	計 画 値	4人	4人	4人
	実 績 値	4人	4人	3人
共同生活援助	計 画 値	10人	10人	10人
	実 績 値	11人	11人	10人

◇第7期計画の見込

支援費に基づく利用者数を基礎として、将来の地域生活への移行目標者数と退院可能精神障がい者の利用者数を踏まえて勘案し、見込量を算出しました。

＜必要量確保のための方策＞

障がい者が自立し、自らが望む地域で生活していくためには、生活の場が確保されていることが前提となります。その中心となるグループホームについては、障がい者の居住の場として重要な役割を果たしているため、居住の場の確保、新たな事業所の参入促進に努めます。

項 目	令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
施設入所支援 実 利 用 者 数	3人	3人	3人
共同生活援助 実 利 用 者 数	10人	10人	10人
自立生活援助数	0人	0人	0人

【療養介護】

医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な場合、昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行うものです。

【短期入所】

在宅で介護を行う人が、自らの負担軽減のためや病気、冠婚葬祭などの突発的な事由により、一時的に障がい者を介護できない場合に、入所施設を短期間利用するサービスです。

【生活介護】

常に介護が必要な障がい者に、昼間に障がい者支援施設で入浴・排泄・食事の介護を提供します。また、創作活動や生産活動の機会も提供するもので。

【自立支援（機能訓練）】

地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持、向上などのための支援が必要な身体障がい者に対し、理学療法や作業療法などの身体機能のリハビリテーション、歩行訓練などを行うサービスです。

【自立支援（生活訓練）】

知的障がい者、精神障がい者に対し、自立した地域生活を営むうえで必要となる日常生活能力、社会生活能力の維持、向上を図るためのサービスです。

【就労移行支援】

一般企業への就労や在宅での就労を希望する障がい者に対し、事業所内や企業における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性にあった職場探しなどの就労支援を行うサービスです。
利用期間は、原則2年間です。

【就労継続支援 A 型】

一般企業などに就労することが困難な人に対して、就労に必要な知識の習得および能力の向上のために必要な支援などを雇用契約に基づいて行うサービスです。

【就労継続支援 B 型】

生産活動などに関する知識向上や維持が期待される人に対し、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上に向けた支援を行うサービスです。

【就労選択支援（新規）】

就労先・働き方についてより良い選択が出来るよう、本人の希望、能力、適正等に合った選択を支援するサービスです。

◇第6期計画の実績

短期入所については、計画値どおりでしたが、令和5年度に目標値を若干上回る結果となりました。継続的に利用できるよう事業所と連携を図っていきます。

生活介護については、継続して8名の利用に加え、新規での利用が1名増え、計画値を若干上回る結果となりました。これは近隣市町村での新規事業所が開設され、利用者増になったと考えられます。

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援については、利用はありませんでした。

また、移行支援については、令和3年度にサービス終了となり、それ以降の利用者はおらず、計画値を下回る結果となりました。

就労継続支援A型については、雇用契約に基づく就労が可能な利用者がいなくハードルが高く実現には至らなかったことがあげられます。一方で、就労継続支援B型については、10名利用者がおり、令和4年度に1名減となり計画値を下回る結果となりました。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療 養 介 護	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人
短 期 入 所	計 画 値	2人	2人	2人
	実 績 値	2人	2人	3人
	うち児童分	0人	0人	0人
生 活 介 護	計 画 値	8人	8人	8人
	実 績 値	8人	8人	9人
自 立 訓 練（機 能 訓 練）	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人
自 立 訓 練（生 活 訓 練）	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人
就 労 移 行 支 援	計 画 値	1人	1人	1人
	実 績 値	1人	0人	0人
就 労 継 続 支 援 A 型	計 画 値	0人	0人	0人

	実 績 値	0人	0人	0人
就 労 継 続 支 援 B 型	計 画 値	10人	10人	10人
	実 績 値	10人	9人	9人

◇第7期計画の見込

現在の施設等の入所者及びデイサービスからの移行者数、新たに生活介護の利用対象者と見込まれる人数を見込んで算出しました。

また、現在の福祉サービスの利用者のうち就労継続支援A型及びB型の対象として見込まれる人数や、退院可能精神障がい者のうち、サービスの利用が見込まれる人数を算出し新体系へ移行が見込まれる福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

＜必要量確保のための方策＞

福祉施設入所者には、生活介護サービス以外にも自立訓練や就労移行支援を経て地域移行を目指す障がい者も見込まれることから、支援体制が利用者のニーズに合ったもので、かつ充実が図られるよう、事業者に対し協力を求めていることとします。

また、福祉施設等に対し、情報提供を行っていくとともに、障がい者の地域移行を進めていくためにも、サービス間で人の流れが出来るように、サービス提供事業者どうしの連携を強め、次に進むべき支援が自由に選択できるような体制づくりを推進していきます。

関係機関と協力し、就労先や実習先等について働きかけをしていくとともに、積極的な情報収集を行い、対象者に提供していくこととします。

項 目		令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
療 養 介 護	実 利 用 者 数	0人	0人	0人
	延べ利用回数	0人	0人	0人
短 期 入 所	実 利 用 者 数	3人	4人	4人
	うち児童分	0人	0人	0人
	延べ利用回数	50日	70日	70日
	うち児童分	0日	0日	0日
生 活 介 護	実 利 用 者 数	9人	9人	9人
	延べ利用回数	2,050日	2,050日	2,050日
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	実 利 用 者 数	0人	0人	0人
	延べ利用回数	0人日	0人日	0人日
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	実 利 用 者 数	0人	0人	0人
	延べ利用回数	0日	0日	0日

就 労 移 行 支 援	実 利 用 者 数	0人	1人	1人
	延べ利用回数	0日	150日	150日
就 労 継 続 支 援 A 型	実 利 用 者 数	0人	0人	0人
	延べ利用回数	0日	0日	0日
就 労 継 続 支 援 B 型	実 利 用 者 数	10人	10人	10人
	延べ利用回数	2,110日	2,110日	2,110日
就 労 選 択 支 援 (令 和 7 年 度 開 始)	実 利 用 者 数	-	1人	1人
	延べ利用回数	-	50日	50日

・相談支援

【計画相談支援（サービス利用支援）】

障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、専門的なケアマネジメントによりきめ細やかな支援を実施するサービスです。

【地域移行支援】

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【地域定着支援】

居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。

◇第6期計画の実績

計画相談支援については、概ね計画値どおりの実績となりましたが、令和4年度に減少した要因は利用者のサービスの終了に伴うものとなっております。また、令和5年度には新規でサービスを利用する方により、利用者数増となり、計画値通りの結果となりました。

地域移行支援及び地域定着支援については、実績がない状況であります。利用者はいませんが、精神障がい者における住居の確保や緊急時における24時間の対応が求められており、人材確保等の問題もあり、事業実施が困難なところがあるものと考えられます。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画 相 談 支 援 (サービス利用支援)	計 画 値	22人	22人	22人
	実 績 値	22人	20人	22人
地 域 移 行 支 援	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人
地 域 定 着 支 援	計 画 値	0人	0人	0人
	実 績 値	0人	0人	0人

◇第7期計画の見込

計画相談支援については、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。

＜必要量確保のための方策＞

サービス等利用計画の作成を一層推進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。

項 目	令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
計 画 相 談 支 援 (サービス利用支援) 利用者数	23 人	24 人	24 人
地 域 相 談 支 援 (地域移行支援) 利用者数	0 人	0 人	0 人
地 域 相 談 支 援 (地域定着支援) 利用者数	0 人	0 人	0 人

・障がい児支援

【児童発達支援】

身近な地域における療育の場として、通所する障がいのある子どもやその家族を支援する事業です。

【放課後等デイサービス】

小中学校などに通学している障がいのある児童・生徒を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中の居場所づくりや必要な訓練を行う事業です。

【障がい児相談支援】

児童発達支援事業所などに通所している障がいのある子どもとその家族を対象に、生活向上の様々な課題の解決や適切な障がい児支援または障がい福祉サービスの利用に向けて、ケアマネジメントの手法により、きめ細やかな相談支援を行うものです。

【医療型児童発達支援事業】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた児童に対して児童発達支援及び治療を行うもの。

【保育所等訪問支援事業】

障がい児が障がいのない児童との集団生活への適応のために支援を行うもの。

【居宅訪問型児童発達支援事業】

重度の障がい児等であって、障がい児通所支援を受けるために外出することが、著しく困難な障がい児の居宅を訪問し発達支援のサービスを行うもの。

◇第6期計画の実績

児童発達支援については、計画値を上回る実績になりました。今後も保健師や教育機関と連携を図り、必要としている人に適切なサービスを提供できるよう努めていきます。

放課後等デイサービスについては、計画値を上回り年々増加傾向にあります。障がい児支援事業所と連携を図り適切なサービスの提供に努めていきます。障がい児相談支援については、新規での利用者増に伴い、計画値を上回る結果となりました。今後も相談支援事業所との連携を図っていきます。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児 童 発 達 支 援	計 画 値	3人	3人	4人
	実 績 値	3人	3人	6人
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	計 画 値	10人	10人	11人
	実 績 値	10人	11人	12人
障 が い 児 相 談 支 援	計 画 値	10人	12人	12人
	実 績 値	12人	13人	17人

◇第7期計画の見込

サービスの実績等を踏まえ、必要量を見込んでいます。

<必要量確保のための方策>

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

日中一時支援事業（障害児等タイムケア事業、日中ショートステイ事業等）といった、他のサービスとの利用調整が必要とされます。利用者の状況、事業所の状況などを勘案し、適正な運用が図れるよう関係機関との連携調整を図り、一定のサービス内容の質の確保を求めています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等であり、令和8年度末までに圏域で配置できるよう検討しています。

相談支援についても障がい児相談支援事業所と連携を図り事業を実施していきます。

項 目		令和6年度目標値	令和7年度目標値	令和8年度目標値
児 童 発 達 支 援	実 利 用 者 数	3人	3人	3人
	延べ利用回数	350日	350日	350日
医 療 型 児 童 発 達 支 援	実 利 用 者 数	0人	0人	0人
	延べ利用回数	0日	0日	0日
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	実 利 用 者 数	12人	12人	12人
	延べ利用回数	1,800日	1,800日	1,800日

保 育 所 等 訪 問 支 援	実 利 用 者 数	1 人	1 人	1 人
	延べ利用回数	30日	30日	30日
居宅訪問型児童発達支援	実 利 用 者 数	0人	0人	0人
	延べ利用回数	0日	0日	0日
障 が い 児 相 談 支 援	実 利 用 者 数	16 人	16 人	16 人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー タ ー の 配 置 人 数	配 置 人 数	0人	0人	1 人

2 地域生活支援事業の実績と見込み量

・相談支援事業

【相談支援事業】

障がい者（児）自立支援法の円滑な実施のため、すべての障がい者やその家族からの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行っていきます。

【成年後見制度利用事業】

知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な方について、成年後見人制度が円滑に利用できるよう支援を行っていく事業です。

◇第6期計画の実績

障がい者（児）相談支援事業については、町委託事業により1事業所との契約により実施している事業です。今後も相談支援体制整備に努め、利用者へのサービス提供を図っていきます。

成年後見制度利用事業については計画どおりの利用者となっております。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者（児）相談支援事業	計 画 値	有	有	有
	実 績 値	有	有	有
成年後見制度利用事業	計 画 値	1人	1人	1人
	実 績 値	1人	1人	1人

◇第7期計画の見込

各サービスにおいて、令和5年度末までのサービス利用の状況およびこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

<必要量確保のための方策>

・障がい者（児）相談支援事業

拡大する相談支援のニーズに十分に対応できるよう、他分野の社会資源の活用、新たな事業者の参入を促進することにより、地域における相談支援体制の確保を図ります。また、障がい者の権利、尊厳を守るため、幅広い関係機関との連携・協働により、障がい者虐待防止のための体制整備を推進します。

・成年後見制度利用事業

成年後見制度利用を利用することが必要と認められる知的障がい者、精神障がい者の権利が守られ、安心して生活できるよう、成年後見利用支援に関する制度の周知に努めます。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者（児）相談支援事業	有	有	有
成年後見制度利用事業 （実利用者数）	1人	2人	2人

・意思疎通支援事業

【コミュニケーション支援事業】

視覚、言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支援が必要な障がいのある方に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣などの支援を行う事業です。

◇第6期計画の実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニケーション支援事業	0人	0人	0人

◇第7期計画の見込

各サービスにおいて、令和8年度末までのサービス利用の状況およびこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

<必要量確保のための方策>

利用者はいないものの、障害者総合支援法の施行により、それまでのコミュニケーション支援事業が意思疎通支援事業となり、手話通訳だけでなく要約筆記、盲ろう者等へのコミュニケーション支援等も含まれるようになりました。今後の利用者を想定し、新たな登録手話通訳者の確保体制づくりや幅広い意思疎通支援が行える体制整備に努めます。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニケーション支援事業 （実利用者数）	0人	0人	1人

・日常生活用具費助成事業

障がい者に対して日常生活上の便宜を図るために、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具、在宅療養等支援用具購入などを支援する事業です。

◇第6期計画の実績

全体的に想定より利用が少なく、計画値を下回る結果となりました。排泄管理支援用具については、利用者の死亡や利用終了により、減少したものであります。そのほかの項目についても、利用がなく計

画値を下回っています。また、情報・意思疎通支援用具については、計画値より上回る結果となりました。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	計 画 値	1	1	1
	実 績 値	0	0	0
自立生活支援	計 画 値	1	1	1
	実 績 値	0	0	0
在宅療養等支援用具	計 画 値	1	1	1
	実 績 値	4	0	0
情報・意思疎通支援用具	計 画 値	1	1	1
	実 績 値	5	0	0
排泄管理支援用具	計 画 値	8	8	8
	実 績 値	5	7	5
住宅改修費	計 画 値	1	1	1
	実 績 値	0	0	0

(単位：利用件数)

◇第7期計画の見込

各サービスにおいて、令和5年度末までのサービス利用の状況およびこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

<必要量確保のための方策>

日常生活用具の利用希望者や対象者への周知、把握に努め、障がい者の日常生活の利便性の向上を図ります。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	0	0	1
うち児童分	0	0	0
自立生活支援	0	0	0
うち児童分	0	0	0
在宅療養等支援用具	1	1	1
うち児童分	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
うち児童分	0	0	0
排泄管理支援用具	5	5	5
うち児童分	1	1	1

住 宅 改 修 費	○	○	○
うち児童分	○	○	○

(単位：給付見込み件数)

・移動支援事業

屋外での移動に著しい制限のある障がい者等に対し、外出の際の移動の支援及び移動先での必要な介助を行う事業です。一人を個別に支援する個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ型を行っています。

◇第6期計画の実績

移動支援事業については、利用者がいなかったため、計画値を下回る結果となりました。新規利用があった場合は、事業所との連携しサービス提供に努めます。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移 動 支 援 事 業	計 画 値	1人	1人	1人
	実 績 値	0人	0人	0人

◇第7期計画の見込

各サービスにおいて、令和5年度末までのサービス利用の状況およびこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

<必要量確保のための方策>

サービス提供の確保に向け、サービス提供事業所との連携や新たな事業参入、人材確保に努めるほか、障がいの状況や必要性に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の整備を図ります。

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移 動 支 援 事 業	実 利 用 者 数	1人	1人	1人
	延 べ 時 間 数	30時間	30時間	30時間

・地域活動支援センター事業

障がい者などが、通いながら創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、地域社会への参加交流促進などを行う事業です。また、その機能によってⅠ型からⅢ型までの3つの類型に分類されています。

・地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業に加え、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供します。

・地域活動支援センターⅢ型

創作的活動や生産活動などの機会を提供します。

◇第6期計画の実績

現在 3 名の方がⅢ型を利用されており、利用回数についても概ね計画値のとりの結果となりました。
なお、Ⅰ型、Ⅱ型の利用はありません。

Ⅲ型

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 利 用 者 数	計 画 値	3人	3人	3人
	実 績 値	3人	3人	3人
延 べ 利 用 回 数	計 画 値	200回	200回	200回
	実 績 値	189回	227回	230回 (R6.1 現在見込)

◇第7期計画の見込み

各サービスにおいて、令和5年度末までのサービス利用の状況およびこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

<必要量確保のための方策>

今後も利用者のニーズに応えられる支援体制の維持や確保を図るとともに、適切なアセスメントにより就労系サービス等の利用に繋がっていくための取り組みを進めていきます。

Ⅲ型

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 利 用 者 数		3人	3人	3人
延 べ 利 用 回 数		200回	200回	200回

・日中一時支援（タイムケア）事業

障がい者（児）を対象として、日中における活動の場を提供するとともに、介護を行っている家族の就労支援や一時的な休息の確保を目的とした事業です。

◇第6期計画の実績

日中一時支援事業について、利用者数、利用回数ともに計画値を上回る結果となりました。利用者数としては、令和4年度には計画値どおりでしたが、令和5年度には新規利用者が増え、計画値を上回りました。

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 利 用 者 数	計 画 値	6人	6人	7人
	実 績 値	7人	6人	9人
	うち児童分	5人	3人	6人
延 べ 利 用 回 数	計 画 値	250回	250回	320回
	実 績 値	261回	296回	330回 (R6.1 現在見込)
	うち児童分	163回	210回	250回 (R6.1 現在見込)

◇第7期計画の見込み

各サービスにおいて、令和5年度末までのサービス利用の状況およびこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

<必要量確保のための方策>

今後も引き続き実施事業の確保に向けて関係機関と連携を図り、受け入れ態勢の整備を図っていきます。

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 利 用 者 数		9人	9人	11人
	うち児童分	5人	5人	7人
延 べ 利 用 回 数		300日	300日	360日
	うち児童分	180日	180日	240日

資料編

磐梯町障がい福祉計画アンケート調査結果

1 調査の目的

磐梯町第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、地域の実情やニーズにあったサービスを提供するための基礎調査として実施しました。

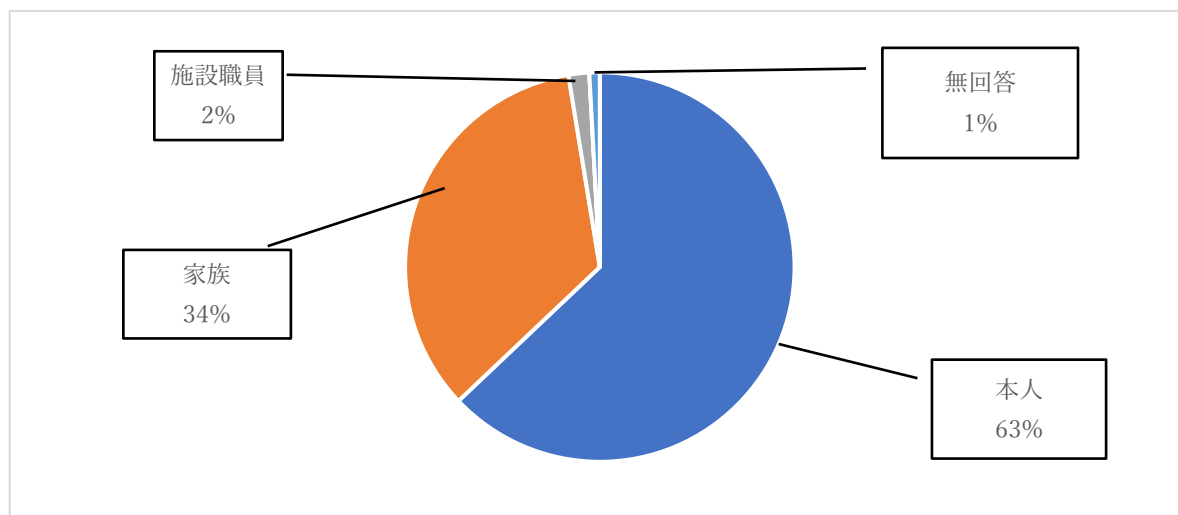
2 調査の概要

- (1) 調査対象者：磐梯町に住む、各種手帳（身体・療育・精神保健福祉）所持者および障がい福祉、児童通所サービス利用者
- (2) 調査期間：令和5年8月18日から9月6日
- (3) 調査方法：郵送配布、郵送回収

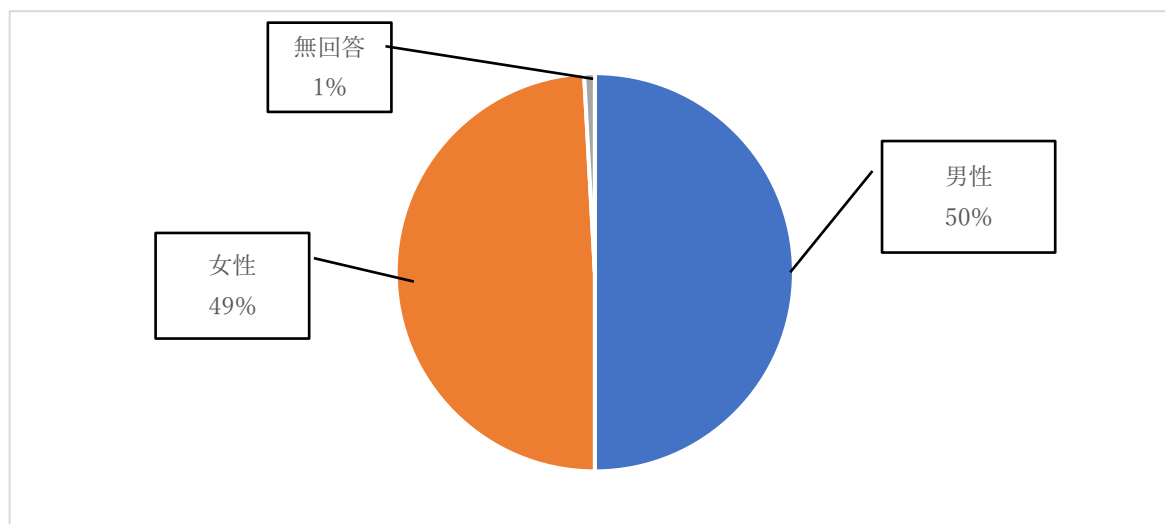
3 回収結果

対象者数 193名 回収件数 116件 回収率 60.10%

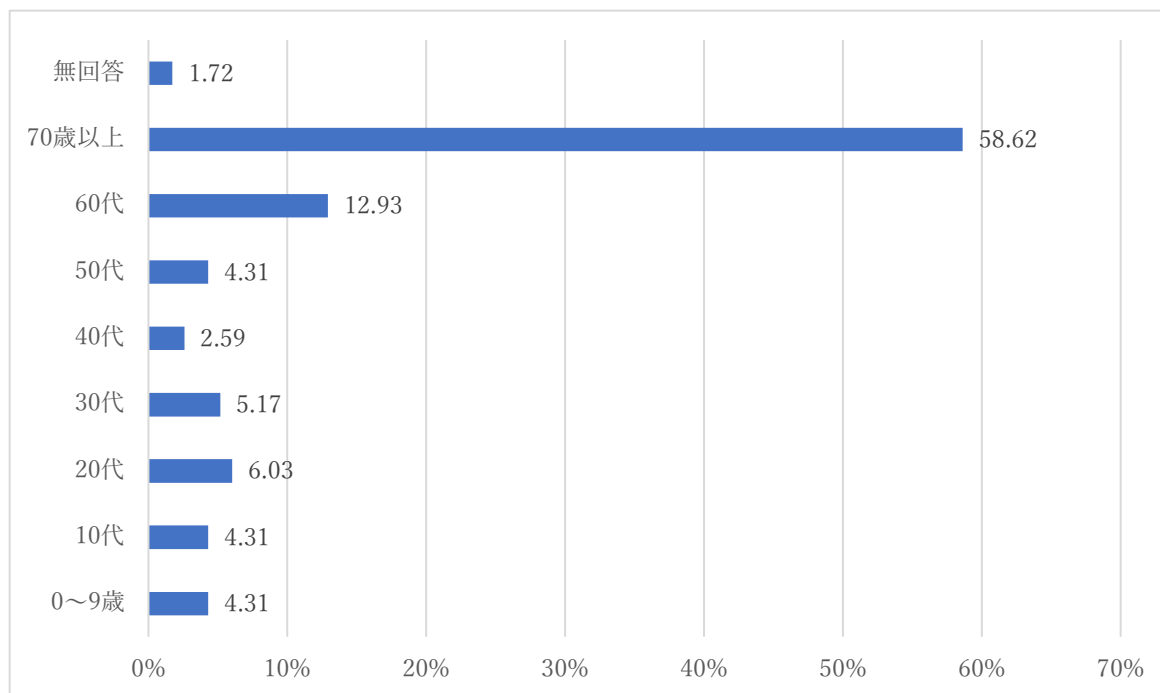
●アンケートに答えているのはどなたですか。



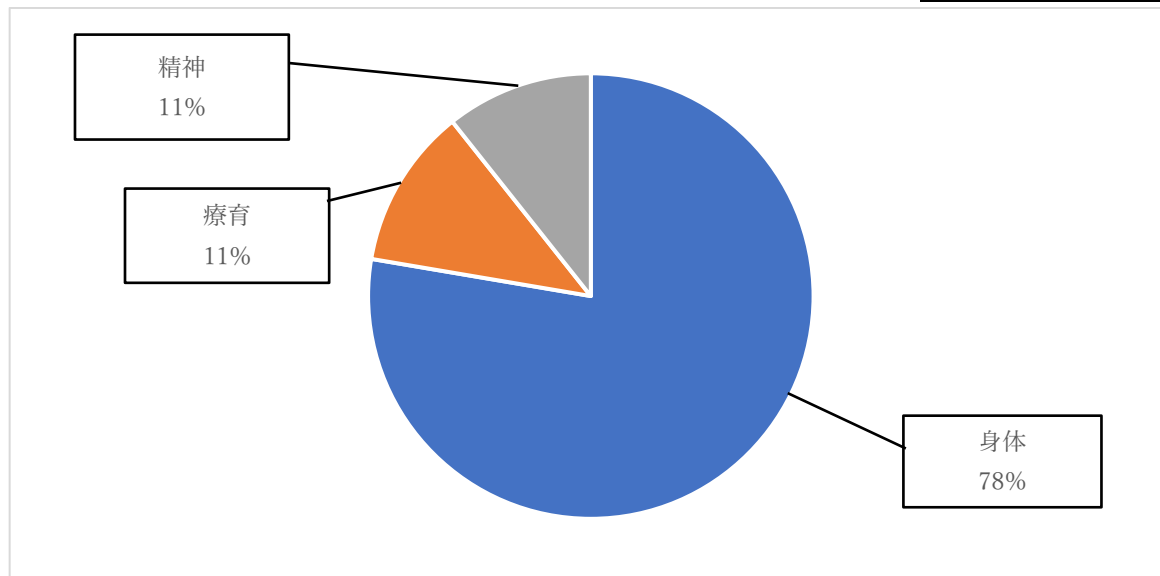
問1 性別についてお答えください。



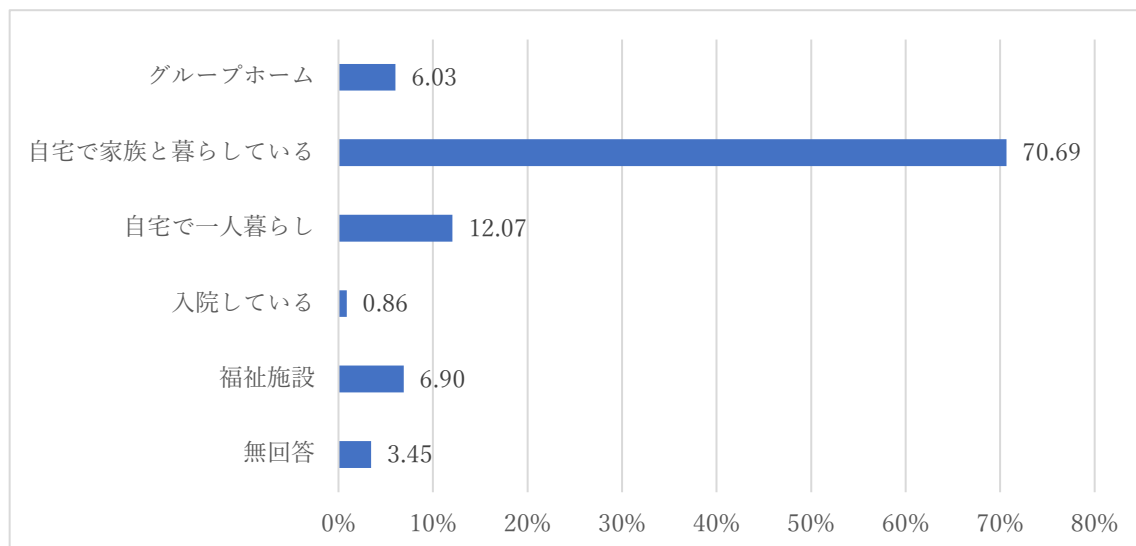
問2 年齢についてお答えください。



問3 お持ちの障がい者手帳等について(該当するものすべてに○ ※等級、種別等にも○)

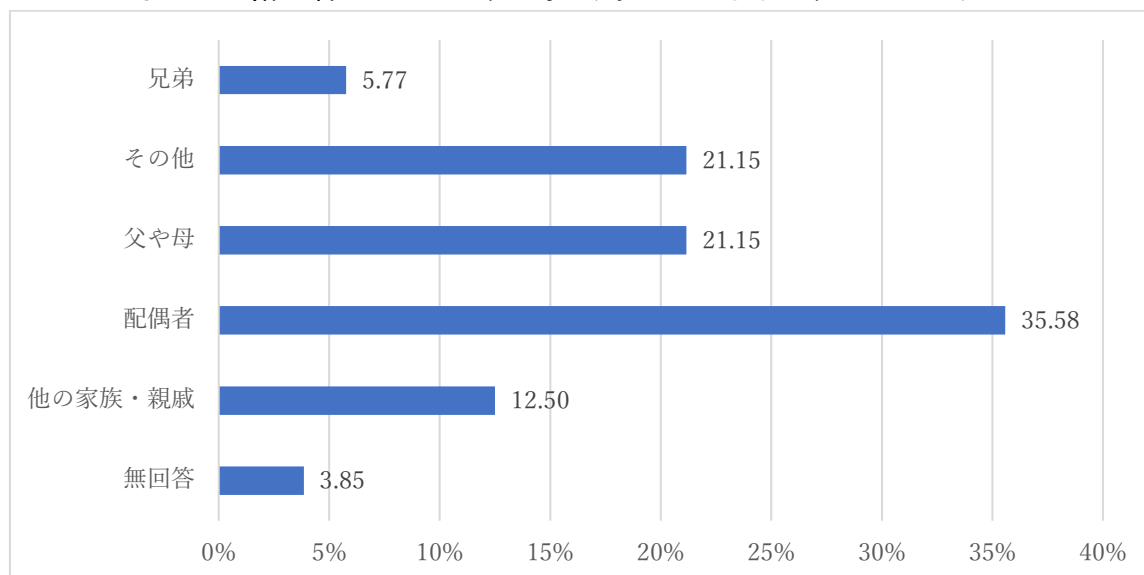


問4 現在のお住まいについて教えてください。(1つに○)

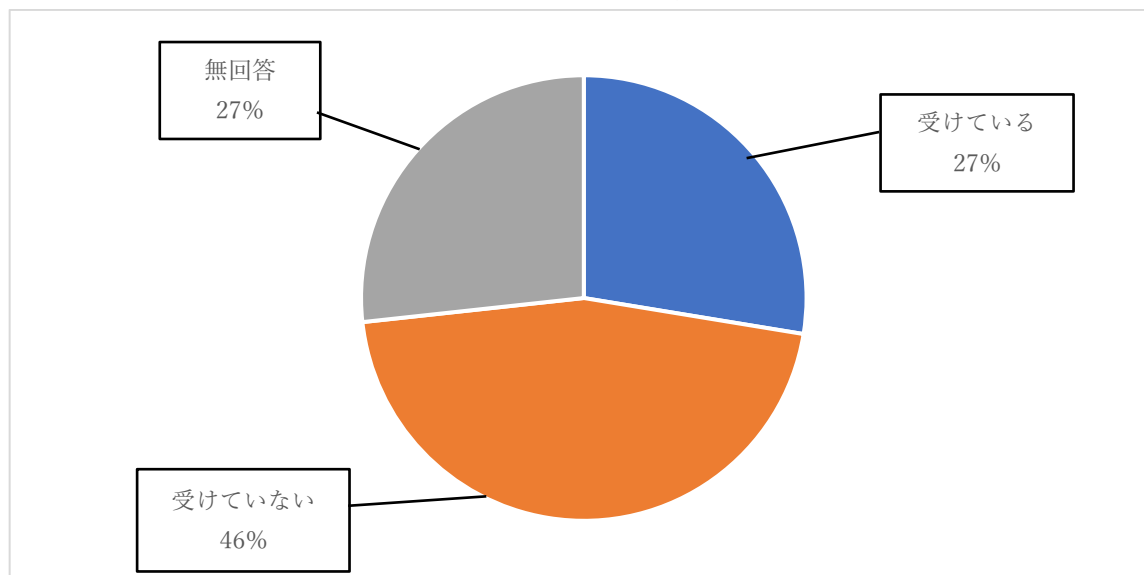


問5 自宅で家族と暮らしている方にうかがいます。

どなたと一緒に暮らしていますか。（あてはまるものすべてに○）

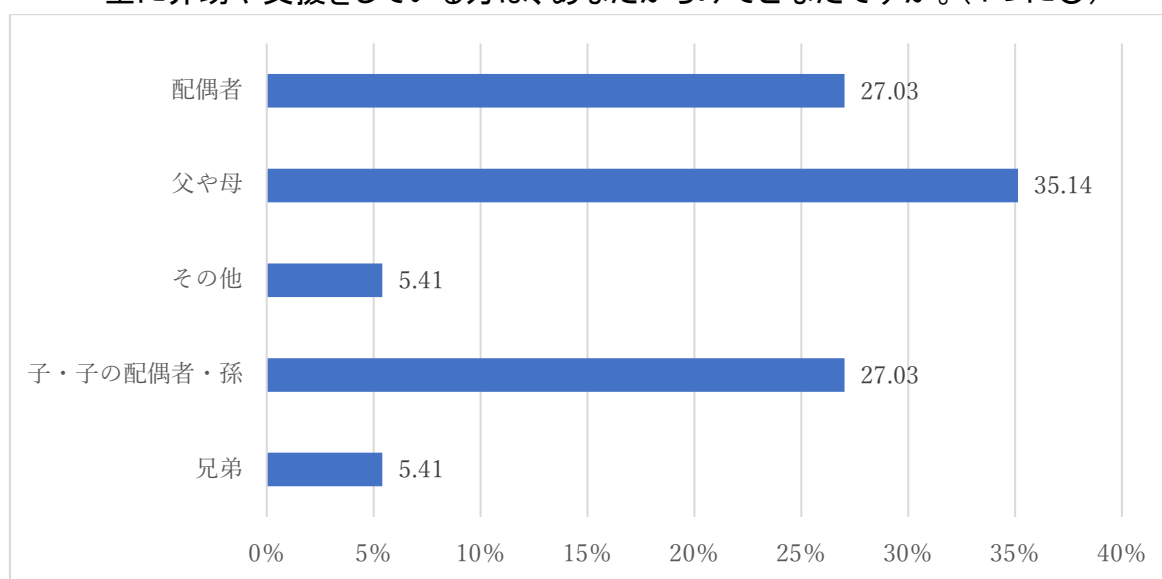


問6 あなたは現在、家族や親戚などに介助や支援をしてもらっていますか。（1つに○）



問7 家族などに介助や支援をしてもらっている方にうかがいます。

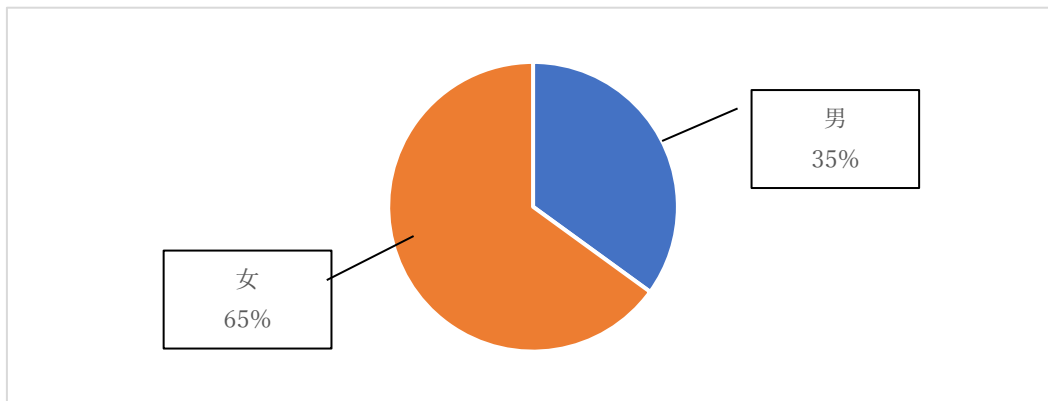
主に介助や支援をしている方は、あなたからみてどなたですか。（1つに○）



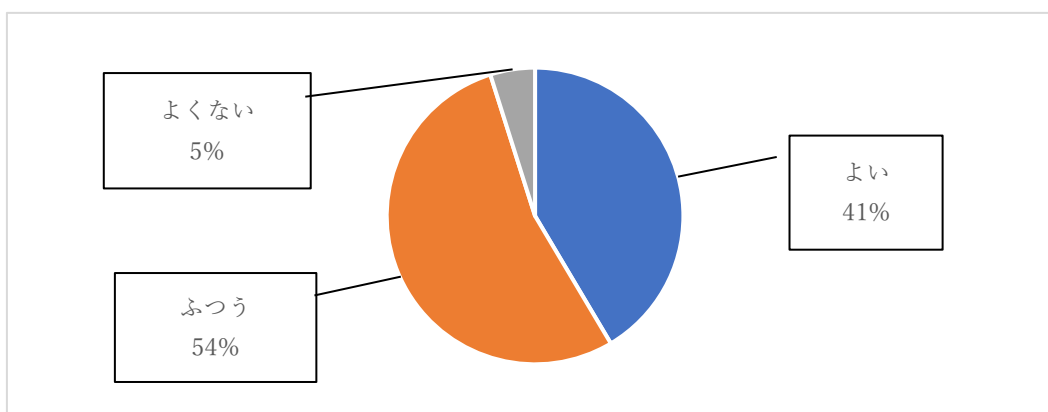
問8 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢 平均 66.9歳

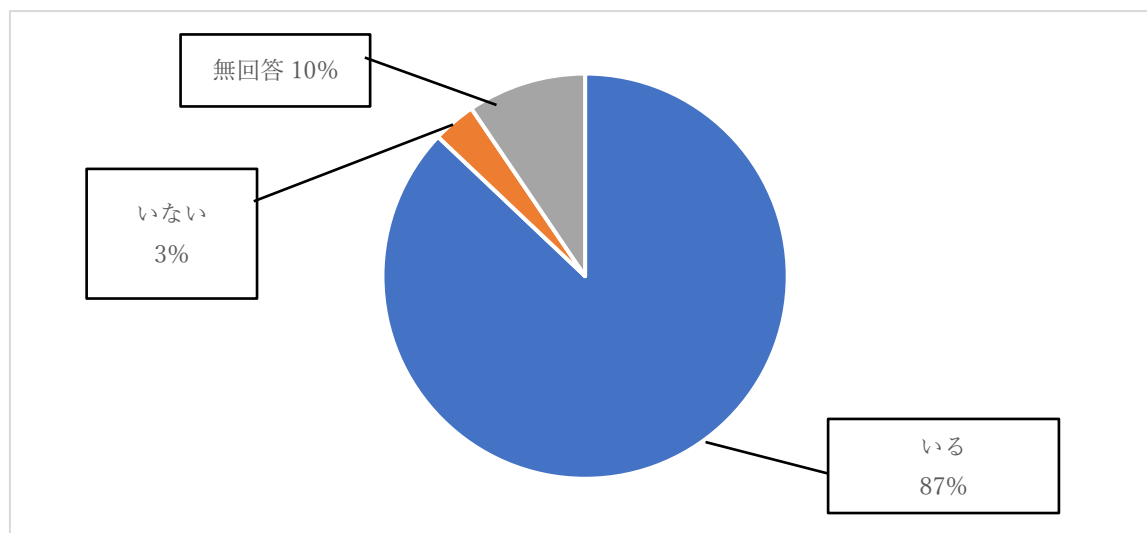
②性別



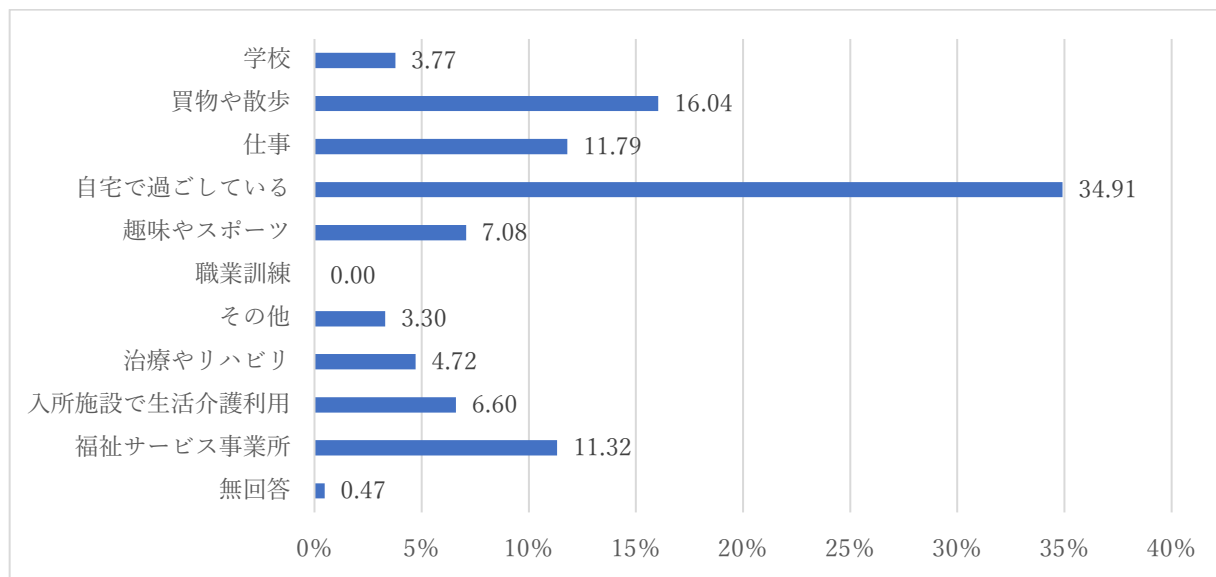
③健康状態



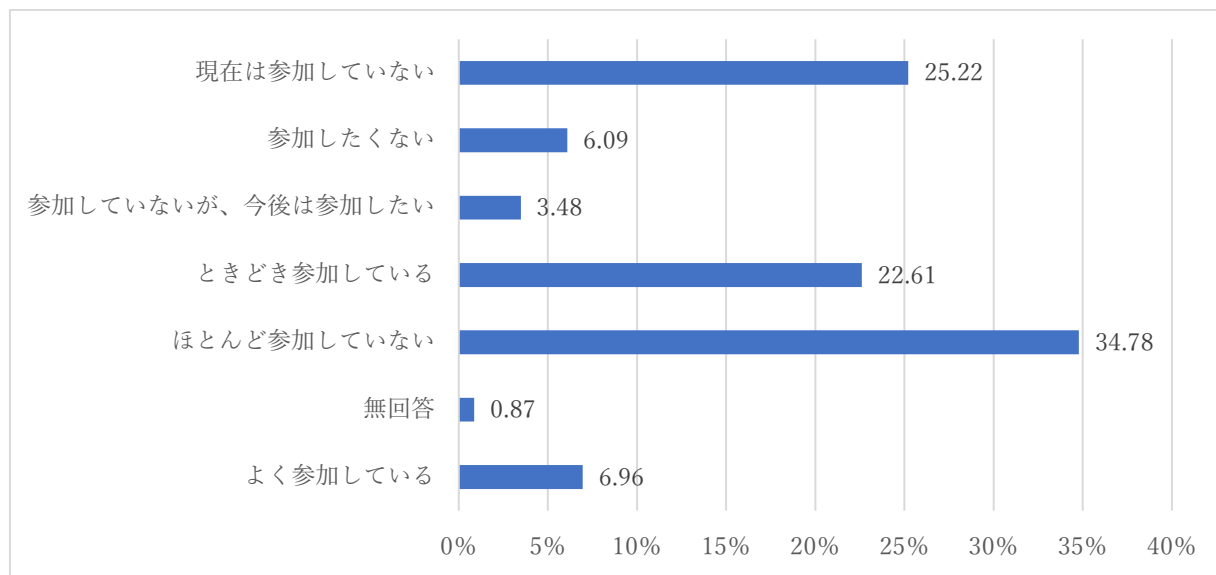
問9 緊急時に支援をしてくれる人がいますか（どちらかに○、()内の該当するものすべてに○）



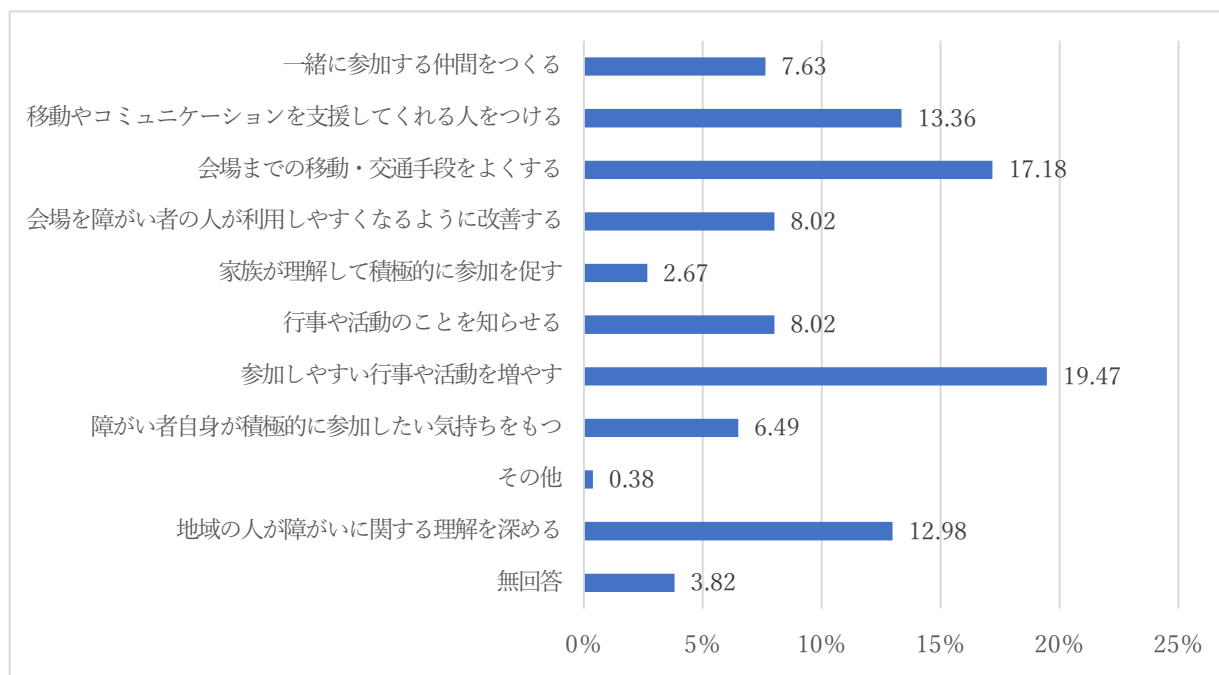
問10 あなたは、昼間、主にどのようにすごしていますか。(3つまで○)



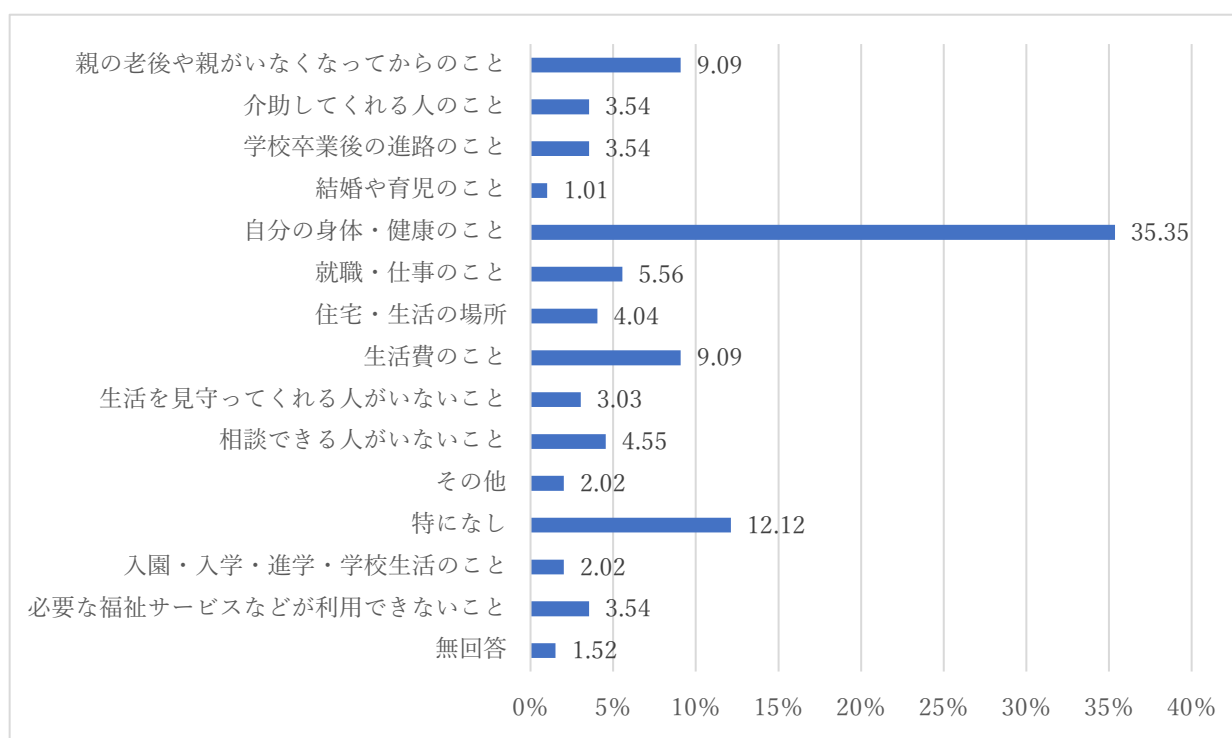
問11 あなたは、自治会(町内会)の活動やお祭り、運動会など、地域の行事に参加していますか。(1つに○)



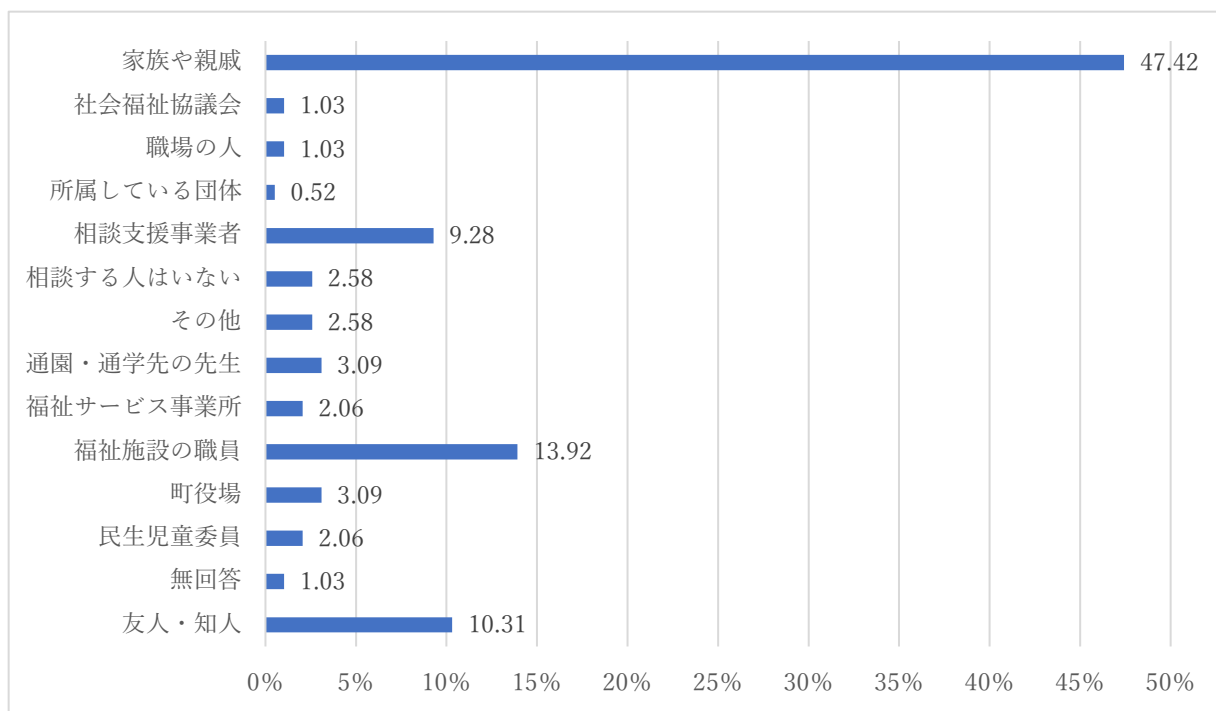
問12 あなたは、障がいのある人が地域活動などに参加しやすくするために、どのようなことが大切だと思いますか。(3つまで○)



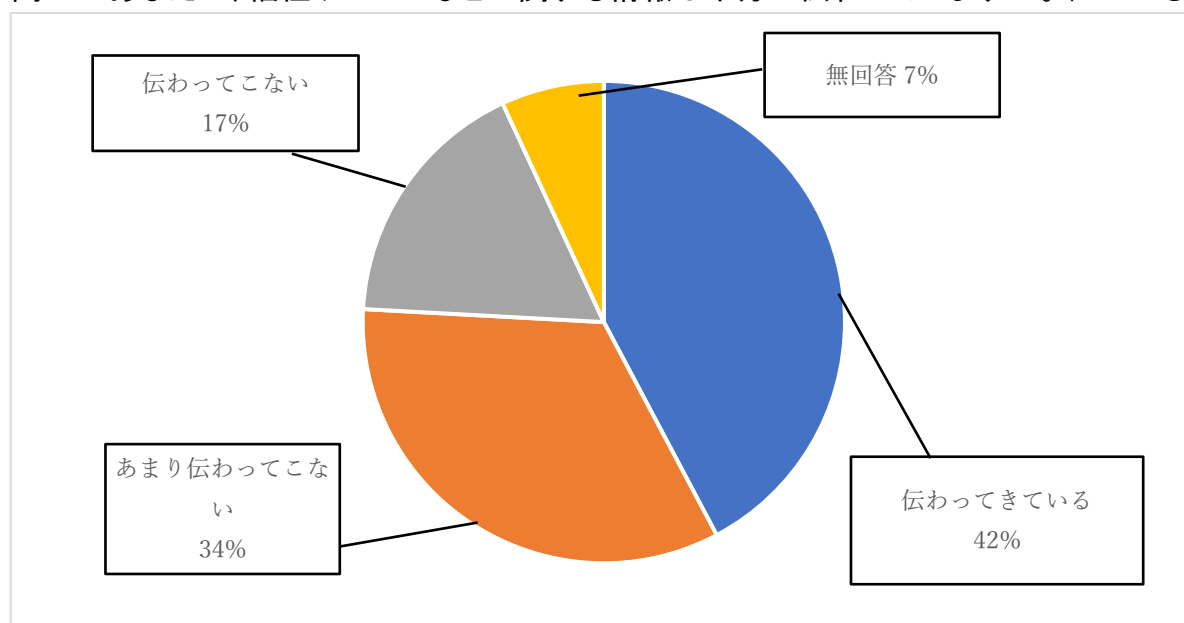
問13 あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)



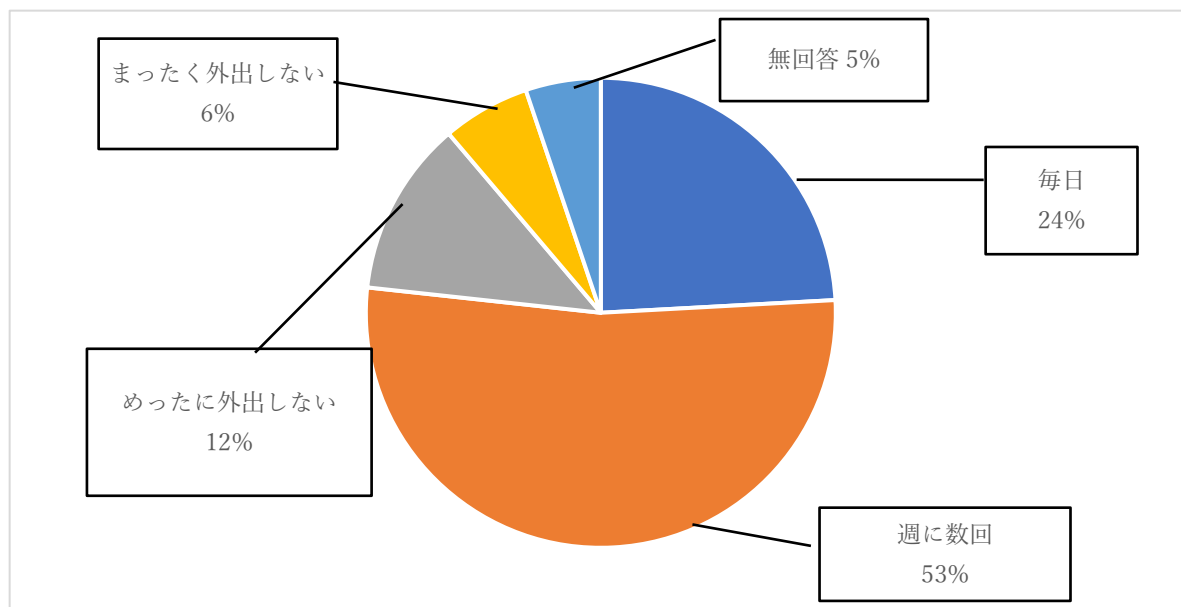
問14 あなたは、心配ごとや悩みがあった場合、だれに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



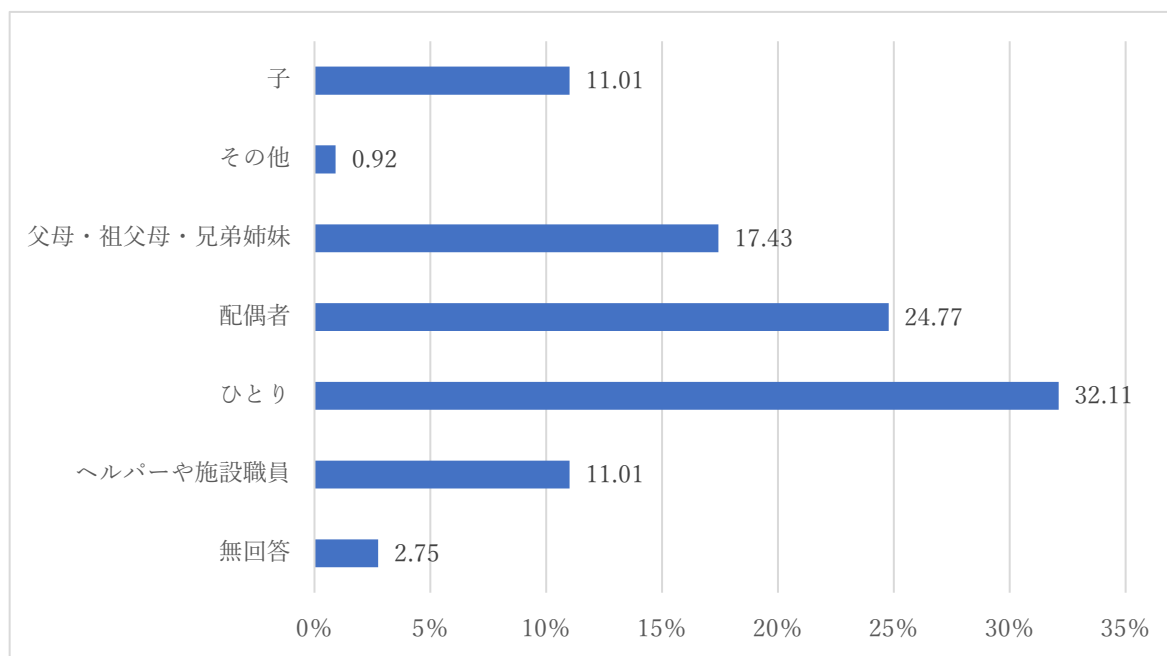
問15 あなたに、福祉サービスなどに関する情報は十分に伝わっていますか。(1つに○)



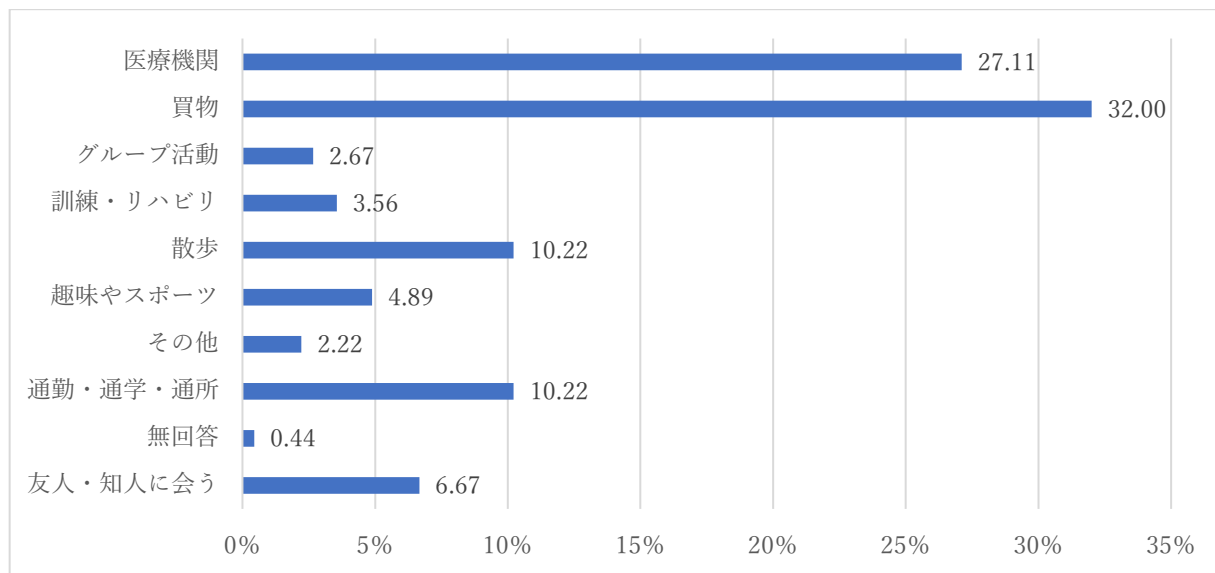
問16 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(1つに○)



問17 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(1つに○)

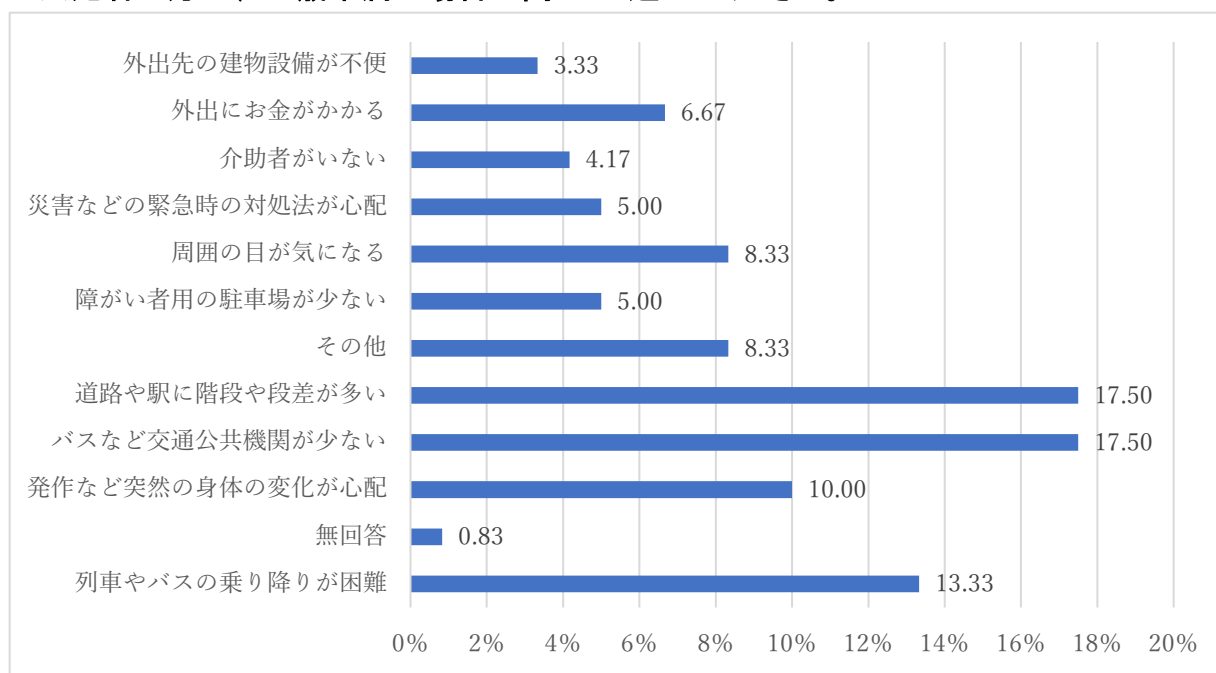


問18 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(○は3つまで)

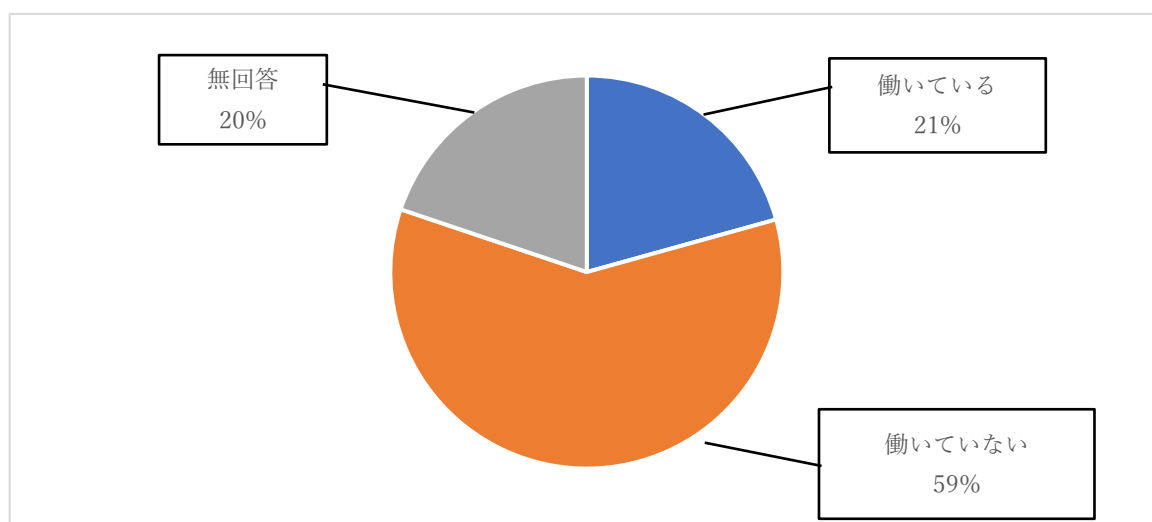


問19 あなたが外出するときに困ることや外出しない理由は何ですか。（○は3つまで）

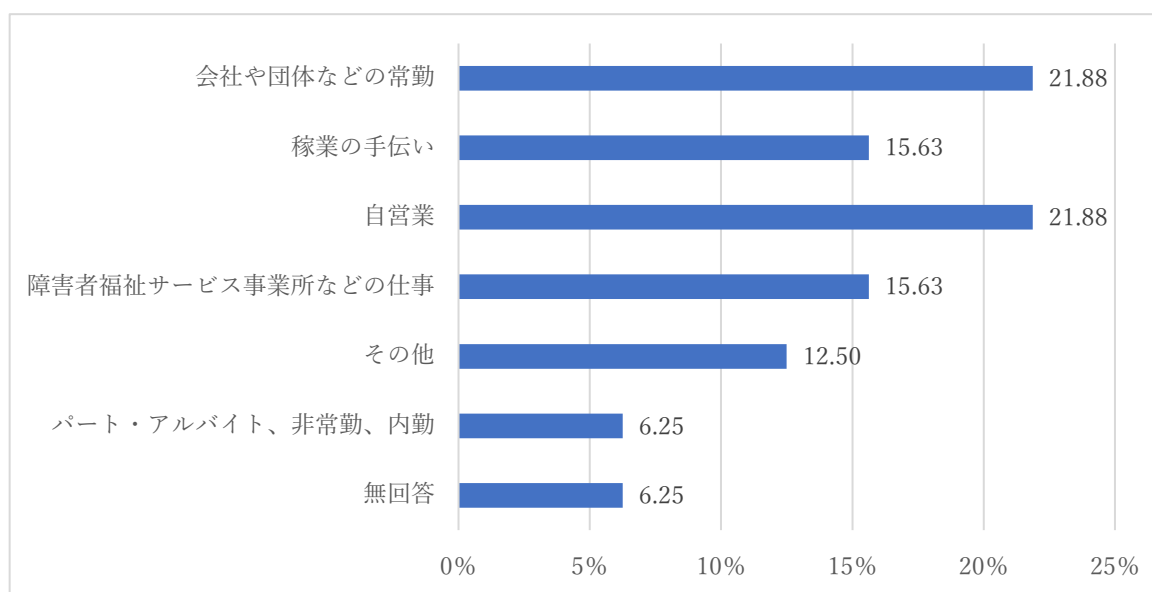
※宛名の方が、18歳未満の場合は問27に進んでください。



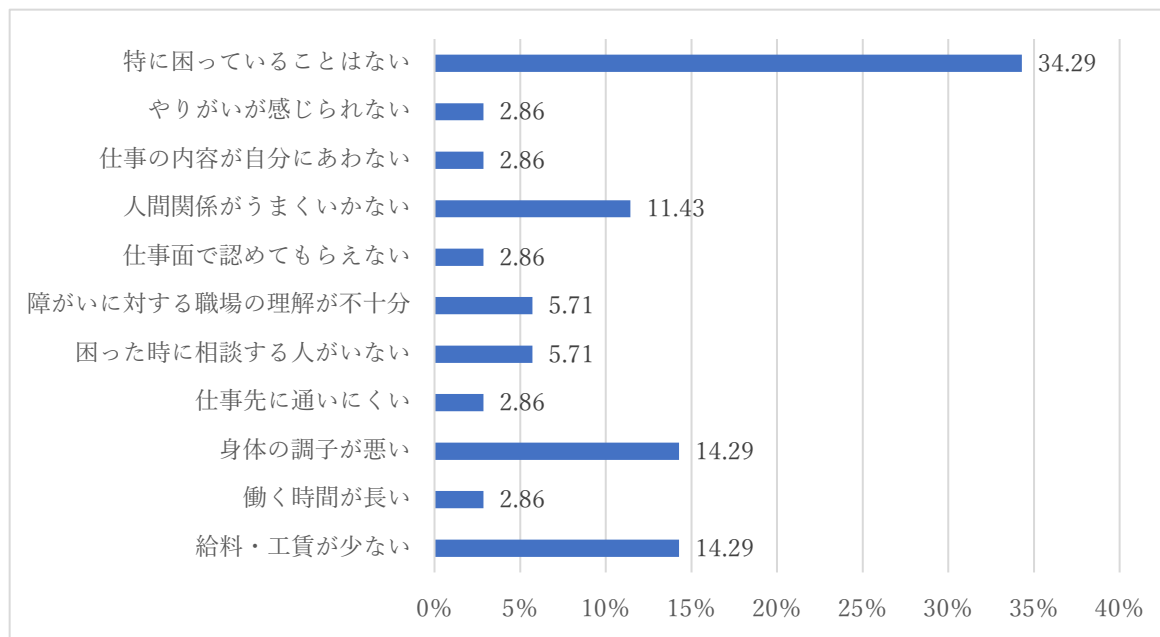
問20 あなたは、現在、働いていますか。（1つに○）



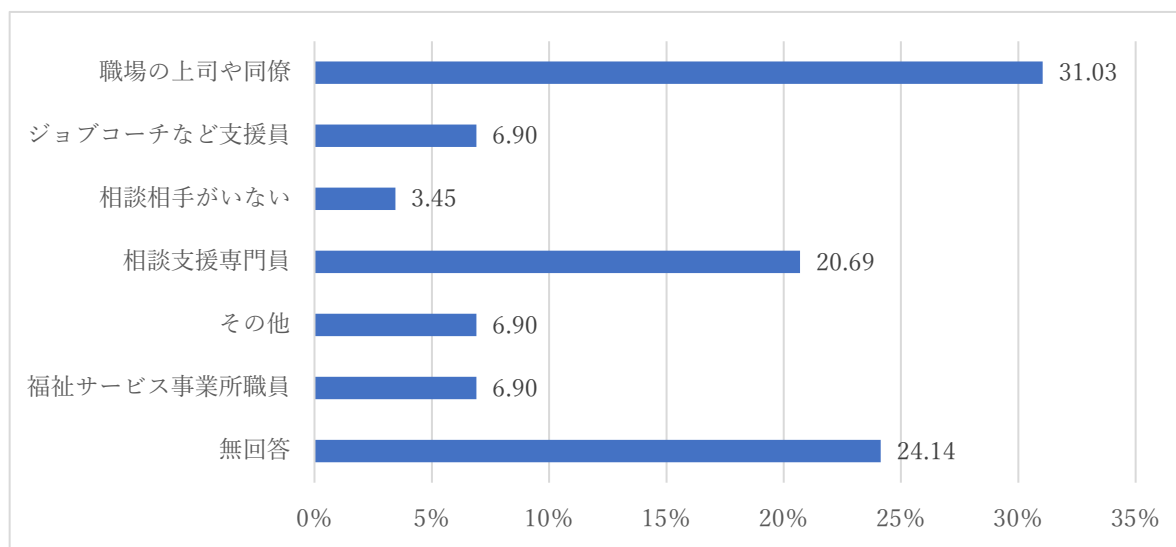
問21 働いている方にうかがいます。 どのような仕事をされていますか。（1つに○）



問22 働いている方にうかがいます。 仕事で不安や困ることはありますか。(○は3つまで)

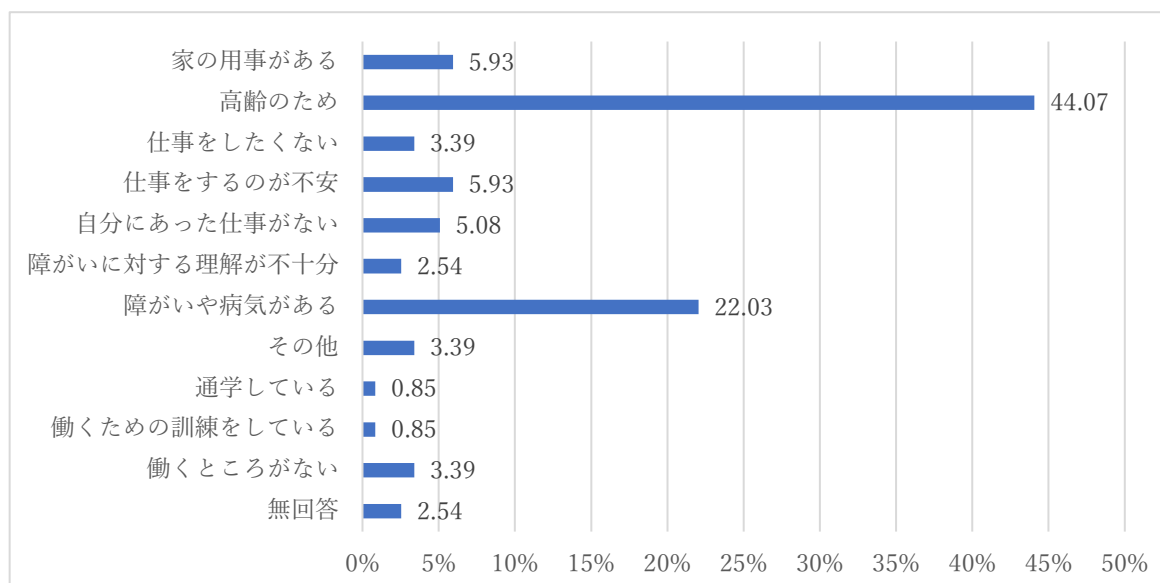


問23 あなたは、仕事の悩みなどをだれに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



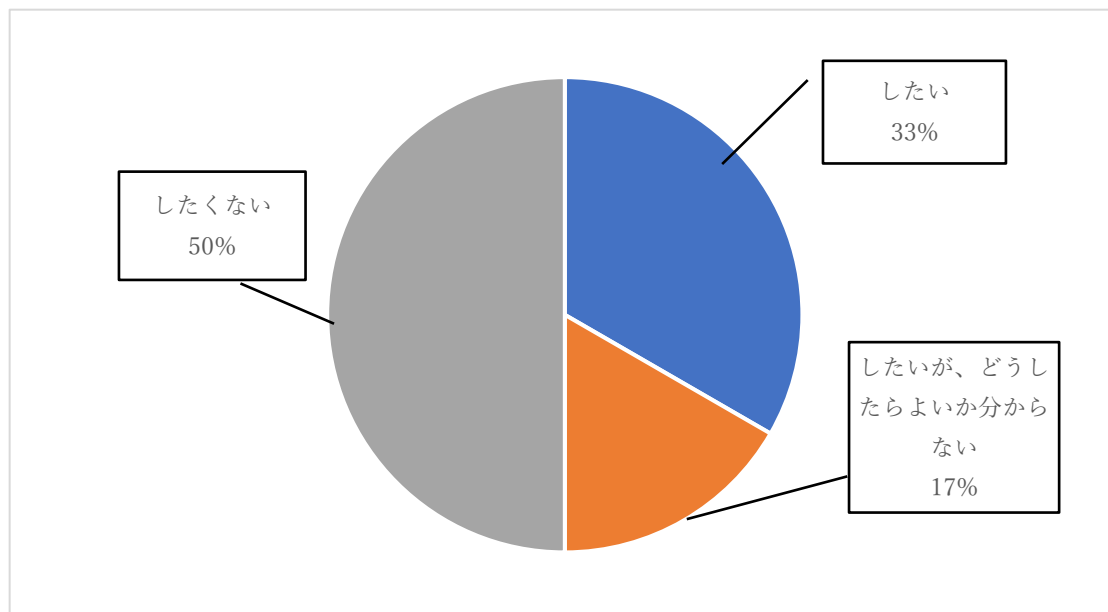
問24 働いていない方にうかがいます。働いていない主な理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

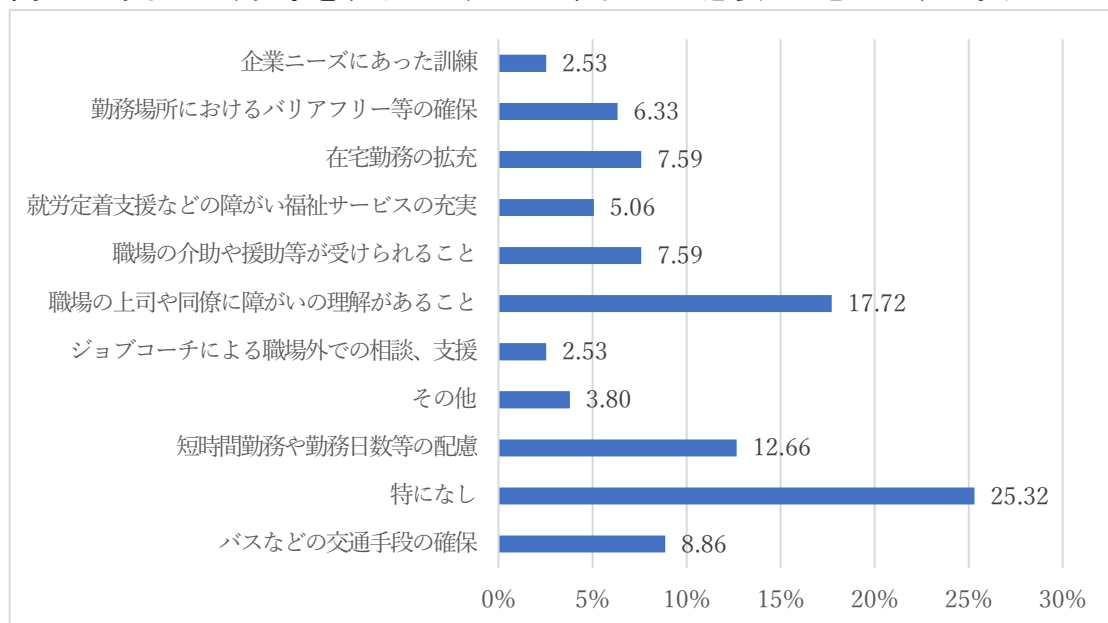


【問20で、2を選択した18歳～64歳の方にお聞きします。】

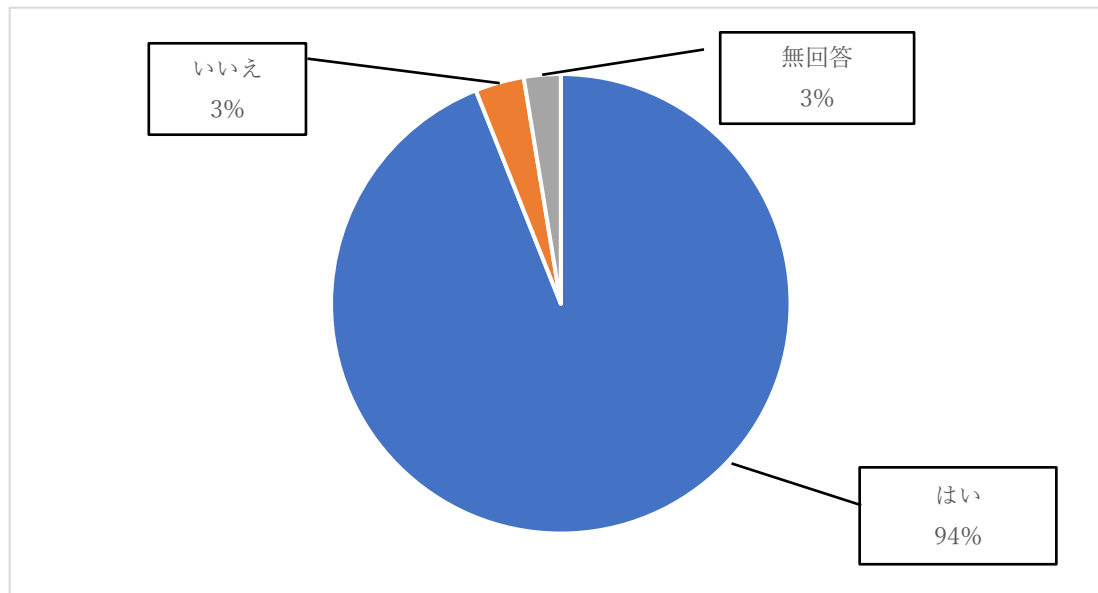
問25 あなたは今後、仕事をしたいと思いますか。(1つに○)



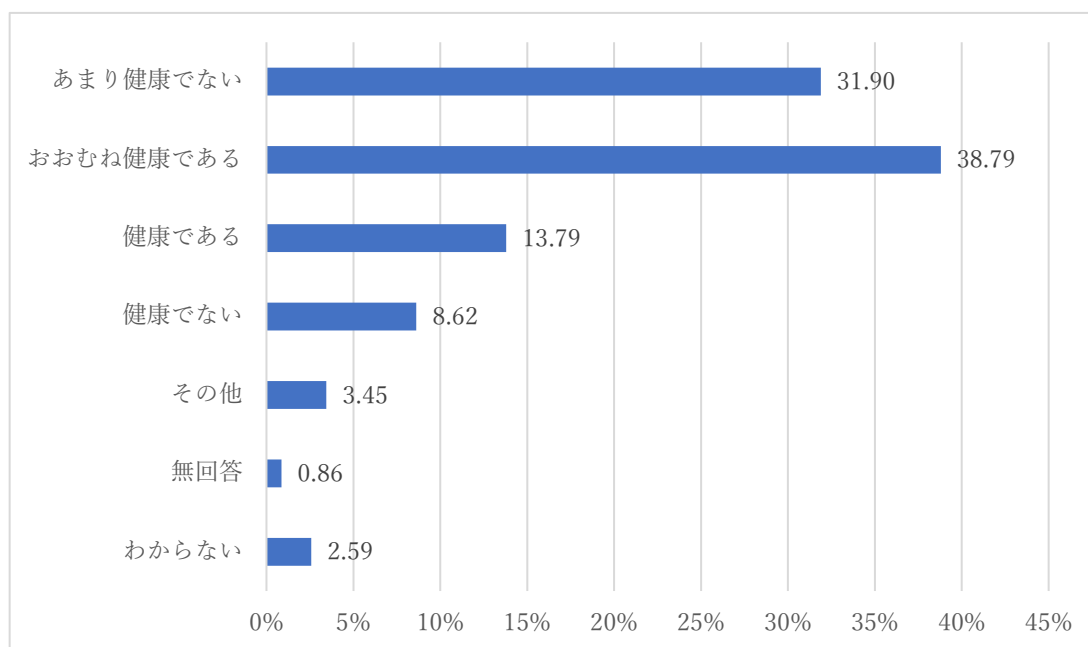
問26 あなたは、仕事をするため、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)



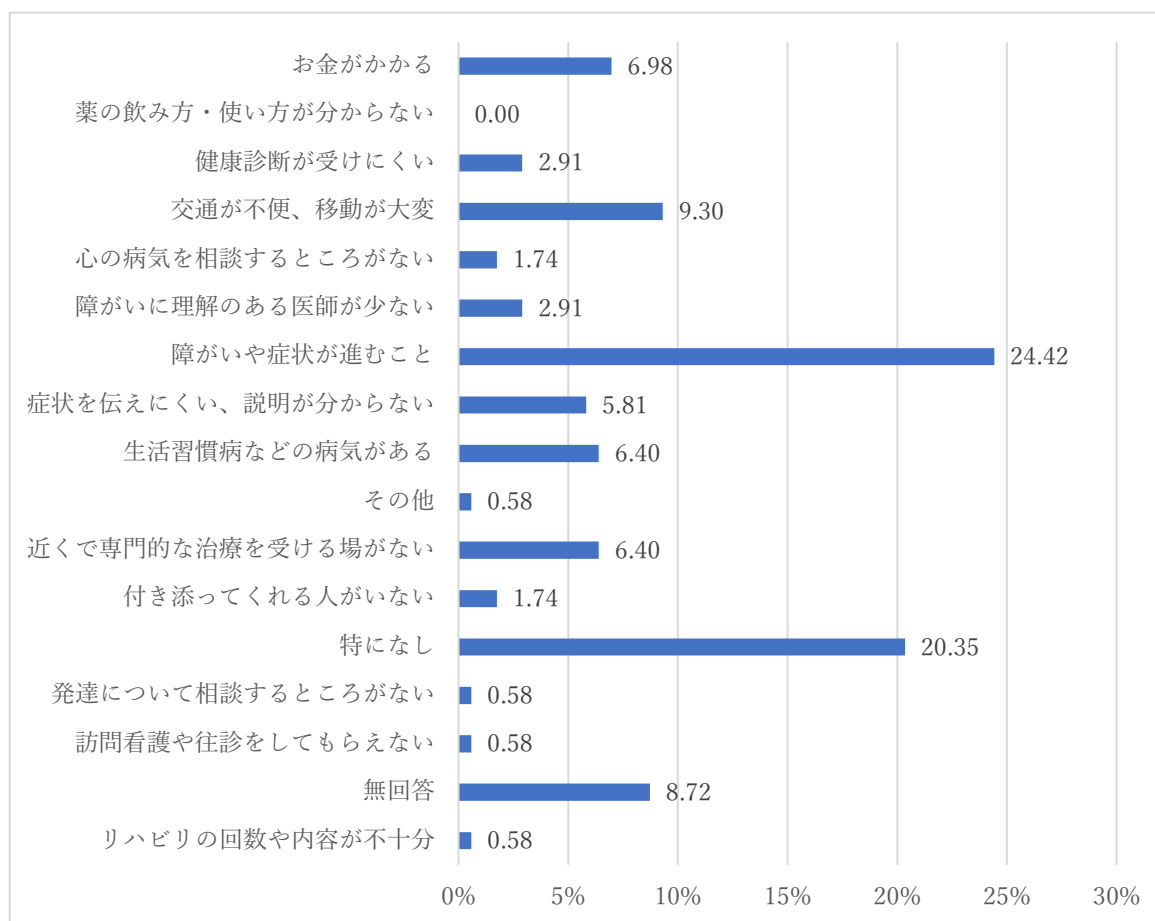
問27 あなたは、定期的に病院や診療所に通っていますか。(1つに○)



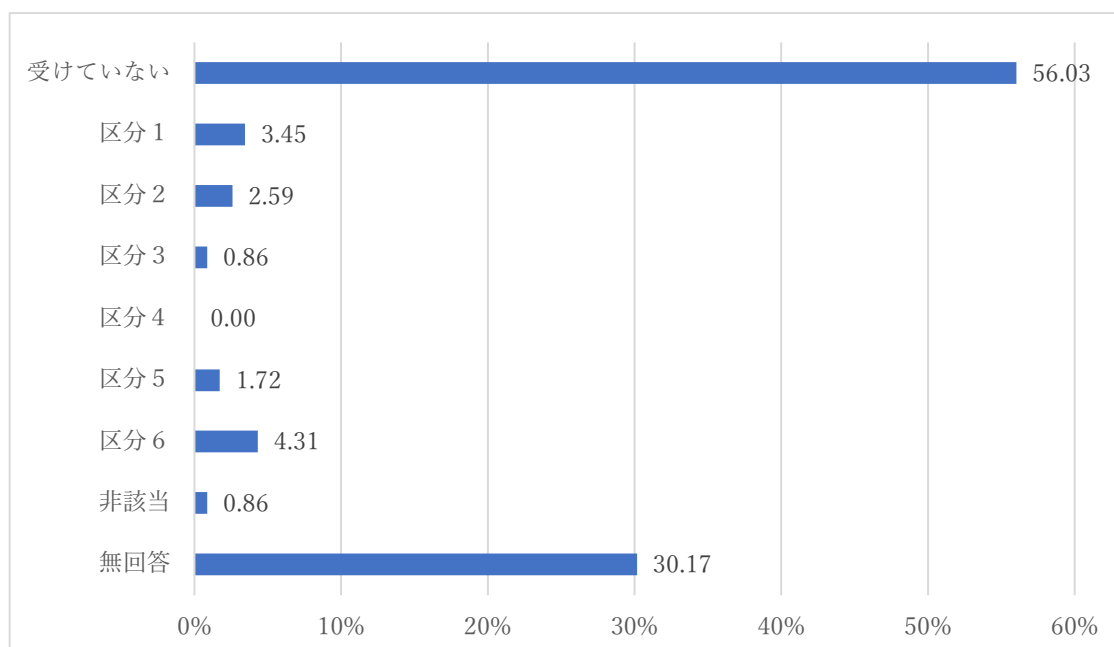
問28 あなたは、現在のご自身の健康状態をどのように思いますか。(1つに○)



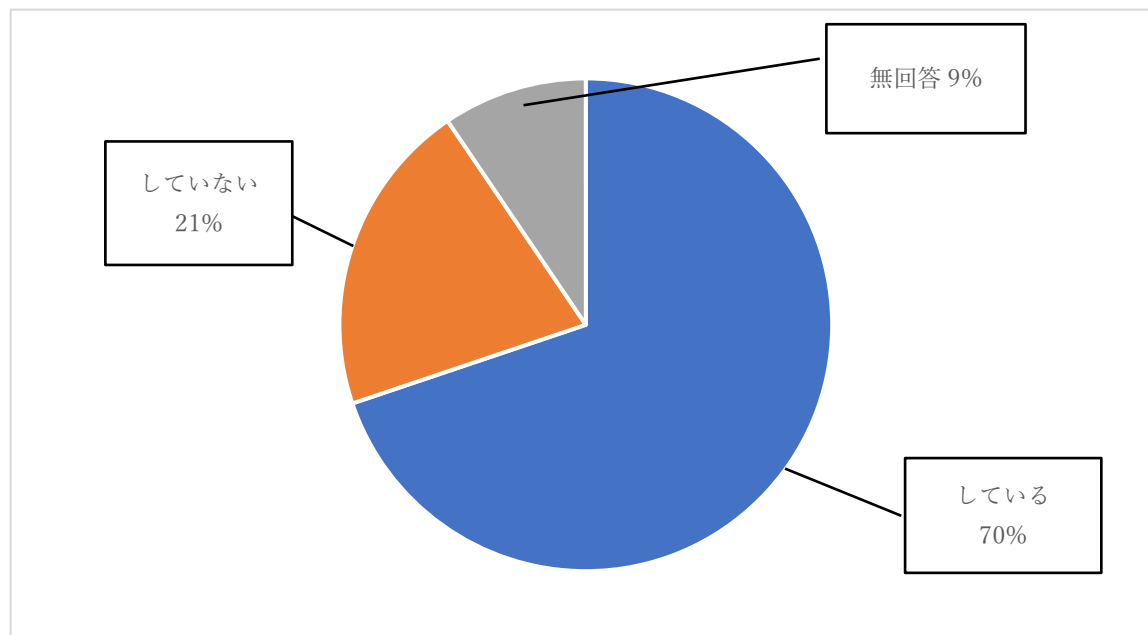
問29 あなたは、保健・医療面で困っていることや不安なことはありますか。
(あてはまるものすべてに○)



問30 あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。(1つに○)

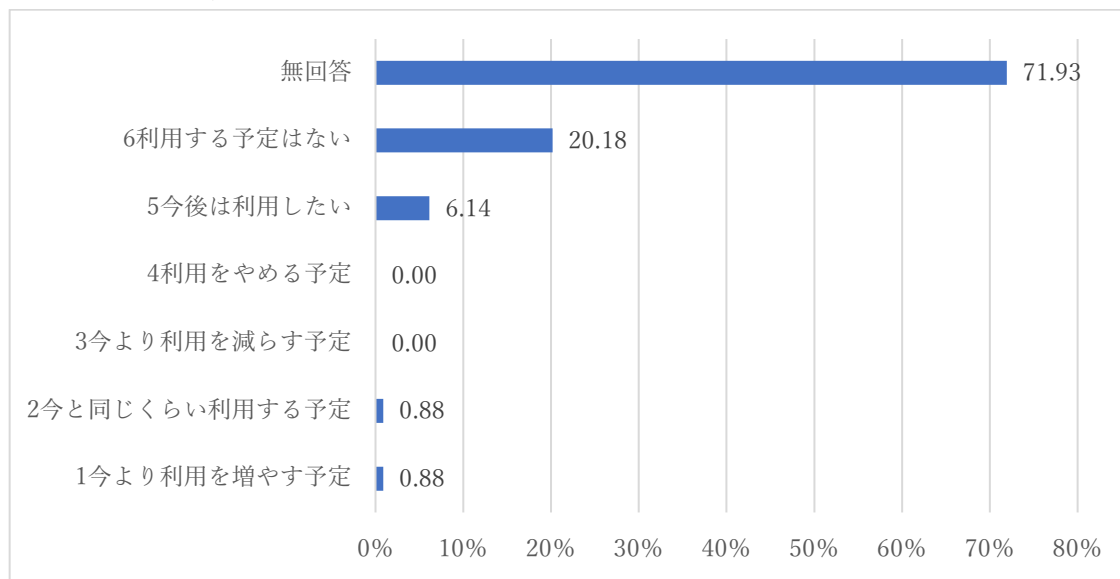


問31 あなたは、介護保険によるサービスを利用していますか。(1つに○)

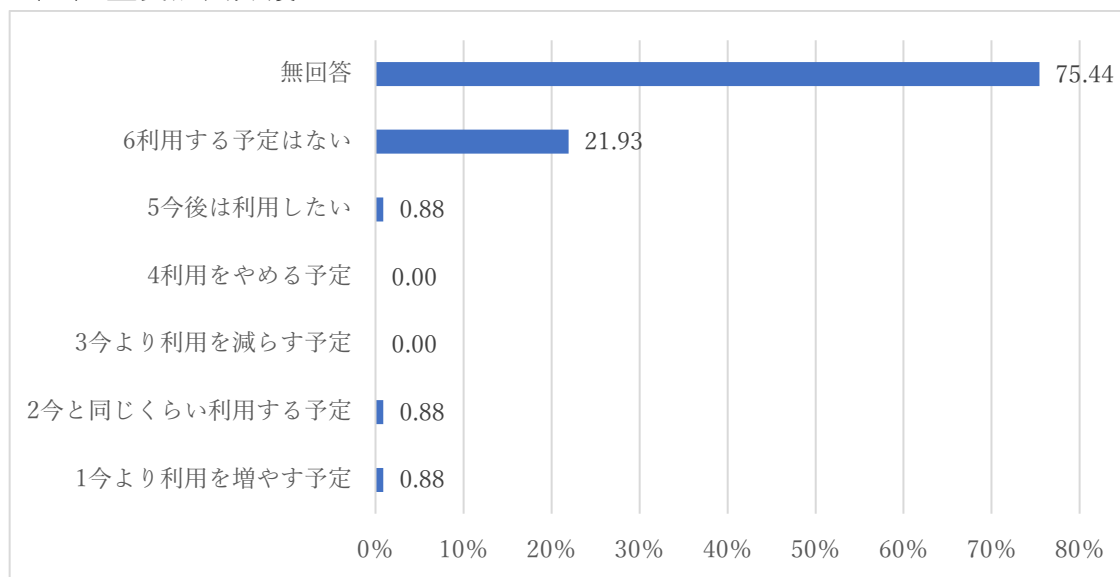


問32 あなたは以下の障がい福祉サービスを利用していますか。(障がいの種類・程度により利用できないサービスもあります。(1)～(32)それぞれ該当する番号に○を記入してください)

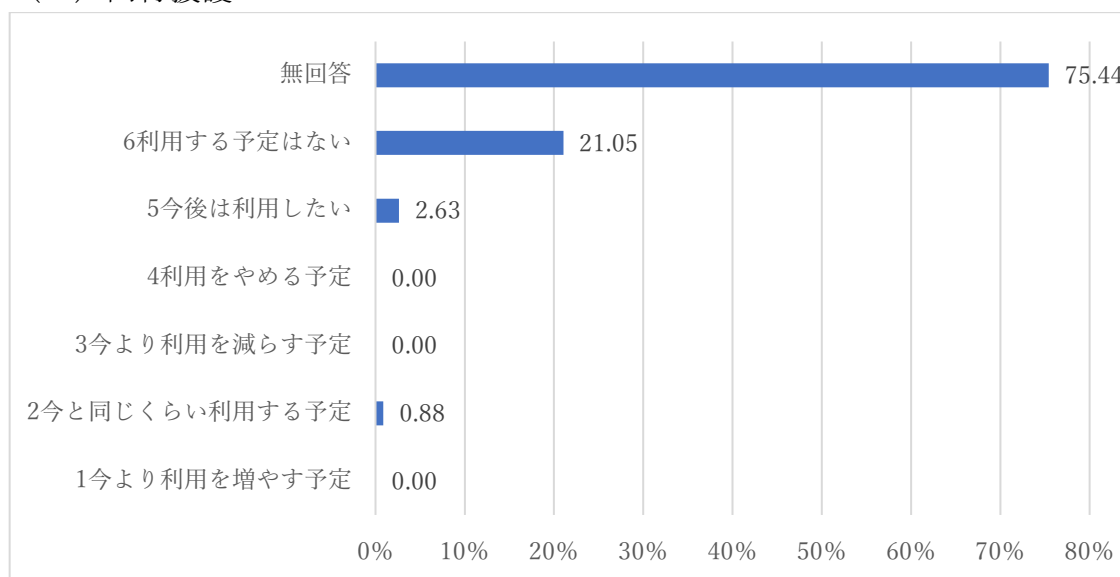
(1) 居宅介護



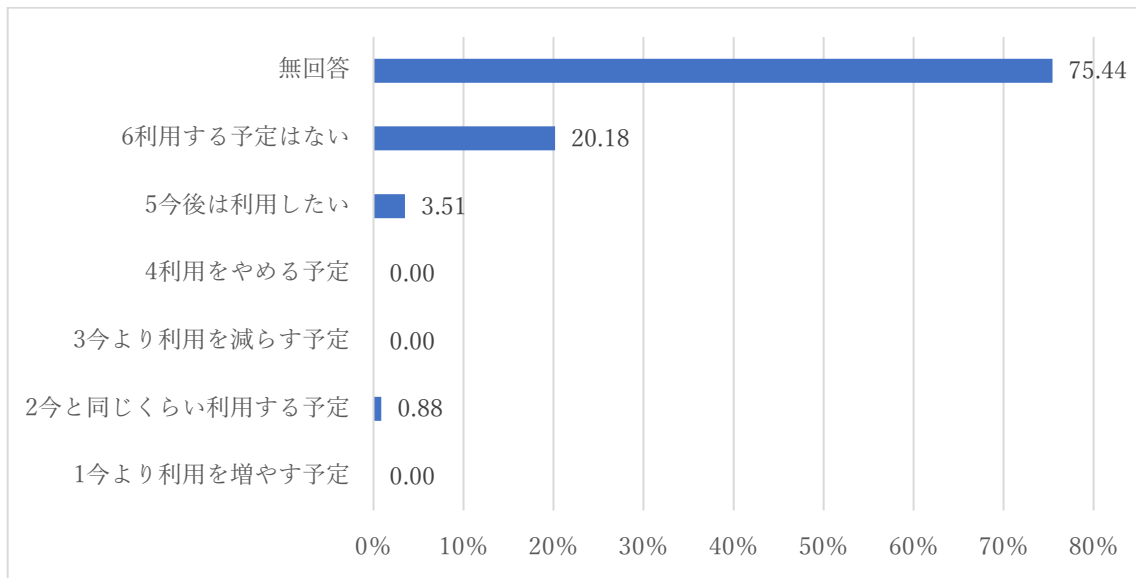
(2) 重度訪問介護



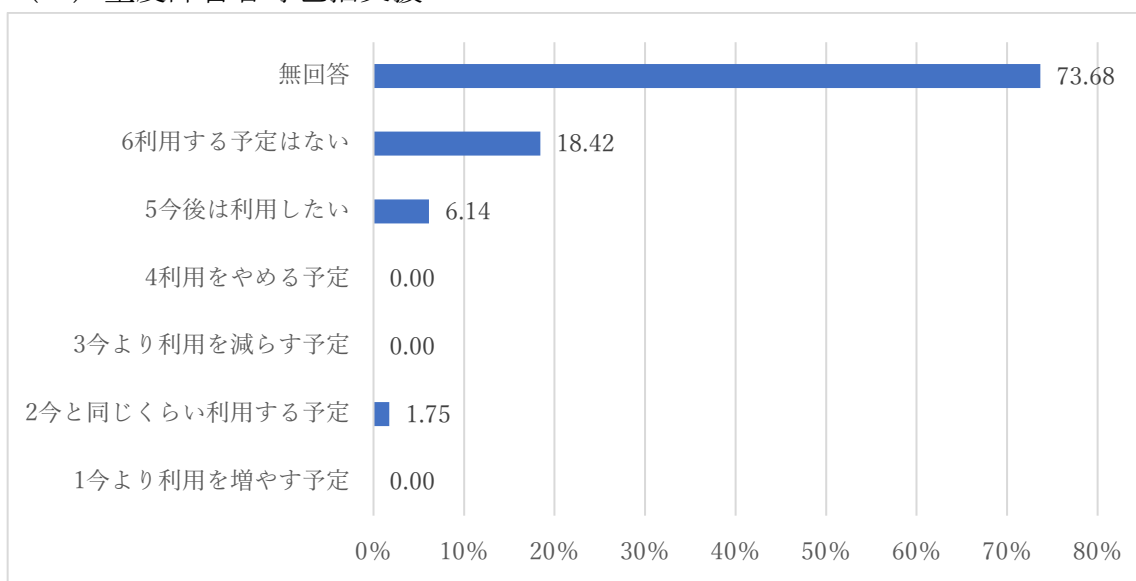
(3) 同行援護



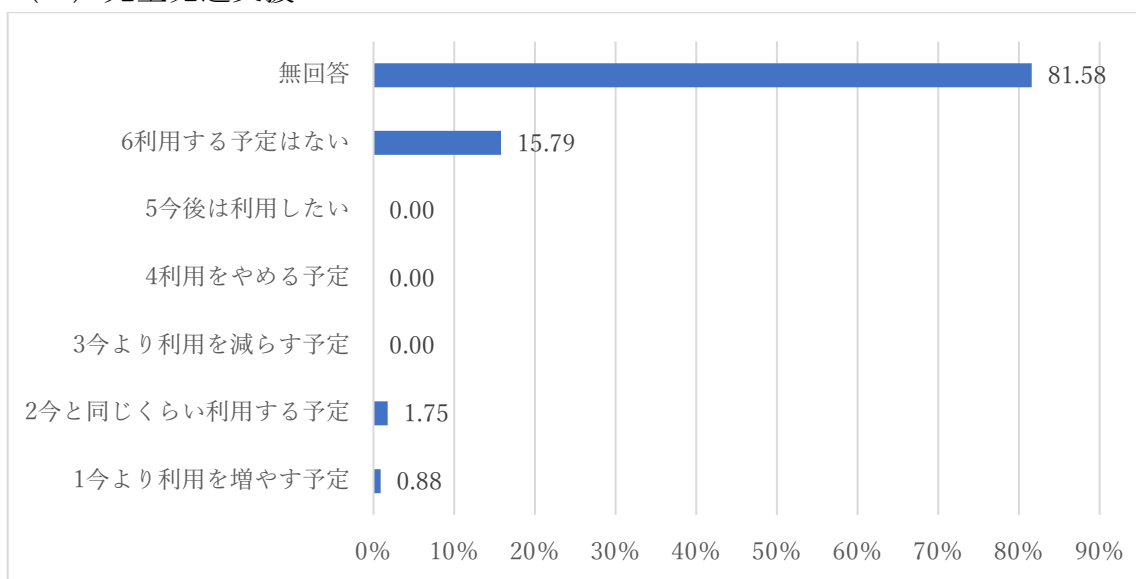
(4) 行動援護



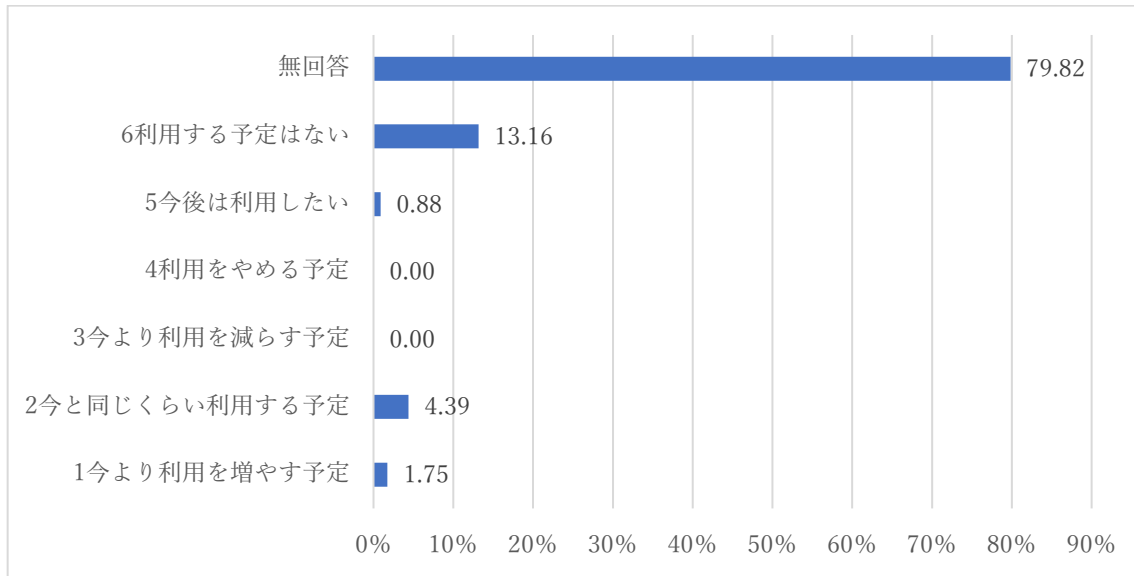
(5) 重度障害者等包括支援



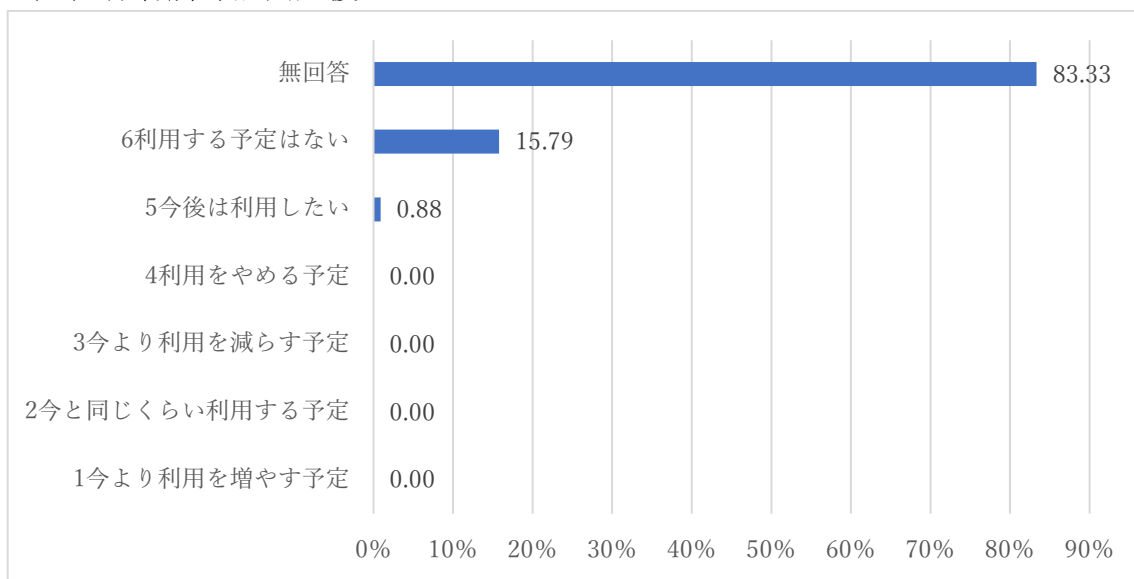
(6) 児童発達支援



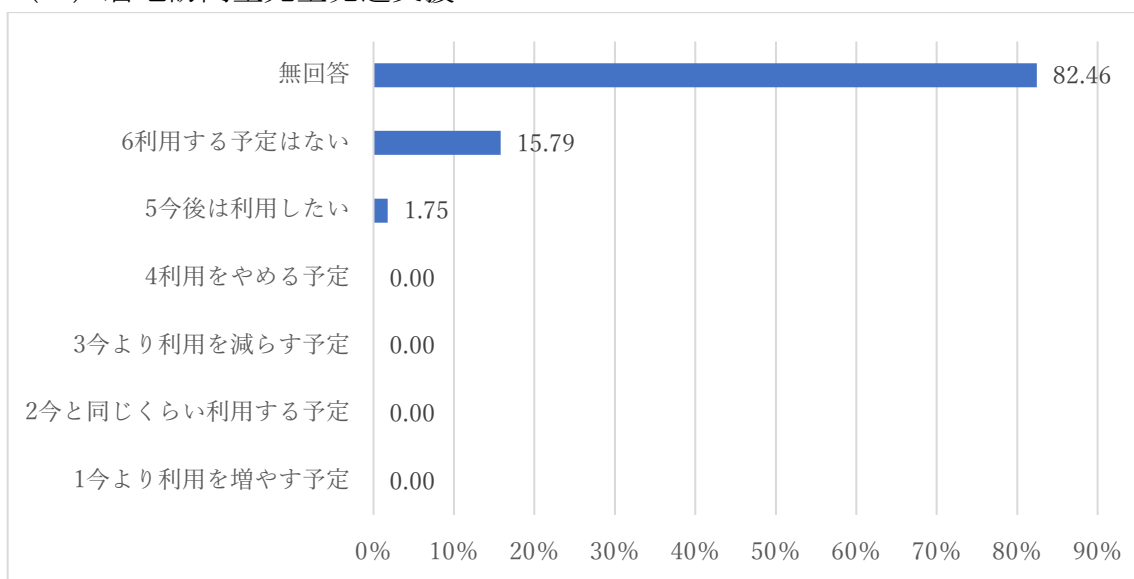
(7) 放課後等デイサービス



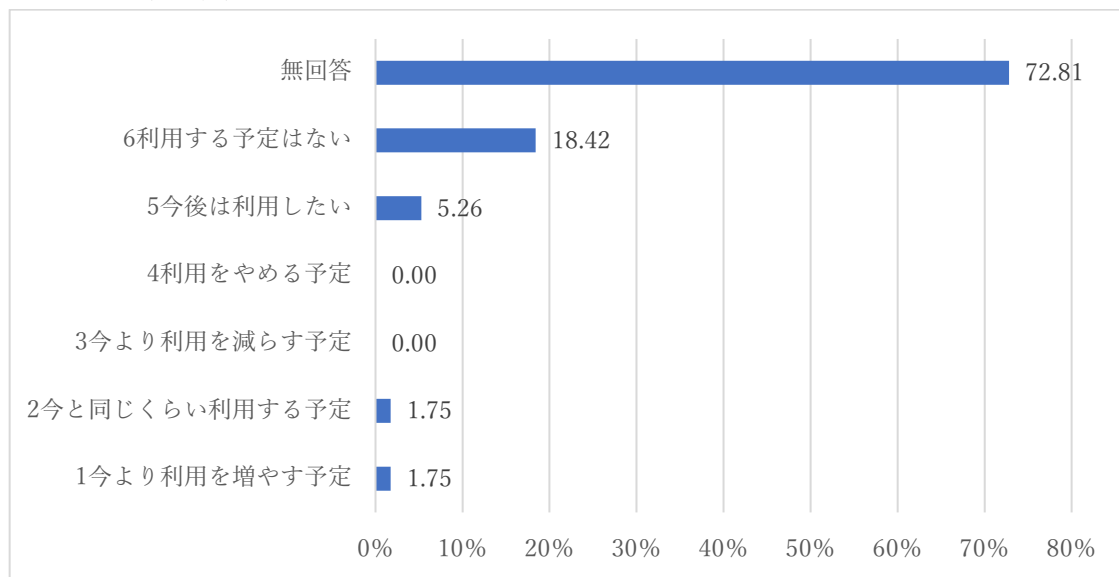
(8) 保育所等訪問支援



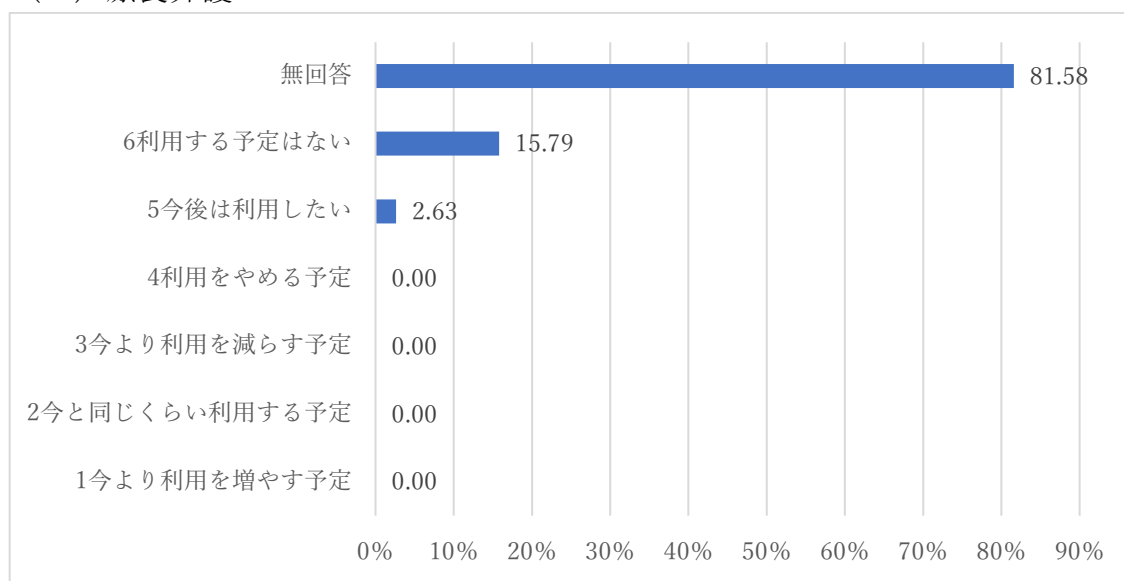
(9) 居宅訪問型児童発達支援



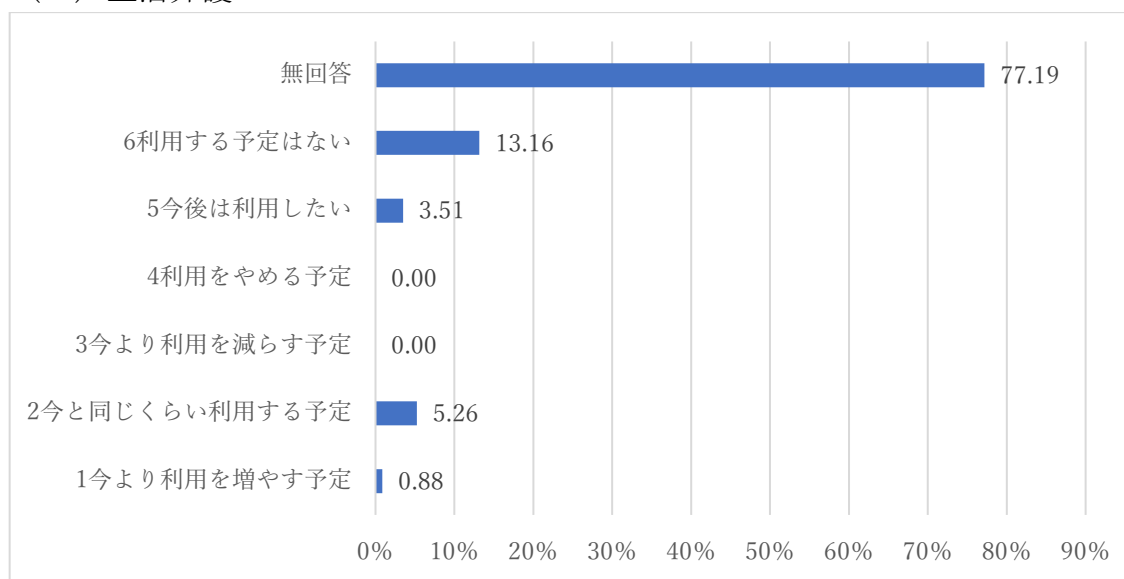
(10) 短期入所



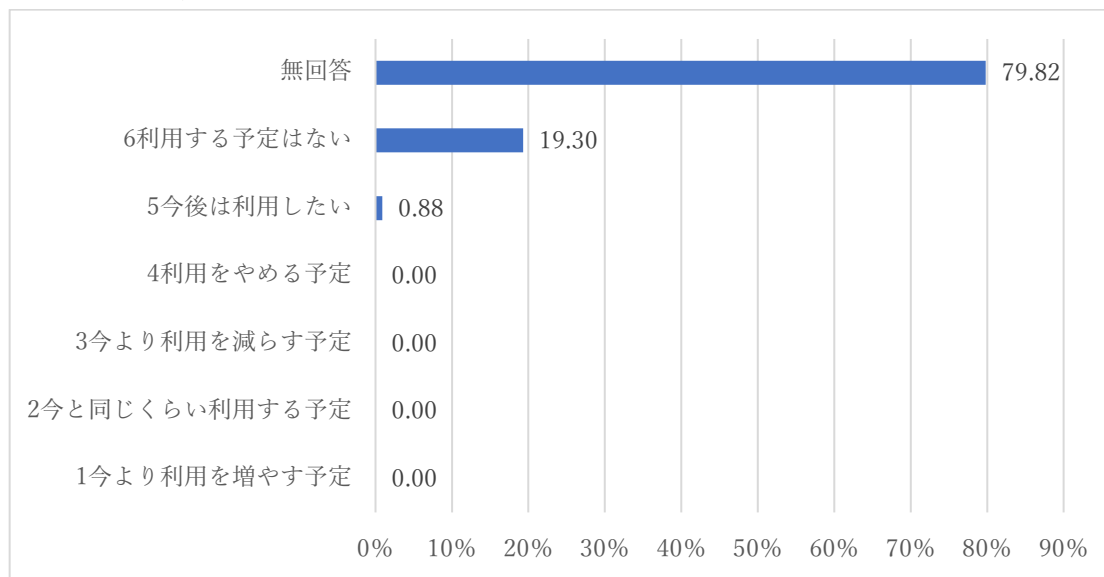
(11) 療養介護



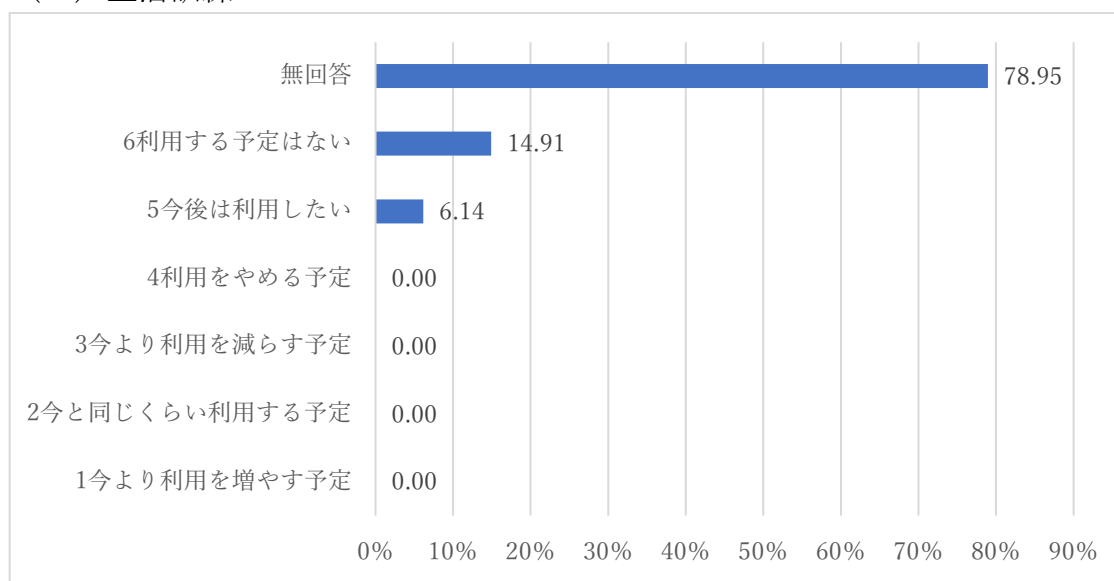
(12) 生活介護



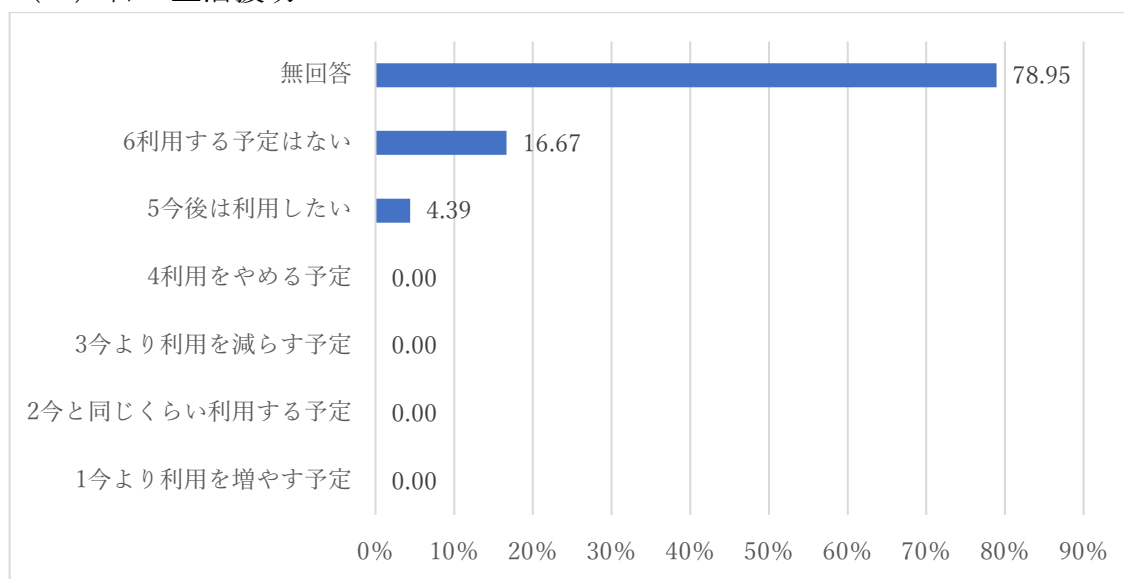
(13) 機能訓練



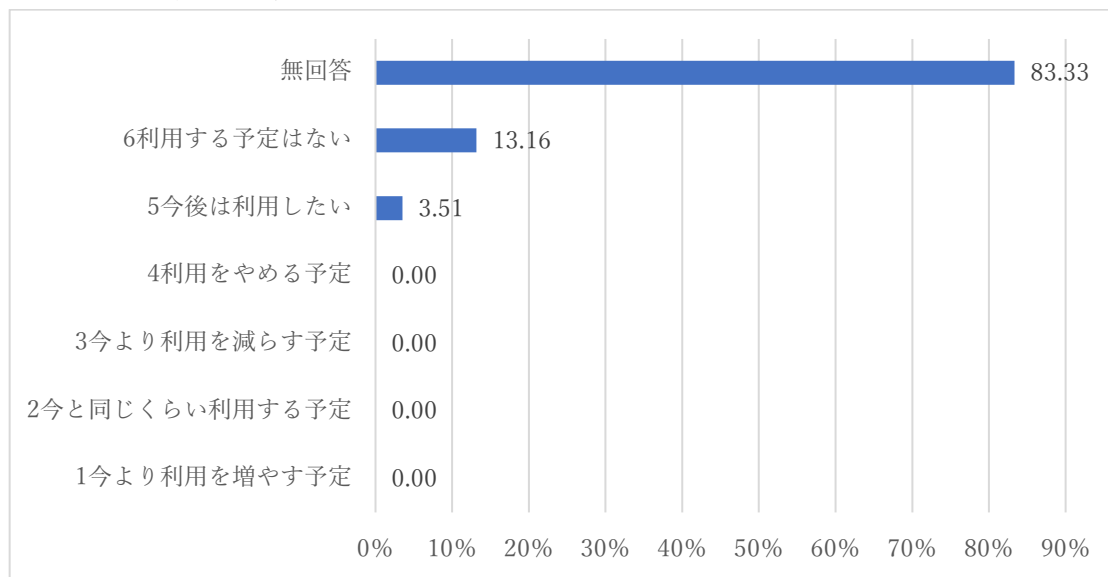
(14) 生活訓練



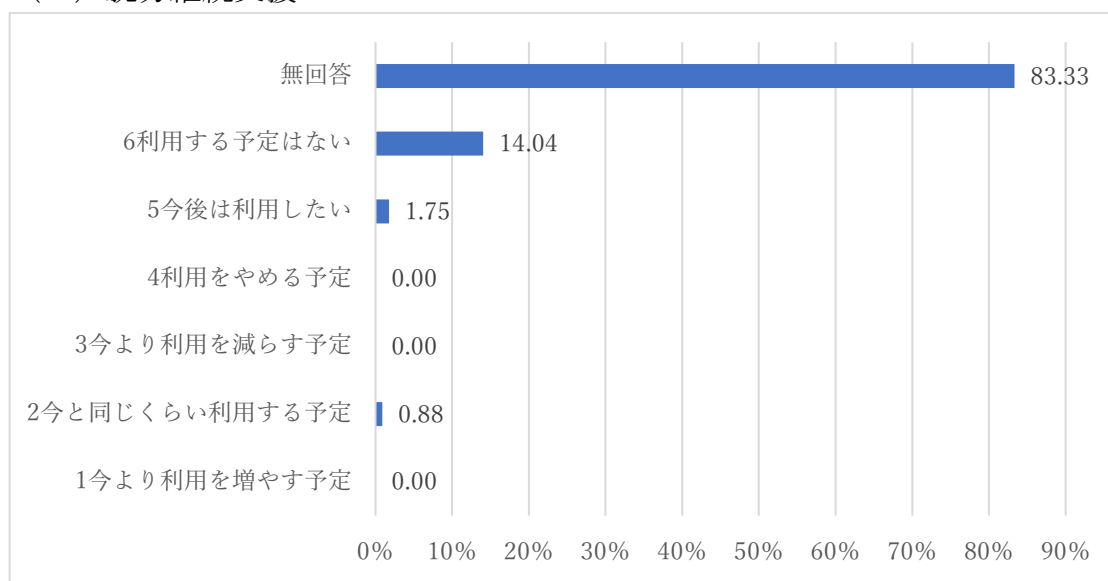
(15) 自立生活援助



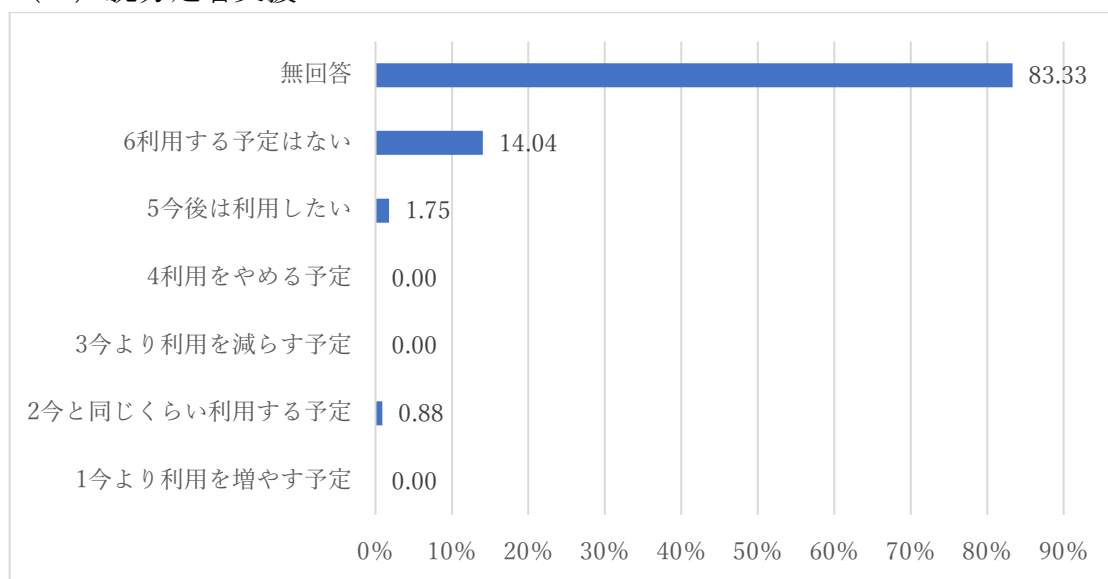
(16) 就労移行支援



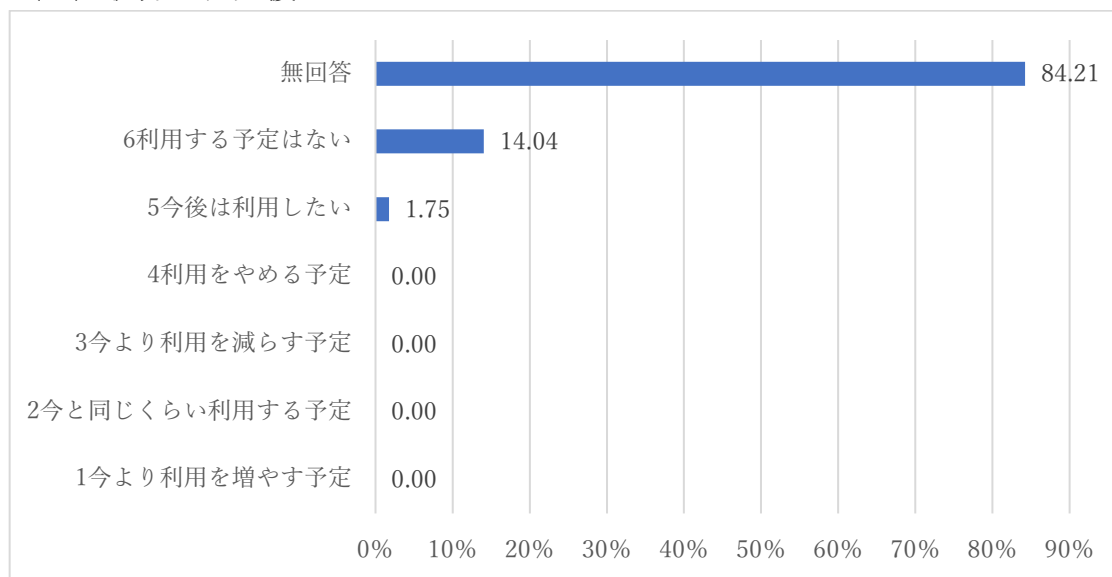
(17) 就労継続支援



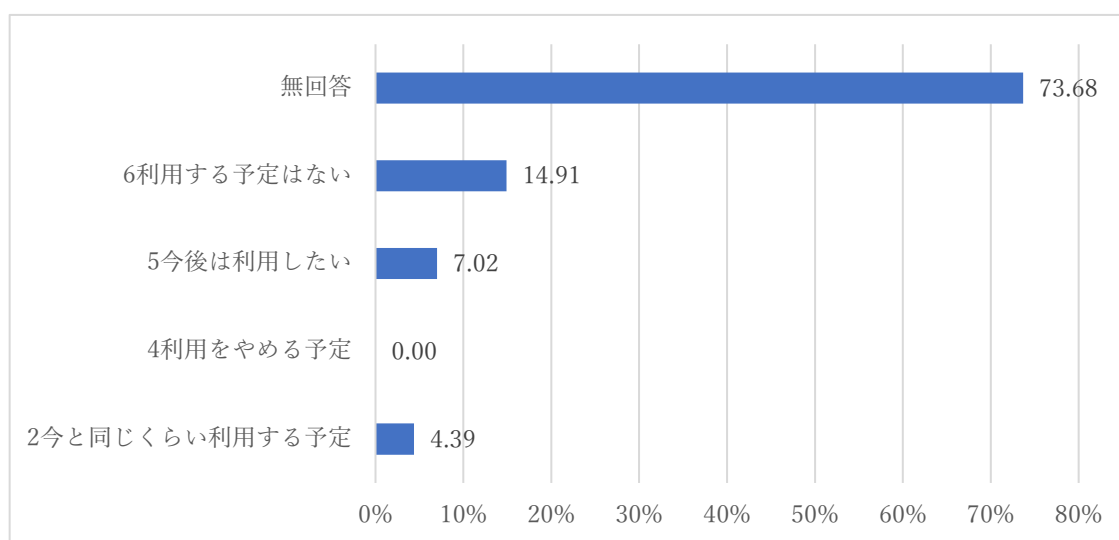
(18) 就労定着支援



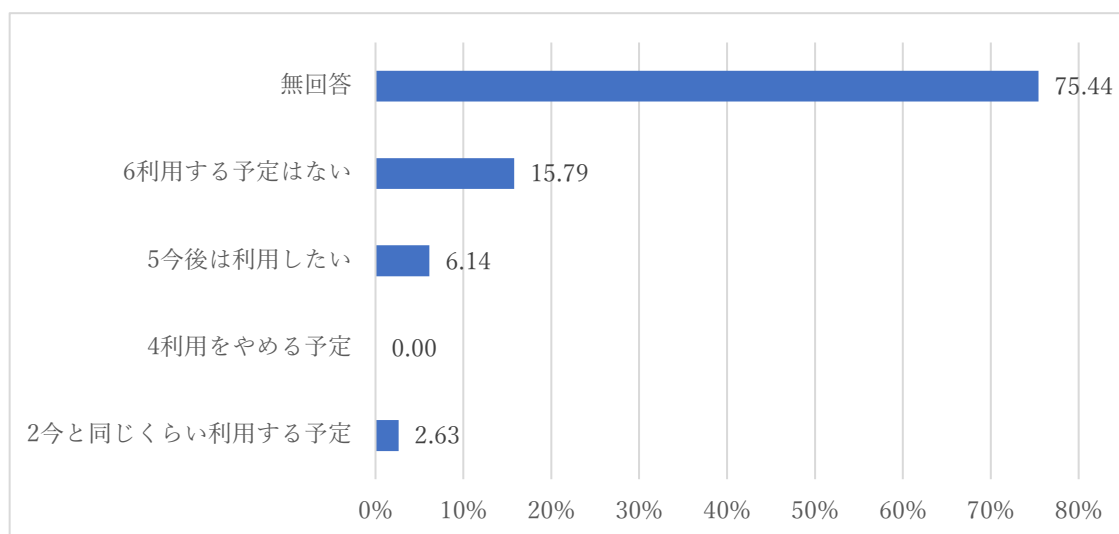
(19) 就労選択支援



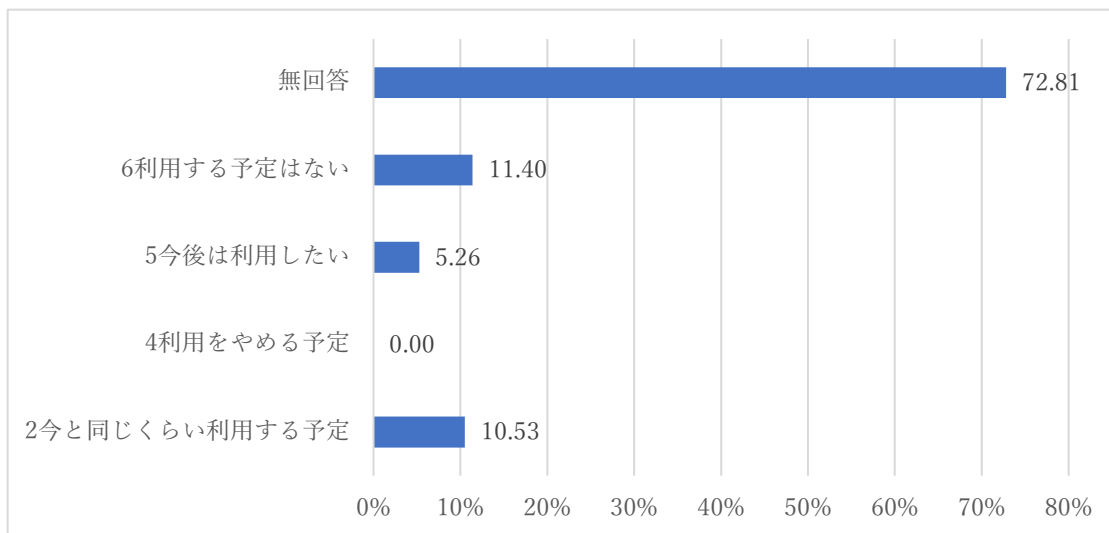
(20) 施設入所支援



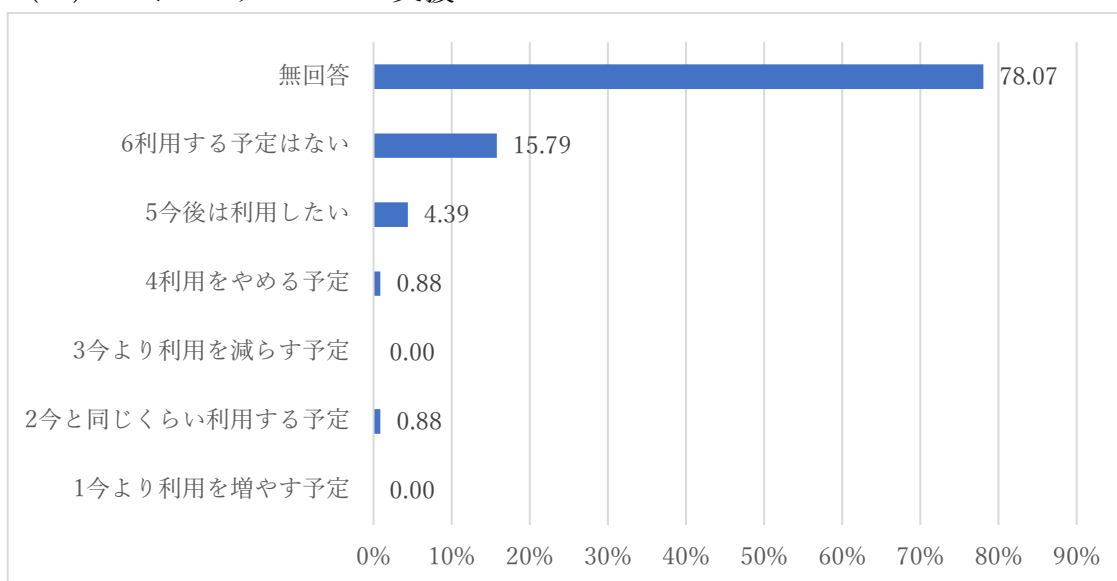
(21) 共同生活援助



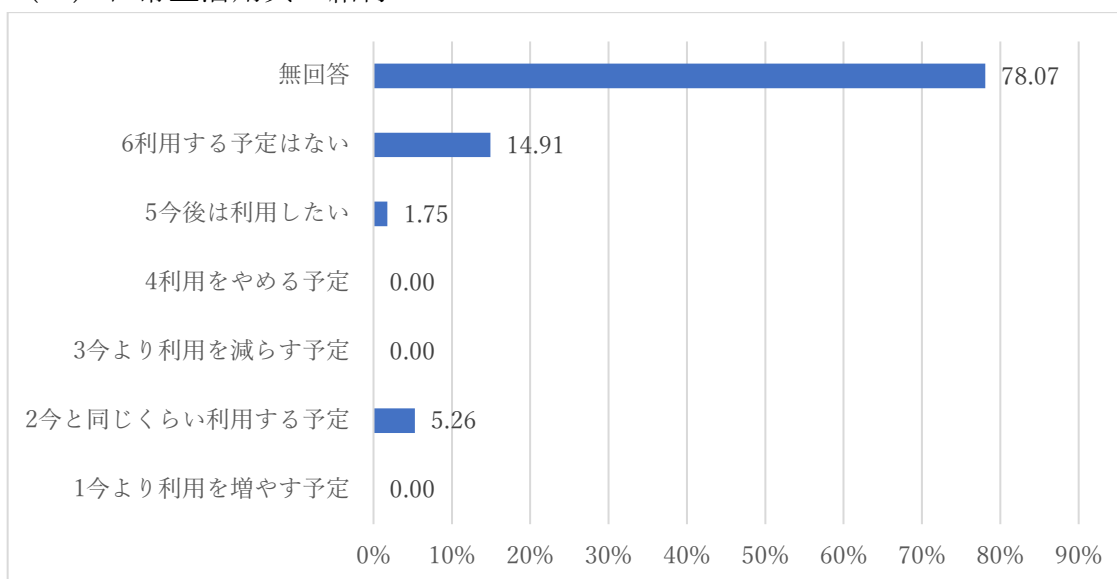
(22) 相談支援



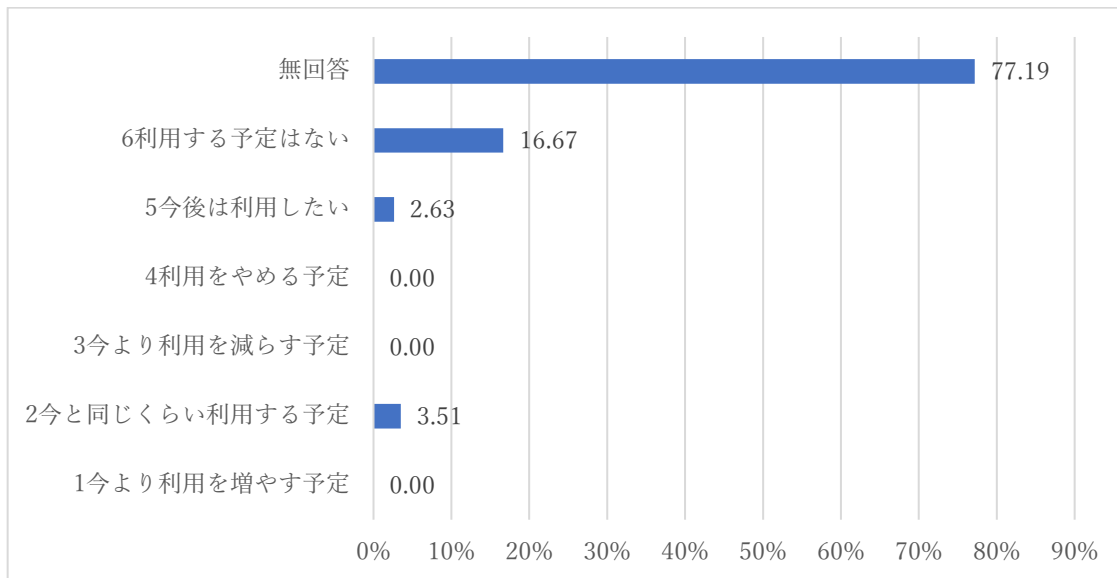
(23) コミュニケーション支援



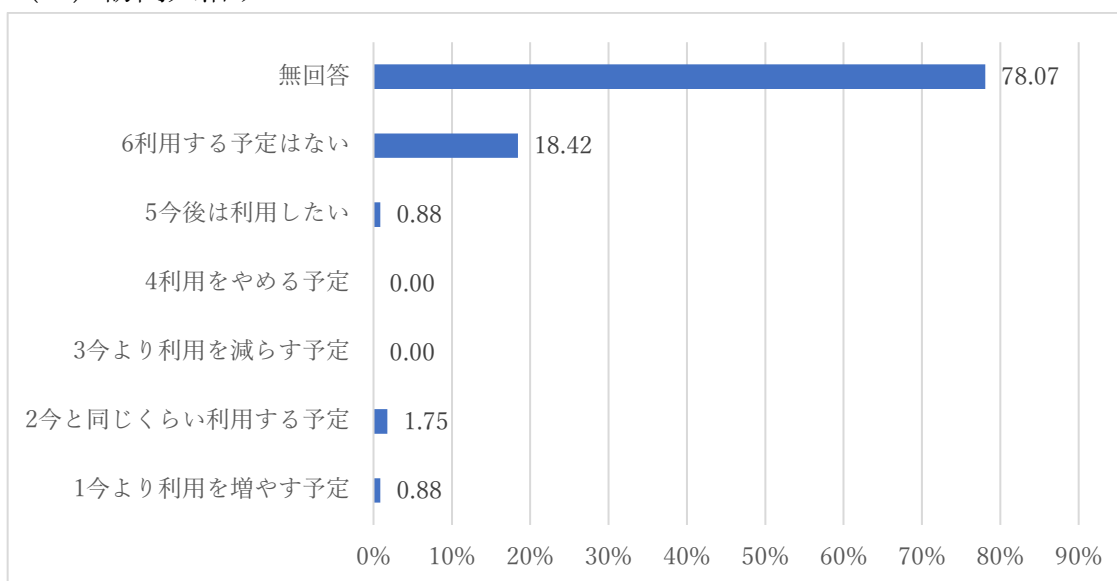
(24) 日常生活用具の給付



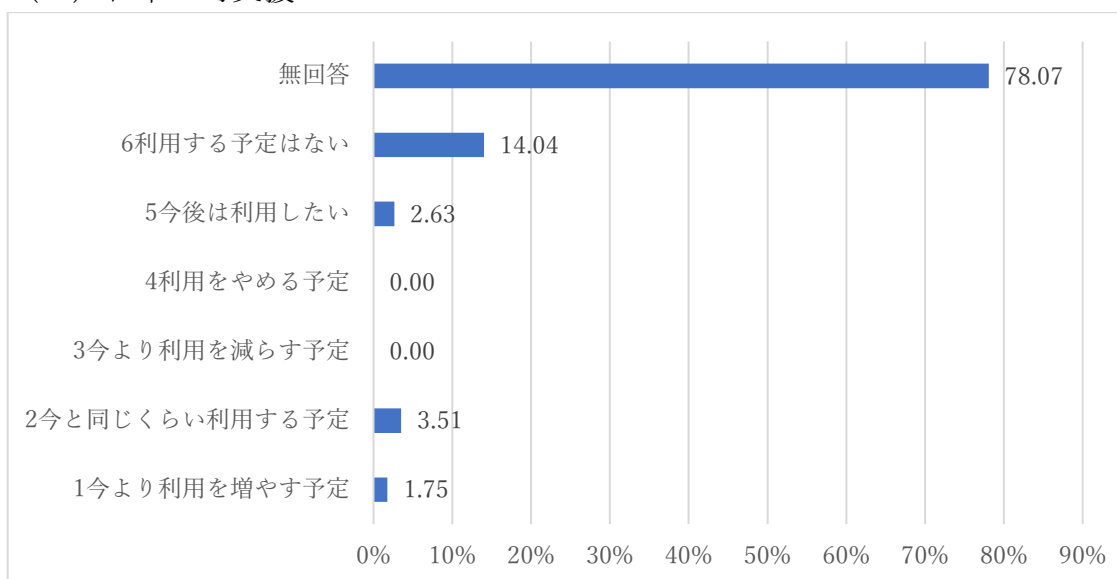
(25) 移動支援



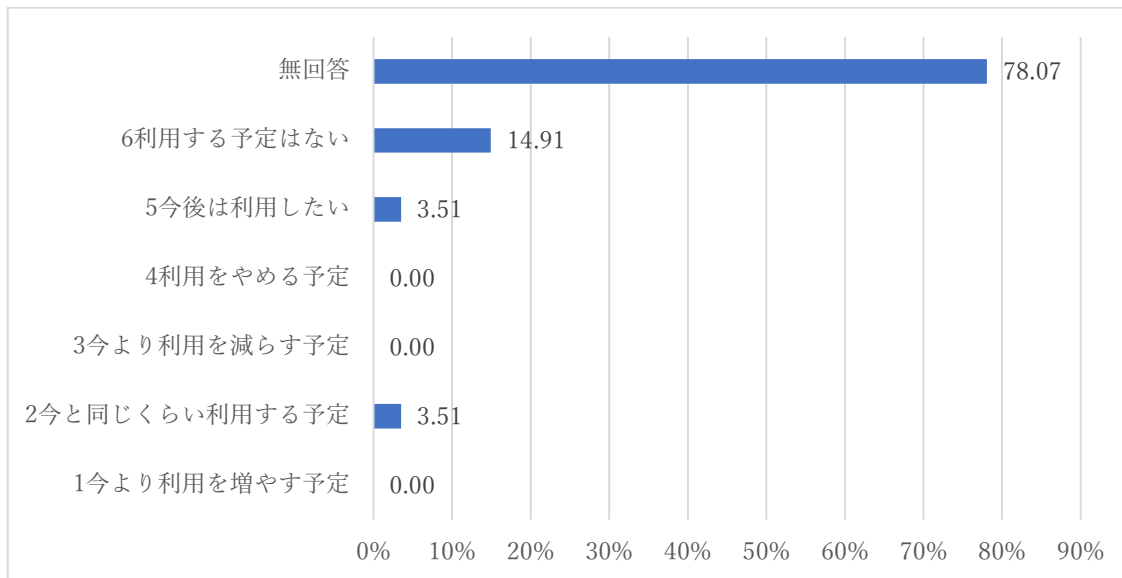
(26) 訪問入浴サービス



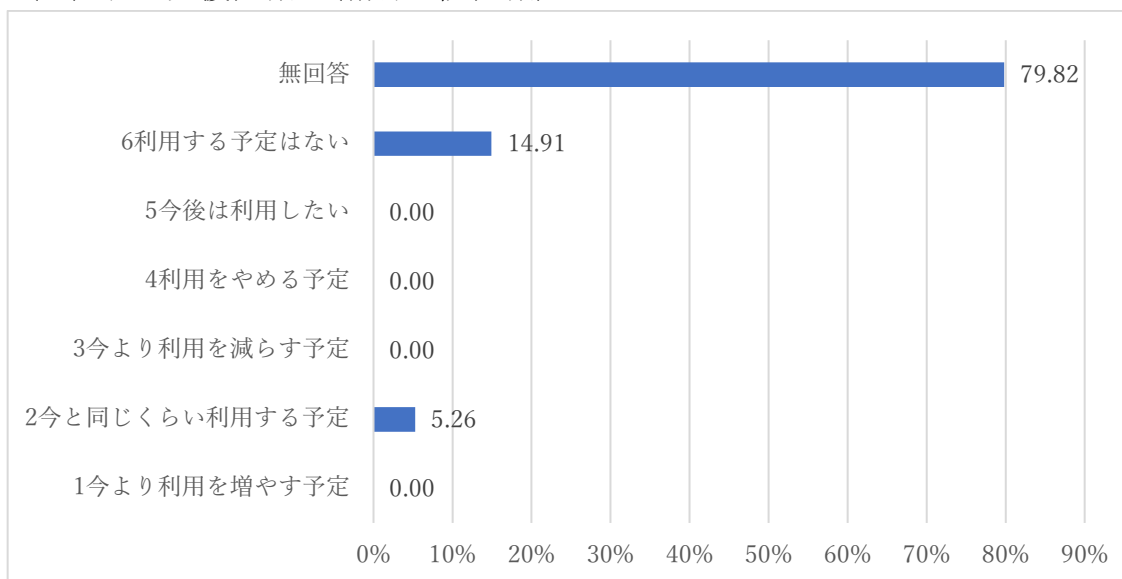
(27) 日中一時支援



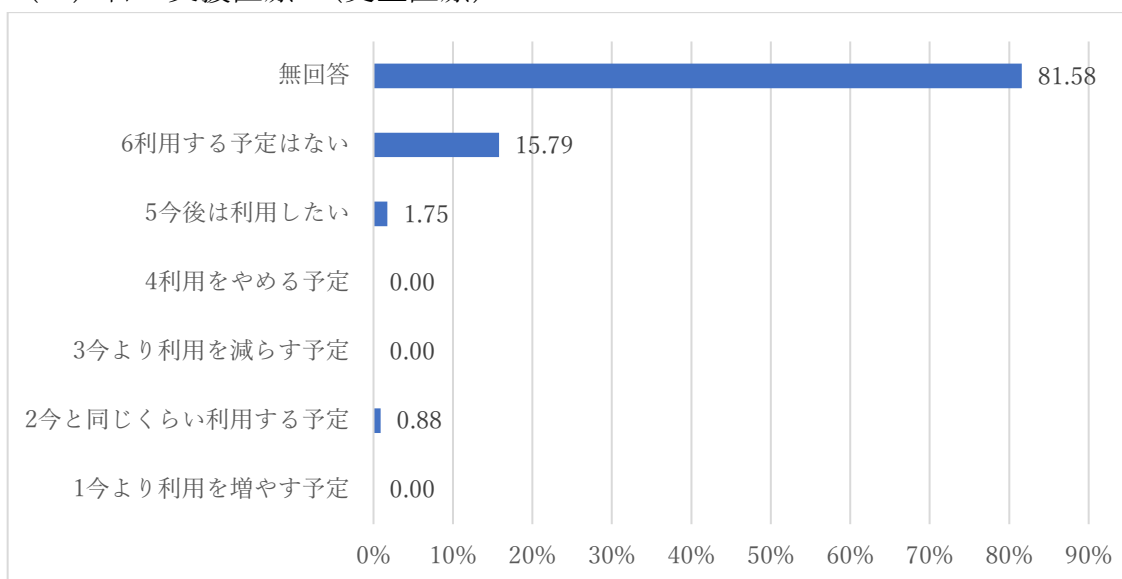
(28) 補装具費の支給



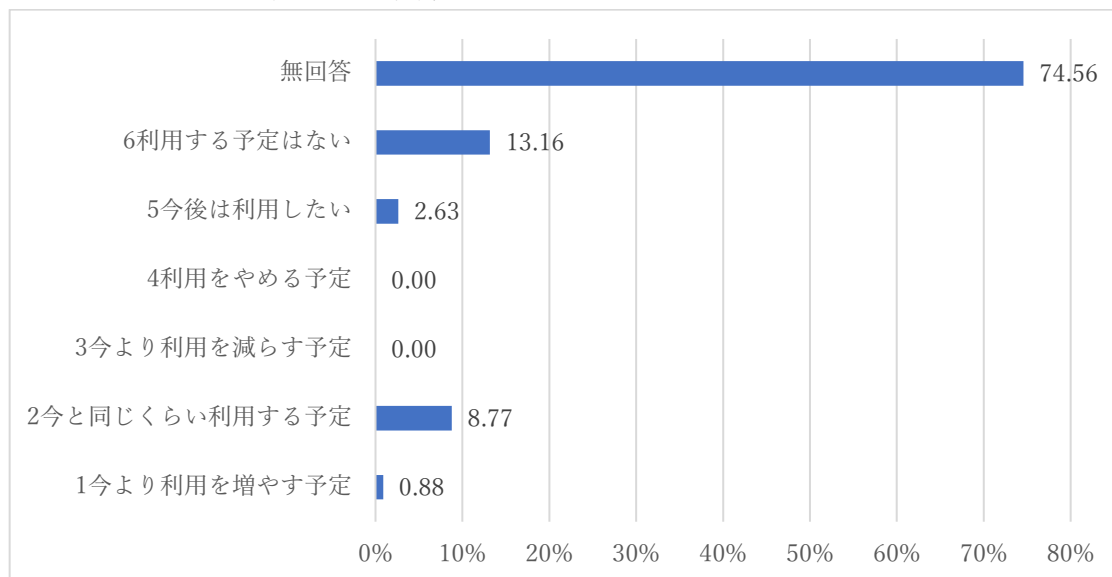
(29) 自立支援医療（精神通院医療）



(30) 自立支援医療（更生医療）



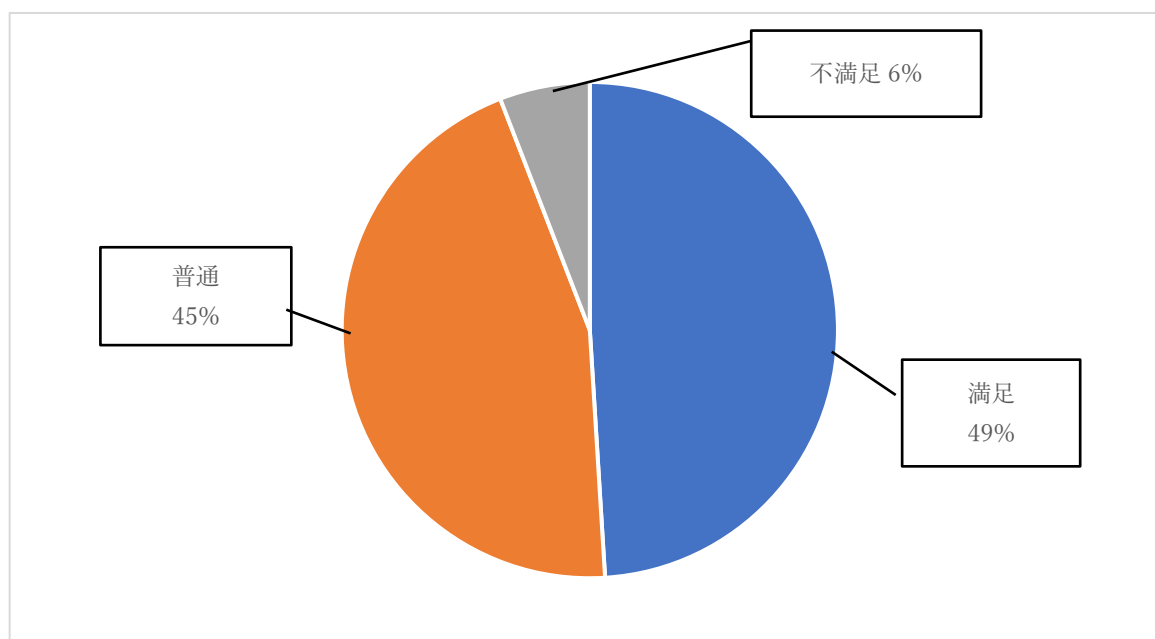
(31) 重度心身障害者医療費助成



問33 問32にあげられている各種サービスのいずれかを現在利用している方にうかがいます。

あなたは、現在利用しているサービスに満足していますか。

(1つに○、不満の場合は具体的な理由を記入してください。)



不満の具体的な理由

- ・会津には重度の知的障がい者のグループホーム(日中支援事業所)がない。
- ・サービスを利用できる事業所が少なすぎる

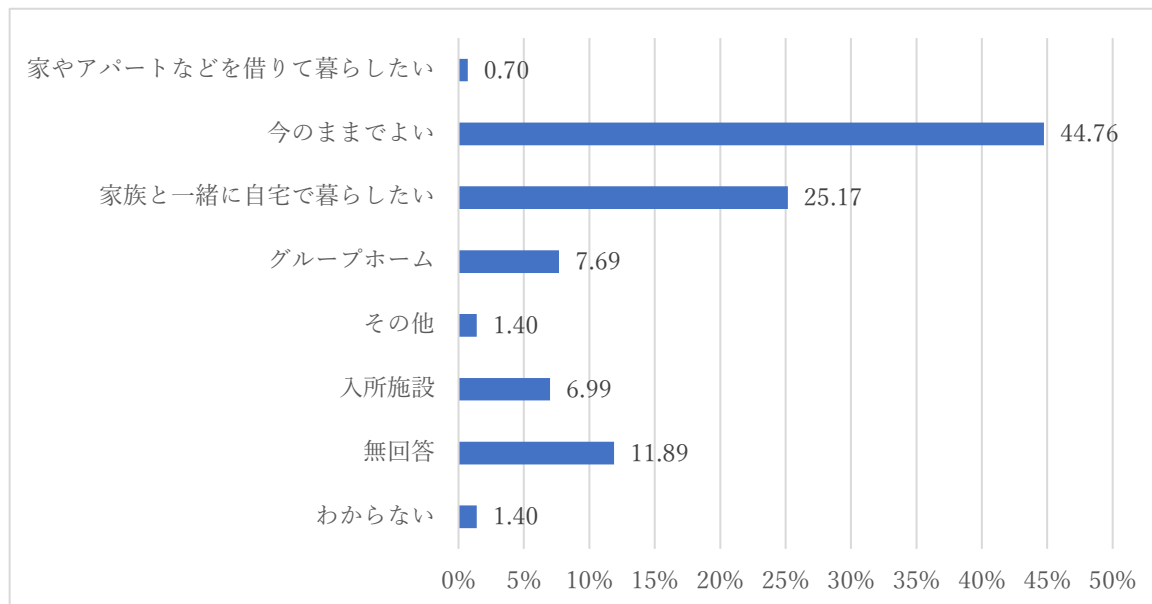
問34 今後、「このようなサービスがあるといいな」と思うサービスはありますか。

ありましたら、ご自由にお書きください。(自由記述)

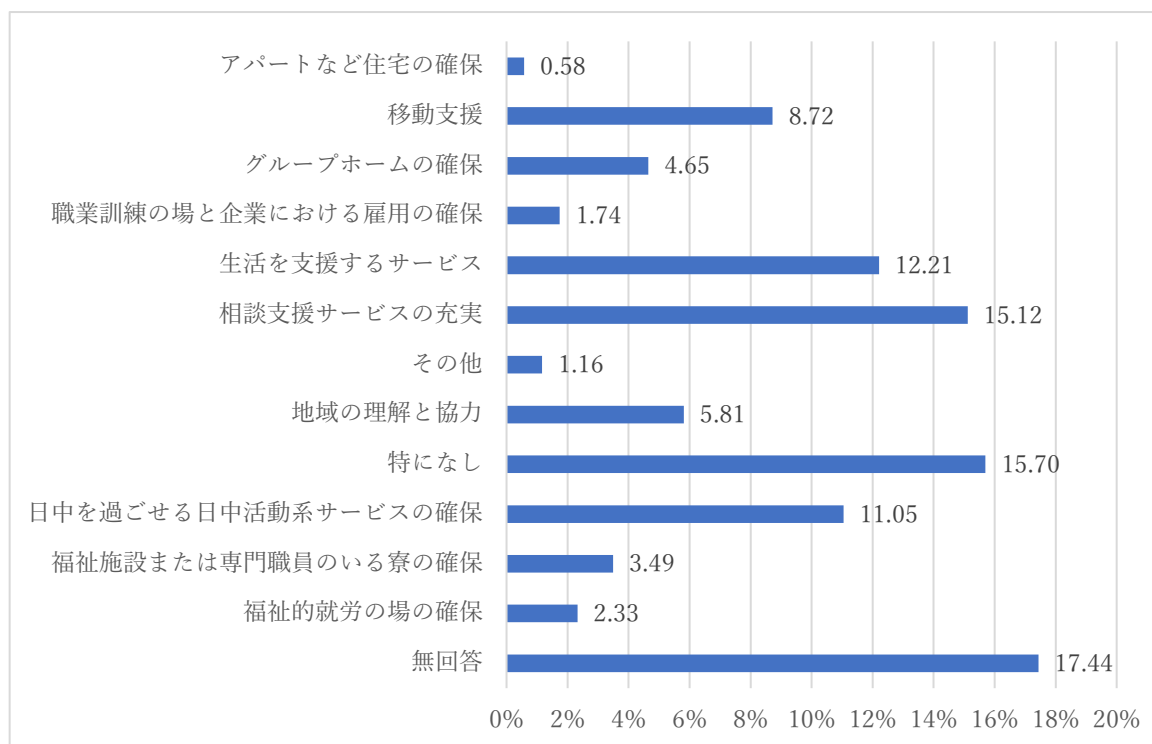
- ・移動支援
- ・町内送迎、午後まで通所可能な療育
- ・手足が不自由なので掃除を頼めるところがあるといいなと思います
- ・日中支援事業所

- ・日常の困りごとや病気や悩みをてがえるにきいてくれるサービスがほしい
- ・医療的ケアを必要とする方が利用できる生活介護と短期入所を一体的に行うサービス
- ・リハビリサービスの充実
- ・精神科入院の入院費負担軽減

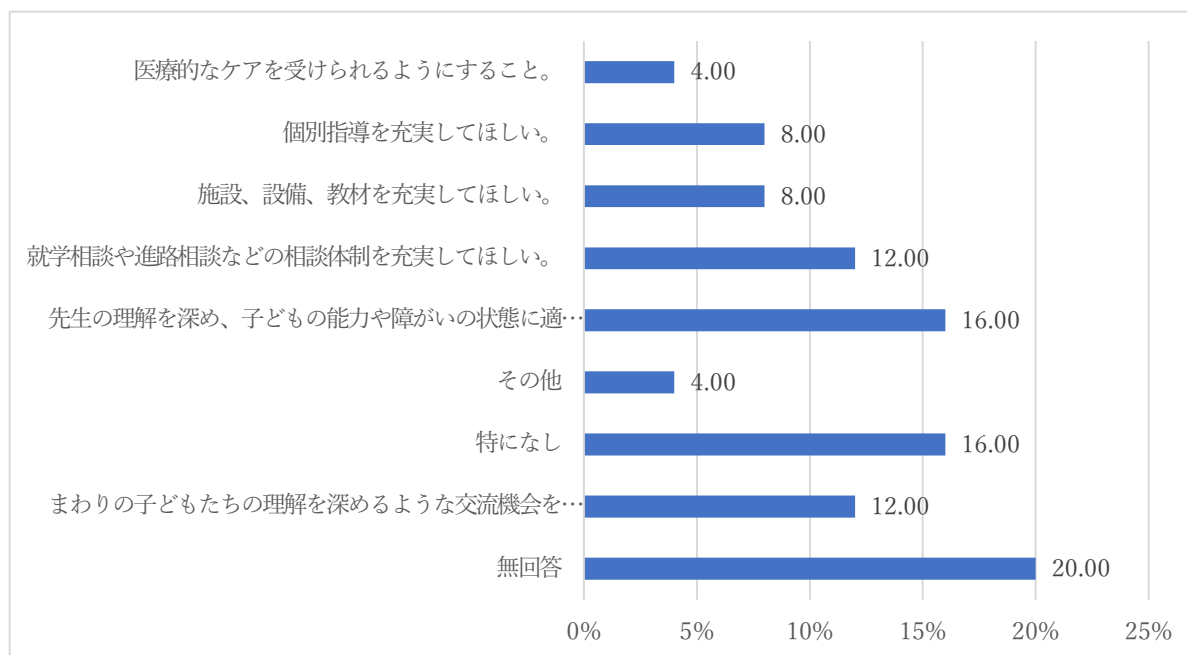
問35 今後、あなたはどこで暮らしていきたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



問36 あなたは、在宅での生活を続けるため、あるいは施設や病院から在宅生活へ移行するためには、どのような条件が必要だと思いますか。(3つまで○)



問37 現在、保育所・幼稚園・学校に通っている方について、宛名の保護者の方にうかがいます。
通園・通学先に望むことは、どのようなことですか。(あてはまるもの、すべてに○)



※ご意見、ご要望等ございましたら、ご記入ください。

福祉施設、障がい・介護サービスに関すること

- 夏場、冬場、2～3ヶ月入所したいと思っても空きがないと言われる。半年、1年先を問われる。今はあいてる処にいられてもらっているが希望日がとれない。初めてなので何もかも大変。事業所は貸したまま検査にはこないのか！ベットとか手摺とか見にこない。段差があるので斜め台はかえって危ないとじゃどうしたらいいに返答なし。入所の説明で受けたけど入ったら1ヶ月は出れないとエー！年は取っているのに延命処置用紙を問われびっくり。
- 現在町内には若者住宅等が多く作られているが障害者が入れる所がない。なぜでしょうか。老人ホームと同じ様な生活ができる所が必要だと思います。親がいなくなった場合その後の生活衣が不安なく安全安心して過ごせる場所があれば良いと思っています。これは強く要望したいことです！
- 急に親が不在になる時、病気急用などでいない時に一時的に預かってくれる所があればいいと思う。短期入所などは自宅からは遠いし、どこもいっぱい急な時は空いていない。竹田病院も費用が高く、近くにはない。自分が突然何かあったらどうしようと不安な時がある。親も高齢なため心配。
- 現在は今のままでよい。介護になった時、安い施設に入れるように希望したい。
- 親がいなくなった時に一人で暮らせるか心配。うまくコミュニケーションが取れないため、携帯を買ったり病院に行ったりするとき、契約時の時にサポートをしてくれる人がいると助かる。お金の管理やお部屋を片づけるのが苦手なので、何か困った時にフォローしてもらえたり手軽にメールなどで相談できるとありがたい。障害や病気のことを気軽に相談できる場所が欲しい。
- 数年後はデイサービスを受けるつもり

障がい児福祉サービス等に関すること

○駐車場がある公園、自由に行ける室内遊び場が町内にあると嬉しいです。

未就学児が利用できる一時預かり保育サービスがほしいです。

○現在、息子は高等部支援学校に通学しているが通学バスが出来たらと思う。また、小学、中学と磐梯小学校、磐梯中学校の特別支援学級に在籍し卒業しましたが発達障がい者の理解、保護者の要望ばかりで先生方のレベルの低さがっかりしました。ネウボラ計画は先生方の知識ではあまり意味が無かったです。もう少し、学校の先生方は研修や福祉事業の実習をこなし、障がい者よりの支援を願います。

仕事に関すること

○職場でいつも帰る時間にとつぜん話をきて急にとめて電車に間に合わなくなるから困ります。事務の女と関係ないおばさんが話をしてくるから困る。話をするなら昼休み時間に言ってほしいし何回も同じ事を言ってほしくない。

障害人どこバカしてほしくない。

仕事のこと分かるまで分かるように教えてほしい。

障害者でない人達が障害者人達私をイジメしてくるからこまる。

願います。障害者人達イジメをしないでほしいです。仲良くしてほしいです。

アンケート等に関すること

○アンケートをしていただきありがとうございました。アンケートの中に理解不能があり書く不安がありました。もし次回アンケートがありましたら該当がない場合で別記に書く項目があればよいかと思いました。

○別紙(サービスの説明)がありましたが、(1)～(31)までの説明をアンケート質問はじめる項目の上にあればわかりやすく感じました。

○このようなアンケートを実施し、当事者の声を拾い上げて下さることに感謝します。

○問 30、32 の意味が解らない

○これからどうぞよろしくお願い致します。

○いつも親切に対応していただいています。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○磐梯町障害者自立支援協議会設置要綱

平成26年10月21日

訓令第45号

改正 令和2年7月1日訓令第33号

令和5年3月20日訓令第8号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する相談事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行うため、磐梯町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の中立・公平性等の確保と事業所の運営評価に関すること。
- (2) 実務者会における協議の取りまとめと意見具申
- (3) 障害福祉計画等の検証
- (4) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (5) 地域社会との関係構築と課題への対応に関すること。
- (6) その他協議会並びに町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・福祉・医療の専門家
- (2) 学識経験者
- (3) 障害者当事者団体を代表する者
- (4) 特別支援学校
- (5) 民生児童委員
- (6) 指定相談支援事業者及び福祉サービス事業所

- (7) 商工関係者及び企業の代表者
 - (8) その他町長が必要と認める者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、最初に招集される会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会は、次の各号に掲げる事務を所掌し協議会へ付議する。
 - (1) 困難事例等の検討・調整
 - (2) 地域の関係機関によるネットワークづくりに係る協議
 - (3) 地域の社会資源の開発・改善に係る協議
 - (4) 障害者福祉計画等の具体化に向けた協議
 - (5) その他の所掌事項における資料の収集及び調査研究
- 3 部会は、第3条に規定する組織の関係職員（以下、「構成員」という。）をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、構成員の中から互選によりこれを決める。

5 部会長は、部会を招集し主宰する。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び部会の構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会及び部会の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月1日訓令第33号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月20日訓令第8号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前の組織については、なお従前の例による。

磐梯町障害者自立支援協議会委員名簿

1. 保健・福祉・医療の専門家

福島県会津保健福祉事務所	専門社会福祉主事	大竹 建次
福島県会津児童相談所	副主任心理判定員兼児童福祉司	門脇 俊平

2. 学識経験者

穴澤 孝子

3. 障害者当事者団体を代表するもの

鈴木 貞男

日下 穂純

高橋 仁美

島田 有子

4. 特別支援学校

福島県立猪苗代支援学校	教 諭	滝田 佑香
-------------	-----	-------

5. 民生児童委員

磐梯町民生児童委員協議会	副 会 長	小檜山 律子
--------------	-------	--------

6. 指定相談支援事業者及び福祉サービス事業所

地域生活支援センターいなわしろ

主任援助員兼相談支援アドバイザー兼相談支援専門員	佐竹 麻衣
--------------------------	-------

磐梯町地域包括支援センター	管 理 者	千葉 裕希
---------------	-------	-------

7. 商工関係者及び企業の代表者

磐 梯 町 商 工 会	会 員	古川 洸
-------------	-----	------

8. その他町長が必要と認める者

磐梯町社会福祉協議会	福祉活動専門員	大竹 亮
------------	---------	------



〒969-3392

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855番地
磐梯町役場 町民課 保健福祉係

電話：0242-74-1215 FAX：0242-73-2115

メールアドレス：bandai-hokenfukushi@town.bandai.fukushima.jp

